

国立研究開発法人国立環境研究所
第5期中長期目標期間における業務の実績に関する評価

令和8年8月31日
環 境 省

	目次	
1	評価の概要	1
2	総合評定	2
3	項目別評定総括表	5
	4 項目別評定調書	
第3	研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項	6
1.	環境研究に関する業務	6
(1)	重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進	7
(2)	環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進	1 3
(3)	国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進	1 9
(4)	国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進	2 2
2.	環境情報の収集、整理及び提供に関する業務	2 6
3.	気候変動適応に関する業務	3 2
	第4 業務運営の効率化に関する事項	
1.	業務改善の取組に関する事項	3 7
2.	業務の電子化に関する事項	3 9
第5	財務内容の改善に関する事項	4 2
	第6 その他の業務運営に関する重要事項	
1.	内部統制の推進	4 5
2.	人事の最適化	4 7
3.	情報セキュリティ対策の推進	5 0
4.	施設・設備の整備及び管理運用	5 1
5.	安全衛生管理の充実	5 3
6.	業務における環境配慮等	5 4
別紙	中長期目標・計画	5 7

1. 評価対象に関する事項		
法人名	国立研究開発法人国立環境研究所	
評価対象中長期 目標期間	中長期目標期間実績評価	第 5 期中長期目標期間
	中長期目標期間	令和 3 ～ 7 年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		環境大臣		
	法人所管部局	環境省大臣官房	担当課、責任者	総合政策課環境研究技術室 室長 谷貝 雄三
	評価点検部局	環境省大臣官房	担当課、責任者	総合政策課企画評価・政策プロモーション室 室長 一井 里映

3. 評価の実施に関する事項	
・ 令和 8 年 6 月 26 日（金） 国立環境研究所から主務省へ業務実績に関する報告を実施（オンライン）。 ・ 令和 8 年 7 月 14 日（火） 第 31 回環境省国立研究開発法人審議会にて、国立環境研究所理事長及び理事、監事等から当該研究所の業務実績に関する報告を聴取。その後、審議会委員から当該研究の実績を踏まえ意見を聴取。 ・ 令和 8 年 8 月 21 日（金） 第 32 回環境省国立研究開発法人審議会にて、第 31 回審議会での委員の意見等を踏まえ、作成した環境省評価書（案）について更に審議。	

4. その他評価に関する重要事項
—

1. 全体の評価		
評価 （S、A、B、C、D）	A：当該国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、当該法人の活動による成果、取組等について諸事情を踏まえて総合的に勘案した結果、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められる。	（参考：見込評価）
		A
評価に至った理由	重要度を高く設定している業務を含む、「第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」の全ての項目が 【A】であることを総合的に勘案し、また全体の評価を引き下げる事象もないことから全体の評価を【A】とした。	

2. 法人全体に対する評価
以下に示すとおり、国立研究開発法人の目的・業務、中長期目標等に照らし、法人の活動による成果、取組等について社会情勢を踏まえて総合的に勘案した結果、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められ、着実な業務運営がなされていると判断し、第5期中長期目標期間の国立研究開発法人国立環境研究所の実績評価については、総合評価をAとする。 第5期中長期目標・計画（令和3年度～令和7年度）に基づき、研究活動全般において、全体として国際的なインパクトがある成果が示されており、研究開発成果の最大化に向け、引き続き顕著な成果を上げている。また、研究から社会実装まで社会的課題の解決を念頭に置いた統合的な研究を強く意識した取組が進められていることが認められ、国内外における連携も強化され、国内に限らず国外でも注目・活用される成果が上がっている。 「第3 1. 環境研究に関する業務」については、戦略的研究プログラムをはじめとして、先見的・先端的な基礎研究、政策対応研究、知的研究基盤整備を含む業務全般において、研究開発成果の最大化に向けた取組が展開されている。これらの業務は、適切な研究体制のもと中長期目標の達成に向けて毎年度多様な研究が実施・蓄積されており、顕著な成果の創出や環境政策への貢献等が認められるとともに、有識者による外部研究評価においても高い評価を得ている。 「第3 2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務」については、メタデータの積極提供、一般向けのコンテンツによるわかりやすい情報提供や効果的な動画・積極的なプレスリリースによる情報発信などを通じ、効果的・継続的に国内外へ情報提供を行った点は高く評価できる。 「第3 3. 気候変動適応に関する業務」については、重要度・困難度が高く設定されている中、当初の目標を上回る成果を上げた。特に地域への知見の提供や地域気候変動適応センター等との積極的な協働・ネットワークなどへの貢献は顕著であり、高く評価できる。 今日の多様で複雑な環境問題のもとにおいては、持続可能な経済社会の構築に向けた変革が必要であり、その実現に向けては脱炭素（ネットゼロ）、循環経済（サーキュラーエコノミー）、自然再興（ネイチャーポジティブ）が達成される経済・社会への転換を統合的に実現していくことが必要である。国立環境研究所は、我が国の環境科学分野を牽引する役割を担っており、引き続き環境政策の決定に際し有効な科学的知見を創出・提供するとともに、政策の具体化・実施の場面においても科学的側面から強力なリーダーシップを発揮することが期待される。また、近年では、国立研究開発法人に対し経済・社会への知見・技術の還元をより一層期待されているところであり、次期中長期計画においては多様な機関との連携も視野に入れたより実装寄りの研究がなされることを期待する。 「第4 業務運営の効率化に関する事項」、「第5 財務内容の改善に関する事項」及び「第6 その他業務運営に関する重要事項」については、中長期目標・計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、 B評価と評価した。 各項目別評価やその重み付け、及び有識者の意見も踏まえて、全体としてA評価と評価した。

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等
・全国で多発する災害や人口減少を踏まえると、災害環境研究プログラムについては、持続可能地域共創プログラムとの連携強化（インフラ維持等）を含め転換期に来ており、再編された次期計画において、これまでの知見と課題が着実に活かされることを期待する。 ・第 31 回国立研究開発法人審議会資料 2 の P35-36 の説明は唐突感があるため、当該期間でどのような動きがあったかをわかるように整理いただいた方がわかりやすい。 ・エコチル調査に関する事業での追跡率が落ちている点について、原因を解明し、今後に活かす必要性を感じる。 ・エコチル事業も貴重な大規模データを有しているので、国際共同研究等にもさらに積極的に活かして欲しい。 ・共同研究機関や国際共著論文の数が顕著に増えていることは高く評価できる一方で、二国間協定および国際協定の件数がともに減少している点は、気がかりである。 ・第 3 2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務について、国民全体からビッグデータを得て、それを整理して共有するという観点が抜けているように感じるので、改善が必要。 ・環境省の関連だけではなく、他省庁にも活用してもらえようオープンデータ化を図り、情報活用での政策提言や指針への反映などの方策を確保すべきである。 ・今後は、センターから提供された情報が、どのように地域の気候変動適応策に活かされているかを調べる必要性がある。 ・国際、国と自治体、省庁を超えたネットワークが構築されたことは高く評価できる。公共事業への知見の活用例が出てきたことも特筆すべきであるが、地域レベルで活用できるデータベースの構築、公共事業に NbS を適切に活用できる仕組みの構築等への今後の更なる貢献が期待される。 ・新棟 ZEB 化の議論が実施されたことは評価できるが、今後、これを着実に実現するための手当が期待される。

4. その他事項
研究開発に関する審議会の主な意見 （全体） ・全体として国際的なインパクトがある研究成果がかなり出ているのではないかという印象を受けた。指標となっている項目のうち前中長期と比べて数が減少している項目があるが、単純に減っているという事実以外に合理的な説明を付すことで評価としてマイナスに捉えないような説明の仕方があるのであれば、そのように記載すべきである。 ・大変素晴らしい成果がたくさん出ていて感銘を受けた。論文数などの定量的な評価だけでなく、社会実装に繋がる研究成果を上げたことに対する評価指標を設けるなど、今後、強くアピールしていく必要があると感じた。 ・評価に関しては、事務局のご提案通りで異論はない。中長期目標期間全体の実績を記載する際に、今中長期よりも前から継続的に実施してきた研究と、今中長期から始めた研究による成果を書き分ける必要がある。 ・国際的にとても評価の高い研究をしていると評価する。 （第 3 1. 環境研究に関する業務） （1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 ・日本における環境研究をリードする機関として、国内外にその存在感を十分に示す成果を上げており、高く評価できる。一部の成果は S に該当するものも含まれると考えるが、総合的な評価として A 評価を支持する。 ・いずれのプログラムにおいても国内外における環境政策等に貢献する重要な成果を挙げている。 （2）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 ・幅広い研究分野の基礎的な調査研究を着実に進め、先導的な研究、政策対応研究、基盤的知見の蓄積のいずれの分野においても高い水準の成果を挙げており評価できる。期間評価として A 評価を支持する。 ・基礎研究から政策対応研究、知的研究基盤整備まで着実な研究成果をあげている。特に知的研究基盤整備は、国立環境研究所が担う役割として重要であり、国内外への貢献も大きい。 ・個別の課題に加え、生態系因果ネットワーク推定手法の開発のような統合的・横断的な観点で要請されている新たな課題にも挑戦しており、国環研の総合力を活かした発展が期待される。 （3）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進 ・複数の GOSAT 衛星システムの能力を最大限に生かし、信頼性が高く注目度も大きな研究を進めていることを高く評価する。また、参加率の低下などいくつかの課題を抱えつつもそれを克服する努力を重ねながら世界に類を見ないエコチル調査を継続的に進めている点も高く評価する。期間評価として A 評価を支持する。 ・いずれのプロジェクトも優れた研究成果をあげている。特に衛星観測に関する事業においては、国際的にも関心が高く、今後の地球規模の環境課題の観測においてさらなる貢献が期待される。 ・エコチル調査の長期継続とその分析結果が PFAS の影響評価を含め、人の安全に資する多様な成果を生み出しており、日本のユニークな研究成果として高く評価できる。

	(4) 国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 ・関連する研究機関等との連携を引き続き精力的に継続するとともに、環境研究の中核的機関として国際的なプレゼンスも高めており、評価できる。期間評価として A 評価を支持する。 ・国内外の政策に大きく貢献する成果をあげている。 (第3 2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務) ・環境研究の中核機関として、環境情報の収集・整理・発信を継続的かつ精力的に行っており高く評価する。評価として、期間評価として A 評価を支持する。 ・研究成果や環境情報の発信にも様々な工夫が行われており、制作した皆様の熱い思いが伝わる。小学生も含め若い世代・幅広い分野に広めていただきたい。 ・メタデータの数が増加し、動画への注目度も高まっており、改善の成果が如実に現れていることは評価できる。 (第3 3. 気候変動適応に関する業務) ・2018 年に設立した気候変動適応センターを中心に、情報の収集・整理・分析、都道府県又は市町村、地域気候変動適応センター（LCCAC）に対する技術的援助、他の国研との連携等を精力的に推進しており高く評価する。期間評価として A 評価を支持する。 (第4 業務運営の効率化に関する事項) ・経費、人件費、調達の各分野での業務改善を着実に進めており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。 ・2022 年度に設置した PMO を中心に業務改善を着実に進めており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。 (第5 財務内容の改善に関する事項) ・バランスの取れた収入の確保、保有財産の処分等を通じた財務内容の改善を継続的に進めており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。 ・競争的外部資金・受託収入も増加傾向にあり、評価すべきと考えます。 ・競争的外部資金の額が前期を上回ったことは評価できる。 (第6 その他業務運営に関する重要事項) ・規律ある組織運営に向けた努力を継続的に実施しており高く評価できる。期間評価として B 評価を支持する。 ・研修の受講率 100%等により、コンプライアンスの確保が適切に図られている。 ・複数の人事施策を用いて、優れた人材の確保に引き続き努力しており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。 ・情報セキュリティに関する所員教育、システムの改善などを継続的かつ精力的に実施しており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。 ・新たな認証基盤の導入等、適切にセキュリティ強化が図られている。 ・適正かつ合理的な施設・設備運営の努力を継続しており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。 ・適切な施設・設備更新は研究成果をあげるための基盤であり、計画通りに進んでいることが認められる。 ・所員の健康・安全に関する業務を適切に遂行しており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。 ・高ストレス者に対する面接指導等が適切に行われていると認められる。 ・環境に配慮した業務運営に向けた努力を継続的に進めており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。
監事の主な意見	中長期計画目標の達成に向けた研究業務は適切に実施されており、国環研ならではの研究成果も数多く生み出し、国際的にも高い社会価値を創成しているというふうに認識している。また、情報発信や国内外との研究機関の連携につきましても積極的に取り組まれているものと認識している。一方で、創出された研究成果や分析解析の研究成果をどのように次の活動、さらには政策提言を含めた社会実装へと結びつけていくことがますます重要になる。

様式２－２－３ 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（期間実績評価） 項目別評価総括表様式

中長期目標（中長期計画）	年度評価					中長期目標 期間評価		項目 別調 書No.	備考 欄
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
第1 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）									
第2 中長期目標の期間									
第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項									
1. 環境研究に関する業務	A	A	A	A	A	A	A	1	
（1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進	A	A	A	A	A	A	A	1	
（2）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進	A○	A○	A○	A○	A○	A	A	1	
（3）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進	A	A	A	A	A	A	A	1	
（4）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進	A	A	A	A	A	A	A	1	
2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務	A	A	B	A	A	A	A	2	
3. 気候変動適応に関する業務	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	<u>A○</u>	A	A	3	

中長期目標（中長期計画）		年度評価					中長期目標 期間評価		項目 別調 書No.	備考 欄
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
第 4 業務運営の効率化に関する事項										
	1. 業務改善の取組 に関する事項	B	B	B	B	B	B	B	4	
	2. 業務の電子化に に関する事項	B	B	B	B	B	B	B	4	
第 5 財務内容の改善に 関する事項		B	B	B	B	B	B	B	5	
第 6 その他の業務運営に関する重要事項										
	1. 内部統制の推進	B	B	B	B	B	B	B	6	
	2. 人事の最適化	B	B	B	B	B	B	B	6	
	3. 情報セキュリテ ィ対策等の推進	B	B	B	B	B	B	B	6	
	4. 施設・設備の整 備及び管理運用	B	B	B	B	B	B	B	6	
	5. 安全衛生管理の 充実	A	B	B	B	B	B	B	6	
	6. 業務における環 境配慮等	B	B	B	B	B	B	B	6	

※ 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

「項目別調査 No.」欄には、令和7年度の項目別評価調査の項目別調査 No. を記載。

※ モニタリング指標については、国立環境研究所が作成した「第5期中長期目標期間 業務実績等報告書」を参照。以下全ての項目別評価調査で同じ。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 1	第3 1. 環境研究に関する業務 （1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進、（2）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進、（3）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進、（4）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人国立環境研究所法第11条第1項
当該項目の重要度、困難度	（2）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 【重要度：高】	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシートID：003537

2. 主要な経年データ													
	主な参考指標情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	外部評価における評価	基準値等	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	（1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進	－	4.16	4.08	4.12	4.20	4.29	予算額（千円）	15,676,930	15,437,801	15,300,341	15,894,179	15,868,756
	（2）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進	－	4.77	4.47	4.33	4.33	4.33	決算額（千円）	14,142,467	15,605,458	16,001,546	16,554,608	20,130,968
	（3）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進	－	4.46	4.27	4.12	4.23	4.33	経常費用（千円）	18,459,375	18,070,232	19,161,017	19,894,044	23,362,950
	（4）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 外部機関との共著率 国内（国際）	－	95.0(50.5)	92.2(51.2)	89.6(49.8)	88.9(49.2)	92.5(52.9)	経常利益（千円）	17,774,278	18,524,672	19,252,355	20,116,061	24,988,196
	（4）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 学術的な会議の主催・共催の状況（国内・国外）	－	45	41	46	54	63	行政コスト（千円）	19,094,270	18,658,204	19,737,741	20,508,328	24,215,567
								従事人員数	224	225	222	216	218

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中長期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標、中長期計画は別紙参照							
	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
		主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	第3 1.（1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 ○課題に対して十分な取り組みが行われ、成果が得られているか 【評価指標】 ・具体的な研究開発成果 ・課題に対する取組の進捗・貢献状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等	第3 1.（1）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 ○気候変動・大気質研究プログラム（外部評価 4.46） ・パリ協定の目標達成に向けて、グローバルストックテイクと IPCC 評価報告書において政策貢献している。 ・グローバルストックテイクに関しては、各国が国連に提出する温室効果ガス（CO2、CH4）の排出量の検証・評価があり、吸収・放出量の時空間パターンを様々な大気 CO2 濃度観測データから推定する逆解析システム NISMON-CO2 を高解像度化し、CO2 フラックスの再現性評価を行ったところ、旧来手法と比較して北アメリカ域での CO2 排出やユーラシア大陸中央部から西部にかけての CO2 吸収をより精緻に表現できること、その年々変動をよく再現できることを解明。この成果を中心に研究結果を「温室効果ガス収支のマルチスケール推定に関する報告書」として 2022 年以降毎年作成して公開するとともに、UNFCCC に提出して貢献した。 ・IPCC 評価報告書に関しては、第 7 次評価報告書に向けて開始された SLCF（短寿命大気汚染物質。ブラックカーボンを含む）の排出インベントリ作成・評価があり、「中国からのブラックカーボン排出量の再評価」を中心に、「東アジアブラックカーボン排出量報告書 2024 年」を作成して公開するとともに、「2027 年 SLCF インベントリ方法論報告書」のスコーピングにインプットした。具体的には、IPCC CMIP6 モデル比較実験に参加した気候モデルによるブラックカーボン（BC）濃度の再現性を東アジア（福江島等）における 2010 年代以降の長期地上観測データを用いて検証したところ、中国の人為排出量の過大評価によりモデルは過去 10 年間の BC 濃度及び放射効果を過大評価しており、総じて CMIP6 のモデル出力が BC による大気加熱を過大評価していたことが示唆された結果を活用している。また、北極評議会に「BC と CH4 の排出量ナショナルレポート」を提出して「Expert Group on Black Carbon and Methane 4th Summary of Progress and Recommendations 2025」に貢献した。 ・将来の世界平均降水量増加の予測結果には、気候モデ	○研究プログラム全体を通して、重要性、緊急性の高い研究を重点的に推進し計画に沿った成果を上げることができた。 ○大気観測データを利用した逆解析結果の高解像度化は国際的な全球 CO2 研究コミュニティにおいて関心が高く、従来比で約 4 倍の高解像度化を達成したことは重要な成果である。今後の活用により、世界気象機関等のイニシアティブで国際的に進められる地球規模の CO2 吸収・放出量の常時モニタリングに大きな貢献が期待される。 ○気候の将来予測研究において、これまでの課題を打ち破	評定	A	評定	A
				＜評定に至った理由＞ ・外部評価委員会における総合評点の平均値は 4.29（5 段階評価） ＜項目別評定 A の判断根拠となる主要な事例＞ ○気候変動・大気質研究プログラム（外部評価 4.60） ・吸収・放出量の時空間パターンを様々な大気 CO2 濃度観測データから推定する逆解析システム NISMON-CO2 を高解像度化し、CO2 フラックスの再現性評価を行ったところ、旧来手法と比較して北アメリカ域での CO2 排出やユーラシア大陸中央部から西部にかけての CO2 吸収をより精緻に表現できること、その年々変動をよく再現できることを解明。 ・将来の世界平均降水量増加の予測結果には、気候モデル間でばらつきがあり不確実性が大きかった。67 の気候モデルによる気温と降水量のシミュレーションを観測と比較し、降水量変化予測の不確実性低減に世界で初めて成功。 ・IPCC CMIP6 モデル比較実験に参加した気候モデルによるブラックカーボン（BC）濃度の再現性を東アジア（福江島等）における 2010 年代以降の長期地上観測データを用いて検証したところ、中国の人為排出量の過大評価によりモデルは過去 10 年間の BC 濃度及び放射効果を過大評価しており、総じて CMIP6 のモデル出力が BC による大気加熱を過大評価していたこ		＜評定に至った理由＞ 外部評価による評点の中長期期間の平均で 4 を超えており、パリ協定の目標達成に向けた取組をはじめとする政策貢献や脱炭素・循環型社会形成に資する成果、人や環境の安全確保とリスク低減に資する成果、自然共生社会の実現に資する成果など、各年度における多様なテーマにおいて顕著な研究成果を挙げている。地方自治体等多様なステークホルダーとの協働も適切に行われ、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため、A 評定とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・論文数などの定量的な評価だけでなく、社会実装に繋がる研究成果を上げたことに対する評価指標を設けるなど、今後、強くアピールしていく必要性があると感じた。 ・日本における環境研究をリードする機関として、国内外にその存在感を十分に示す成果を上げており、高く評価できる。一部の成果は S に該当するものも含まれると考えるが、総合的な評価として A 評価を支持する。 ・いずれのプログラムにおいても国内外における環境政策等に貢献する重要な成果を挙げている。 ・全国で多発する災害や人口減少を踏まえると、災害環境研究プログラムについては、持続可能地域共創プログラムとの連携強化（インフラ維持等）を	

	ル間でばらつきがあり不確実性が大きかった。IPCC の第 6 次結合モデル比較プロジェクト（CMIP6）に提出された気候モデルを用いて 67 の気候モデルによる気温と降水量のシミュレーションを観測と比較し、降水量変化予測の不確実性低減に世界で初めて成功。この成果は、第 7 次評価報告書での CMIP7 に取り入れられ、将来予測の高精度化に貢献するものとなった。 ・これらの取組等によって、パリ協定で示された「1.5 度目標」等の気候安定化目標達成に向けた進捗確認や温室効果ガス測定の精緻化に資する成果を創出した。 ○物質フロー革新プログラム（外部評価 4.34） ・セメント・コンクリート部門を対象に、2050 年カーボンニュートラル（CN）と統合的な物質フローの将来像を解明。 ・コンクリートの練混段階から調整した模擬コンクリート再生砕石、生コンクリートの返却物から製造される返却コンクリート骨材を用い、有姿攪拌試験の試験条件がクロムの溶出濃度に与える影響を評価した。この結果は、再生砕石の有効利用と環境安全品質確保の両立に向けた試験法確立により、スラグ類 JIS の適用範囲を再生砕石へも拡張し、試験法の改正を検討する段階に移行していく予定である。 ・バイオマス熱分解において、原料中の K・Ca が CO2 還元と残渣の炭素分の CO への変換を促すことを見出した。木質バイオマスでは K 濃度に応じて反応温度が最大 141℃ 低下し、炭素残渣量は半減。Ca 濃度が特に高いメタン発酵残渣は CO2 との反応性も高く、ピーク温度は 741℃ まで低下し、反応後に無機分だけが残留。残渣も湿潤バイオマスのメタン発酵促進剤として優れることから、水素フリーの CO2 リサイクルと残渣ゼロ化を両立する効果的な炭素変換制御条件の方向性を見出した。 ・これらの取組等によって、持続可能な社会実現に資する成果を創出した。 ○包括環境リスク研究プログラム（外部評価 4.00） ・104 種の化学物質について種の感受性分布（SSD）に基づく 5%の生物種に影響を及ぼす濃度（HC5）を求めたところ、全体としては海産生物と淡水生物種で違いが認	る重要な成果である。今後、開発した不確実性制約の手法を用いて、地域ごとの熱波や大雨に関しても不確実性の低減が期待できる。 ○気候モデル比較実験は IPCC 報告書において重要な位置を占めるが、アジアの排出量が過大評価されていたことにより BC の大気加熱効果が過大評価されていたことは深刻で、次期の IPCC 報告書の研究において先導的な情報をもたらした。 ○物質バジェット（許容される物質の利用量）は、目指すべき社会像（例えば、気候目標が達成された社会）と物質利用の不整合・乖離の認知を促す指標である。セメント・コンクリート部門を対象として、CCS（Carbon dioxide Capture and Storage）の大量普及を前提としない供給側対策の場合は CN 達成が困難であること、達成には需要側対策が不可欠であることを指摘した本研究は、科学的目標をもって同部門の転換策の議論を支援する貴重な研究と言える。 ○この成果は、コンクリート再生砕石の有効利用と環境安全品質確保の両立に向けた試験法確立の根拠となるものであり、年間 3,000 万トンにのぼるコンクリート廃材をはじめとした土石系資源の循環利用維持への貢献が期待される。 ○リサイクルが課題となっているバイオマス燃焼灰中のカリウム分を触媒として利用し、CO2 の CO への還元促進とバイオ炭の品質向上を可能とする手法の開発である。バイオ炭への適用可能なバイオマスの範囲を拡大するとともに、高い機能性の付与によりバイオ炭の用途拡大に貢献することが期待できる。	とが示唆された。 ・これらの取組等によって、パリ協定の長期目標に向けた進捗確認や排出削減効果の検証に資する成果を創出した。 ○物質フロー革新プログラム（外部評価 4.44） ・セメント・コンクリート部門を対象に、2050 年カーボンニュートラル（CN）と統合的な物質フローの将来像を解明。 ・ケーブル類、玩具・子供製品、室内内装材から採取した 87 の軟質塩化ビニル樹脂試料の塩素化パラフィン（CP）の含有実態を解明。 ・バイオマス熱分解において、原料中の K・Ca が CO2 還元と残渣の炭素分の CO への変換を促すことを見出した。木質バイオマスでは K 濃度に応じて反応温度が最大 141℃ 低下し、炭素残渣量は半減。Ca 濃度が特に高いメタン発酵残渣は CO2 との反応性も高く、ピーク温度は 741℃ まで低下し、反応後に無機分だけが残留。残渣も湿潤バイオマスのメタン発酵促進剤として優れることから、水素フリーの CO2 リサイクルと残渣ゼロ化を両立する効果的な炭素変換制御条件の方向性を見出した。 ・これらの取組等によって、物質のライフサイクルに関わる生産者と消費者が「物質フローの長期革新戦略を持つ」ことを助けるための科学的知見を構築した。 ○包括環境リスク研究プログラム（外部評価 4.27） ・104 種の化学物質について種の感受性分布（SSD）に基づく 5%の生物種に影響を及ぼす濃度（HC5）を求めたところ、全体としては海産	含め転換期に来ており、再編された次期計画において、これまでの知見と課題が着実に活かされることを期待する。
--	--	--	---	---

	められなかったが、タイヤの酸化防止剤 6PPD の代謝物である 6PPD キノン（6PPD-Q）をはじめ、一部の物質（群）には特に高い感受性を示す種があることが判明。 ・測定困難な揮発性 PFAS14 物質及び揮発性 PFAS6 物質の定量分析法の開発と環境試料への適用検証を実施。 ・包括的な曝露評価として、複数の曝露経路（経口・経皮・吸入）、曝露源（16 種類）を考慮した、性別、年代別のビスフェノール A（BPA）とその代替物質（BPS, BPF）の曝露量の経年変化について求めた結果、成人男子の平均的な曝露量は半分程度に減少し、寄与率は過去も現在も食品の寄与が大きく、感熱紙由来の寄与が減少した。ビスフェノールの種類別の曝露割合については、過去は BPA の曝露がほぼ 100%であったが 2010 年代は BPA と BPS がほぼ半分ずつという結果となり、欧州食品安全機関は 2023 年にこれまでの毒性影響とは異なる免疫影響を用いて BPA の一日耐容摂取量（TDI）を数桁引き下げた。 ・これらの取組等によって、健康リスクの指標と生態リスクの指標を確立し、化学物質による汚染の総合的な管理手法の策定を可能にする包括的なリスク指標の提案を可能にする成果を得ることができた。 ○自然共生研究プログラム（外部評価 4.23） ・クマ類に関して、標識再捕獲に加えて、カメラトラップデータを用いた個体密度推定手法を開発し、景観の移動可能性（透過性）を考慮した定着範囲（ホームレンジ）の推定を統合することにより、地方公共団体の管理への活用が可能となった。これは、令和 7 年 11 月 14 日決定の「クマ被害対策パッケージ」における全国クマ個体数推定に活用された。 ・生物多様性保全と持続的利用を両立するために、グリーンインフラの投入可能性を検討。投入においては、社会的な制度や受容を考慮する必要がある、土地利用規制タイプによって全国市町村を類型化することによって、推進しやすいグリーンインフラを明らかにするとともに、地域での実践を他に展開するための基礎情報を提供した。 ・周辺の土地利用がニホンミツバチのハチミツや蜜ろう	○化学物質全体としては、種の感受性の分布には淡水生物・海産生物で大きな違いはないことがわかったが、6PPD-キノンをはじめ、一部の物質（群）には特に高い感受性を示す種があることがわかった。 ○PFASのうち、これまで定量が困難であった末端にアルコール基やスルホンアミド基を有する物質群の分析手法が確立されただけでなく、汚泥などの複雑なマトリックス中からの定量にも成功し、これらの汚染実態の把握への活用が進んだ。 ○様々な曝露経路を考慮したビスフェノール類の包括曝露評価を行うことで、ビスフェノール A から代替品へ移行するという曝露の経年変化を明らかにできた。 ○クマ類は第 5 期中長期目標期間に新たに発生した問題であったが、本 PJ におけるシカやイノシシの知見を活用して迅速かつ適切に対応し、政策にも貢献する重要な成果を発出できた。 ○地域での実践というボトムアップ・アプローチとともにこうしたトップダウン・アプローチを組み合わせることに	生物と淡水生物種で違いが認められなかったが、タイヤの酸化防止剤 6PPD の代謝物である 6PPD キノン（6PPD-Q）をはじめ、一部の物質（群）には特に高い感受性を示す種があることが判明。 ・測定困難な揮発性 PFAS 14 物質及び揮発性 PFAS 6 物質の定量分析法の開発と環境試料への適用検証を実施。 ・包括的な曝露評価として、複数の曝露経路（経口・経皮・吸入）、曝露源（16 種類）を考慮した、性別、年代別のビスフェノール A（BPA）とその代替物質（BPS, BPF）の曝露量の経年変化について求めた結果、成人男子の平均的な曝露量は半分程度に減少し、寄与率は過去も現在も食品の寄与が大きく、感熱紙由来の寄与が減少した。ビスフェノールの種類別の曝露割合については、過去は BPA の曝露がほぼ 100%であったが 2010 年代は BPA と BPS がほぼ半分ずつという結果となり、欧州食品安全機関は 2023 年にこれまでの毒性影響とは異なる免疫影響を用いて BPA の一日耐容摂取量（TDI）を数桁引き下げた。 ・これらの取組等によって、健康リスクの指標と生態リスクの指標を確立し、化学物質による汚染の総合的な管理手法の策定を可能にする包括的なリスク指標の提案を可能にする成果を得ることができた。 ○自然共生研究プログラム（外部評価 4.33） ・自治体・省庁の鳥獣に関する捕獲や分布域のデータを集約し、統一データベースを構築することにより、シカに関して全国での個体密度推定が可能となった。クマに関しては
--	---	---	---

	中の農薬濃度に及ぼす影響を評価した。農薬曝露頻度は周辺の農耕地割合が高いほど高く、森林割合が高いほど低いことが明らかとなった。また、都市割合が高いところでも一部の殺虫剤・除草剤の曝露頻度が高い傾向がみられた。 ・これらの取組等によって、第 5 期中長期目標期間に新たに発生したクマ類への迅速な対応により政府施策への貢献と地域における問題への対処のための基盤情報の提供を行うことができた。 ○脱炭素・持続社会研究プログラム（外部評価 4.26） ・日本を対象に、技術選択モデルや電源計画モデルを連携させて 2050 年までの脱炭素社会を実現するシナリオの定量化を実施。 ・CO2 排出が持続可能性指標にどう影響するかを理論分析し、1) 各資本への投資、2) 今期の排出の社会的費用、3) 将来の自国の削減の純費用、4) 将来の他国の排出による自国の社会的費用に要因分解できることを示した。 ・これらの取組によって、脱炭素で持続可能な社会の実現に向けた日本や世界への取組の支援に貢献した。 ○持続可能地域共創研究プログラム（外部評価 3.79） ・地方自治体でのカーボンニュートラルを目指した取組の支援として、国内の地方自治体（瀬戸内の工業地帯・福島県三島町・つくば市等）における脱炭素の可能性を調査し脱炭素支援のためのツール開発と普及を実施。 ・当プログラムは、学術的な成果にとどまらず、地域課題の解決や社会実装への貢献を重視して推進してきたが、評価が相対的に低くなっている。主な要因は、①第 5 期に開始した新規課題であり自治体等との関係構築に時間を要したこと、②地域課題の解決に重点を置いており論文等ににくかったこと、③個別対応が中心で全体としての一般性・普遍的な成果を示しにくかったことが考えられる。一方、外部評価委員からは好意的な声も多く、自治体の CO2 削減支援ツール開発やつくば気候市民会議、琵琶湖での取組など、地域に根ざした具体的な成果は着実に生まれている。これらを踏まえ、第 6 期の関連プログラムでは改善を図っていく予定である。構築した関係資産を活かし、ニーズの明確な地域で「出口研究」に注力し	より、今後の生物多様性保全と持続的利用におけるグリーンインフラ投入による介入の可能性を示すことができた。 ○農薬の暴露に関して土地利用との関係を初めて明らかにでき、今後の対策の必要性を示すことができた。市民科学としても高度な成果を挙げたと考えている。 ○日本を対象に、2050年脱炭素社会を実現するために必要な取組と、その効果や費用について定量的に明らかにし、対策のロードマップを提示することができた。 ○NSCC の計算を行った数少ない研究の一つである。また、損害アプローチに基づく持続可能性指標には、結果として、支払い能力と脆弱性が含まれており、今後の緩和努力の負担をめぐる国際交渉にとっても示唆的と考えている。 ○各地域の実情に応じて各地方公共団体での CO2 削減取組みを、脱炭素支援ツール、廃棄物の集積化処理、木質バイオマス利用、市民参加型の取り組みといったいろいろな方法で支援しており、国内の中小地方公共団体での CO2 削減方法の具体的な参考事例となり、日本国内の緩和策に貢献した。	データの不足があるが、地域によっては評価が可能で、福島県においては遺伝構造との統合解析が可能となった。これらに基づき、自治体の鳥獣管理への貢献。また、モニタリングやデータの充実にカメラトラップのネットワークを構築。・生物多様性保全と持続的利用を両立するために、グリーンインフラの投入可能性を検討。投入においては、社会的な制度や受容を考慮する必要があり、土地利用規制タイプによって全国市町村を類型化することによって、推進しやすいグリーンインフラを明らかにするとともに、地域での実践を他に展開するための基礎情報を提供した。 ・周辺の土地利用がニホンミツバチのハチミツや蜜ろう中の農薬濃度に及ぼす影響を評価した。農薬曝露頻度は周辺の農耕地割合が高いほど高く、森林割合が高いほど低いことが明らかとなった。また、都市割合が高いところでも一部の殺虫剤・除草剤の曝露頻度が高い傾向がみられた。 ・これらの取組等に関する研究成果が得られた。 ○脱炭素・持続社会研究プログラム（外部評価 4.06） ・日本を対象に、技術選択モデルや電源計画モデルを連携させて 2050 年までの脱炭素社会を実現するシナリオの定量化を実施。 ・CO2 排出が持続可能性指標にどう影響するかを理論分析し、1) 各資本への投資、2) 今期の排出の社会的費用、3) 将来の自国の削減の純費用、4) 将来の他国の排出による自国の社会的費用に要因分解できることを示した。	
--	---	---	--	--

	て確実な社会実装を果たすとともに、多様なプロジェクトの成果を共有・分析することで、水平展開に向けた地域協働のアプローチ（一般化・普遍化）を確立する。 ・人口減少下で税収や人手が不足する中、各地方自治体での排水污水处理、ごみ処理、バスなどの公共交通の持続可能性について、地方自治体の担当者と対話をしながら、地域の実情に応じた対策を提案。 ・これらの取組等によって、地方自治体による持続可能な地域社会構築のための検討等、地方の取組への支援に貢献した。 ○災害環境研究プログラム（外部評価 4.02） ・福島に新設される発電施設と同じ実機にて、通常の木質チップ燃焼とバークを 70%混合した燃焼（混焼）試験における灰の融解特性を調べ、バークを混焼しても懸念された灰の低温融解が生じないことを解明。本成果を自治体・施設運営関係者へ提供。また、本成果は施設設計や運転計画策定に活用。 ・災害廃棄物処理を円滑に進めるにあたり、令和元年東日本台風における連携実態の対応分析から、都市的地域では国や庁内組織との連携が中心であるなど、人口密度や地域のつながり等の地域特性に応じて連携すべき主体が異なることが示唆された。本成果は、ガバナンスネットワークの構築方法を明らかにするアクション・リサーチの設計への活用が見込まれる。 ・これらの取組等によって、福島の実環境復興や将来の災害への備えに資する研究成果を挙げるとともに、開発技術の実用化、地方環境研究機関への技術支援といった社会への技術の実装に貢献した。	○人口減少下で税収や人手が不足する中、各地方公共団体での排水污水处理、ごみ処理、バスなどの公共交通の持続可能性について、地方公共団体の担当者と対話をしながら、地域の実情に応じた対策を提案した。人口減少が進む地方都市の持続可能な社会の維持構築に貢献した。 ○福島の実環境復興に資する出口（社会実装）に向け、放射性セシウム動態も考慮した地域資源の利活用を目的とした技術開発の成果の一つであり、福島県における未利用資源の有効利用の促進と、地域分散型エネルギーシステムの持続性向上が期待できる。 ○大規模災害発生時における災害廃棄物処理に対する地域の主体間連携の重要性を示した成果であり、今後、モデル地域でのガバナンス構築研究の設計や、主体間連携に係る政策立案への活用が見込まれる。	・これらの取組によって、脱炭素で持続可能な社会の実現に向けた日本やアジア主要国の取組の支援に貢献した。 ○持続可能地域共創研究プログラム（外部評価 4.13） ・地方自治体でのカーボンニュートラルを目指した取組の支援として、国内の地方自治体における脱炭素の可能性を調査し脱炭素支援のためのツール開発と普及を実施。 ・人口減少下で税収や人手が不足する中、各地方自治体での排水污水处理、ごみ処理、バスなどの公共交通の持続可能性について、地方自治体の担当者と対話をしながら、地域の実情に応じた対策を提案。 ・これらの取組等によって、五島市、滋賀県等を例に持続可能な地域社会構築のための検討等、地方の実環境政策へ貢献した。 ○災害環境研究プログラム（外部評価 4.07） ・福島に新設される発電施設と同じ実機にて、通常の木質チップ燃焼とバークを 70%混合した燃焼（混焼）試験における灰の融解特性を調べ、バークを混焼しても懸念された灰の低温融解が生じないことを解明。本成果を自治体・施設運営関係者へ提供。また、本成果は施設設計や運転計画策定に活用。 ・災害廃棄物処理を円滑に進めるにあたり、令和元年東日本台風における連携実態の対応分析から、都市的地域では国や庁内組織との連携が中心であるなど、人口密度や地域のつながり等の地域特性に応じて連携すべき主体が異なることが示唆された。本成果は、ガバナンスネットワークの構築方法を明らかにす	
--	--	--	---	--

			るアクション・リサーチの設計への活用が見込まれる。・これらの取組等によって、福島環境復興や将来の災害への備えに資する研究成果を挙げるとともに、開発技術の実用化、地方環境研究機関への技術支援といった社会への技術の実装を進めた。 <審議会委員の意見等> ・環境問題は常に新たな課題が出てくる中で、災害環境研究プログラムのような内容を、継続して粘り強く取り組まれていることを高く評価します。 ・第5期見込みにおいても、外部評価委員会の総合評価平均4.29が見込まれており、評価できる。評価Aを支持します。 ・今後の課題として、とりわけ難易度が高い社会そのもののあり方に関わるプログラムについては、当該成果の有する社会的意義や射程（限界）を明確化し、多様な社会科学的見地からの助言を活用することも必要であると考えられる。 ・計画に沿った学術的かつ有用な環境研究に加え、激甚化する災害や激動する国際情勢に合わせた柔軟性の高い研究を進めることが求められる。 ・包括環境リスク研究プログラムの年度計画が達成目標にどう結びつくのか、水俣条約、ストックホルム条約にどう貢献するのか。	
--	--	--	---	--

	複雑な生態系観測データから因果ネットワークを得る手法を開発。 ・船舶の安全な航行や漁業活動のために重要な課題である湖沼における水草繁茂のモニタリングについて、水上ドローンを開発し、取得した画像から AI を用いた水草の自動抽出手法開発に着手した。長野県野尻湖での実証実験の結果、水上ドローンは衛星測位システムを用いた自動航行が可能であり、水面直下まで繁茂している水草の観測が可能になったことなど従来手法に比べて高い観測効率を得ることができた。 【地球システム分野】 ・独自に構築した長期排出インベントリを入力とした大気モデルを用い、日本国内の地表オゾン濃度の発生源感度（原因物質の排出量の変化に対する濃度変化）を評価した。地表オゾンの短期高濃度は、中国からの越境輸送の他、日本国内の人為・自然発生源の影響を受けており、これらの発生源への対策による一定程度の濃度低減が見込まれた。一方、地表オゾンの長期平均濃度については、アジア外からの輸送とバックグラウンドメタン反応の影響を強く受けているという結果が得られた。国内発生源への対策では地表オゾンの長期平均濃度を大きく低減させるのは難しく、世界各国が協調して全球規模でバックグラウンドオゾンを低減させる重要性が示唆された。等 （イ）政策対応研究 （外部評価 4.21） ・有害化学物質の認識および除去技術の開発や、焼却残渣の資源価値向上に貢献する研究、化学物質リスク評価等の基盤となるデータの信頼性を評価した研究、生物多様性の評価や保全および外来種防除に貢献する研究、福島県浜通りの産業復興に貢献する研究といった、環境研究・環境技術開発の推進戦略に対応した政策上重要な課題における成果が得られた。 ・以下の取組により、環境研究・環境技術開発の推進戦略に対応した政策上重要な課題における成果を得た。 【資源循環分野】 ・循環資源（発泡ガラス）と植物、微生物の相互作用を活用した植栽ユニットを開発した。本技術により、実汚染水中の短鎖・長鎖の有機フッ素化合物（PFAS）が除去されること、また、除去作用として、発泡ガラスへの吸着の他、	進でき、創発的、独創的な萌芽的研究を推進できたと評価する。 ○霞ヶ浦の長期モニタリングデータを活用し、最新の手法を用いた生態系変動予測を行うことができた。アオコの発生予測という環境問題への対処への展開が期待されるとともに、モニタリングの重要性を示す成果である。 ○湖沼の水草繁茂の状況は経時的に変化するため、本手法による水上ドローンを活用した正確な観測と AI による迅速なマップ化が可能になることにより、水草の繁茂に悩まされている自治体などによる効率的な水草の刈り取り時期の選定のための意思決定などに応用が期待できる成果である。 ○環境省において見直しが行われた光化学オキシダント（主にオゾン）の環境基準（短期と長期）の達成に向けた方向性を明らかにすることができ、環境省が策定した「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」にも反映させることができた。 ○計画に沿って、事業的取組を実施し、環境政策へと貢献する成果が得られた。 ○PFAS に汚染された実排水から植栽ユニットを用いて PFAS が除去されることを示した。従来技術よりも、低コ	価や保全および外来種防除に貢献する研究、福島県浜通りの産業復興に貢献する研究といった、環境研究・環境技術開発の推進戦略に対応した政策上重要な課題における成果が得られた ・（外部評価委員）比較的新しい分野である災害環境分野や気候変動適応分野でも基礎研究のみならず政策対応研究でも新たな研究成果が積極的に進められ、新たな研究の体系化ができつつあると評価された。 また、マングース防除事業のように実際の意思決定支援に貢献する成果が出ている点について、高く評価された。 （ウ）知的研究基盤の整備（外部評価 4.63） ・船舶観測による温室効果ガス（CO₂・CH₄）の長期モニタリングや、微細藻類の無菌化手法の開発、鉛や化学物質による汚染状況の把握、環境標準物質の開発等、継続的かつ安定的な基盤整備を実施。 ・（外部評価委員）長期にわたる取り組みから成果が多数生み出されていることが高く評価された。また、データベースの整備と公開、並びに労力のかかる藻類・シアノバクテリア株の無菌化とその維持を実施していることについても高く評価を受けた。地球環境の長期的なモニタリングや試料の長期的保存は貴重であり、国の研究所として引続き取り組むべきという意見をいただいた。 <項目別評定 A の判断根拠となる主な事例> （ア）先見的・先端的な基礎研究 【資源循環分野】 ・フロー方式の NPs 標準粒子作製
--	--	--	--

	生物反応の寄与が示されるとともに、PFAS の物性が除去機構に影響を及ぼすことが明らかとなった。 ・年間約 6 万 t のごみを焼却することで、金 (Au) は年間約 14kg、銅 (Cu) は約 67t 発生し、落じん灰を分離回収することで Au は年間約 3.2kg、Cu は約 12t を回収できることを明らかにした。 【環境リスク・健康分野】 ・化学物質排出移動量届出制度 (PRTR: Pollutant Release and Transfer Register) 届出排出移動量データの正確性 (信頼性) を算出方法の観点から評価し、正確性向上のための方策 (適切な算出方法の推奨など) を提案。本研究の論文が環境科学会論文賞を受賞した。 【生物多様性分野】 ・統計モデリングを用いて、環境 DNA メタバーコーディングにおける種検出の誤差に対処できる新たな解析手法を提案した。これにより、偽陰性を踏まえた種分布・種多様性評価や、モデルに基づく調査設計の最適化が可能となった。 ・長期モニタリングデータに基づく事業評価手法開発と政策対応として、環境省による奄美大島のマングース防除事業において根絶確率の算出を行い、令和 5 年の根絶確率は約 99% であることが示され、令和 6 年 9 月の根絶宣言の根拠として採用された。 【災害環境分野】 ・福島イノベーション・コースト構想の政策ネットワーク構造を分析し、本構想に関与する団体を対象としたアンケート調査を実施、対象団体と他団体の協調関係 (情報提供) の有無や政治的影響を得点化した。結果、本構想の政策ネットワークは福島原発事故前に「原子力村」を構成していた団体が影響力をもち、産官学に偏った構造を示すこと、構想に参画する団体は多数・多種多様で、分野毎に傾向が異なり、権力・影響力は分散していることを明らかにした。 等 (ウ) 知的研究基盤の整備 (外部評価 4.53) ・船舶観測による温室効果ガス (CO2・CH4) の長期モニタリングや、微細藻類の無菌化手法の開発、鉛や化学物質による汚染状況の把握、環境標準物質の開発等、継続的かつ安定的な基盤整備を実施。 ・以下の取組により、国研ならではの長期継続的な基盤整備により、国内外の研究コミュニティに貢献した。	ストかつ除去特性において優れた点もあり、民間企業との連携も視野に入れ社会実装を目指している。 ○現在ほとんどが埋立処分されている都市ごみの焼却残渣の資源循環は、環境政策上の優先課題である。本研究成果により、新たな循環経済システム形成に資する基礎的な知見を提供できた。今後は、自治体との民間との連携によりビジネスモデルの検討を進めていく。 ○化学物質のリスク評価等様々な場面で活用されている PRTR 届出データについて、算出方法の観点から見たデータの信頼性を網羅的に調査、整理した。PRTR データの正確性向上に向けた行政的検討やより適切なデータの活用 に貢献する成果が得られたと評価できる。 ○環境 DNA 分析において課題となる偽陰性の検出誤差 (生息している種が不検出となる誤差) を考慮して正確に種多様性を評価するためのデータ解析手法を開発することができた。公開した R パッケージは 9,000 回以上ダウンロードされ、提案手法の普及も進んできていると考える。 ○奄美大島におけるマングースの根絶は長期間定着した繁殖個体群の根絶事例としては世界最大の事例である。定量的な分析に基づく根絶確率の評価が根絶宣言に活かされた点は、外来生物防除の政策対応研究として重要な成果である。また、大規模な外来生物防除の根絶確認に必要な手順を示した点で今後の事業への波及効果も大きい。 ○福島県浜通りの産業復興を進めてきたイノベ構想の政策ネットワーク分析を実施することで、参画団体の多様化と権力・影響力の分散を確認し、震災前との状況の違いを明らかにする有用な成果である。今後、浜通りでの自治体政策支援、広域での産業振興に際して、実態に基づく方策検討ができる基盤成果となることが見込まれる。 ○第 5 期中長期目標期間研究計画に沿って着実に整備を推進することができた。	技術を開発した。連続かつ安定した粒子作製が可能となり、従来法 (バッチ式) に比べて作製速度は 10 倍向上した。また、温度制御による粒径制御に成功し、生物へのリスクが高いとされる 100 nm 以下の粒子作製が可能となった。 ・海洋環境での物理作用を再現するプラスチック微細化試験装置を製作。最小 2 μm サイズまでのプラスチックの微細化速度を評価できる方法を開発。 ・これまでに開発したナノプラスチック (NPs) 標準粒子作製法により作製した、同位体元素ラベル化 NPs 粒子を用いて、NPs 定量分析における誤差を補正する手法を開発。 【環境リスク・健康分野】 ・市町村の消防署より提供を受けた匿名化済みの熱中症搬送情報、高解像度気象データ、AI 技術の機械学習を用いて、12 時間毎の市町村単位の熱中症発症者数を高精度に予測する AI モデルを作成。 【生物多様性分野】 ・AI 技術の一つエコステートネットワークを用いて、複雑な生態系観測データから因果ネットワークを得る手法を開発。 ・屋外に設置した音声レコーダーから収集した音声ファイルを機械学習により自動的に音源と発生方位を特定する音声認識システムを開発。 【地球システム分野】 ・日欧共同地球衛星観測ミッション EarthCARE における雲・エアロゾル推定アルゴリズムの改良を実施等
--	--	--	---

	【地球システム分野】 ・民間海運会社（トヨフジ海運）の協力により、日本-北米間と日本-オセアニア間を航行する貨物船舶2隻で洋上大気と海洋表層観測を、日本-東南アジア間を航行する貨物船舶1隻で洋上大気観測を実施した。日本-北米間航路では、令和6年度船内に設置した植物プランクトン群集組成の自動測定センサーを用いて、これまで難しかったCO2分圧（pCO2）と植物プランクトン群集を同じ時空間解像度でモニタリングする体制を確立。 ・大気中CH4濃度の時間・空間変動を詳細に把握するため、日本ー北米間と日本ーオセアニア間を航行する船舶によって観測された緯度毎の大気中CH4濃度の年平均値を求め、同じ時期で比較すると、CH4の消滅が卓越する低緯度でCH4濃度は低く、発生源を含む陸地面積の広い中高緯度で高くなる傾向を示した。 【生物多様性分野】 ・「NBRP 基盤技術整備（令和5-6年度）」で採択された「藻類リソースにおける無菌化関連技術の開発と運用」において、効率的な藻類株の無菌化手法の開発と改良を促進。特殊ゲルを重層したメッシュフィルターに細胞を通過させる無菌化手法を新たに開発。従来法と比較して、数十倍の効率化、ハイスループット化を実現化した。この手法により無菌化が困難・不可能とされてきた種の無菌化に成功。令和5年度は8株、令和6年度は17株を無菌化するなど、その有効性を確認。 ・国環研環境試料タイムカプセル棟で凍結保存されていた猛禽類の肝臓試料を中心に、74個体分の肝臓試料を収集し、鉛濃度を測定。その結果、ハヤブサ3個体、トビ2個体、オオタカ1個体において0.6mg/kg乾燥重量を超える鉛が検出。本州以南に分布する猛禽類において鉛汚染が発生していることが判明。この結果に基づき、環境省は、本州以南においても、令和7年度から段階的に鉛製銃弾の使用を規制する方針を発表した。 【基盤計測業務】 ・第5期に新規開発する環境認証標準物質（CRM）と環境標準物質（RM）を示した。「頭髮」CRM、「松葉」RMは、本年度、分譲を開始。等	○地球温暖化の原因物質である温室効果ガス（CO2等）について、その大気と海洋での交換量に関する観測を30年近い長期にわたり高精度かつ高い時間分解能で実施し、今回それに加えて植物プランクトンの動態も同時把握可能な長期モニタリング体制を実現したことは、大学等では難しい国立環境研究所独自の貴重な知的研究基盤であると自己評価することができる。 ○本研究は1）独自の多種の観測プラットフォームによって、2）大学等では困難な長期的な視点に立って実施された観測結果の集大成であり、国環研における温室効果ガス研究のマイルストーンとなる成果であると自己評価できる。 ○今回確立した微細藻類の無菌化手法は、効率とハイスループット性で従来法の追従を許さない画期的な方法である。この方法により、無菌化困難であった藻類株の無菌化、環境サンプルからの直接無菌株作成、無菌化細胞のシングルセルゲノミクスにも成功している。今後、様々な分野での微細藻類研究を大きく発展しうるゲームチェンジャーとなりうる。また、原理的に藻類以外の微生物の無菌化にも適用可能である。 ○研究基盤である希少動物の保存細胞を活用し、鉛濃度の分析に基づいて鉛弾規制という政策に直結する成果を得ることができた。 ○令和6年8月からNIES CRM No.13-a 頭髮およびNIES RM No.1001 松葉ⅠおよびNo.1002 松葉Ⅱの頒布を開始した。これらについて、積極的な利用に向けた広報活動（JASISにおけるブース設置、水銀の国際学会ICMGP2024での発表、既存ユーザーに向けたニュースレ	＜その他事項＞ ・有用かつ学術的にも優れた成果が得られていると評価する。 ・先端的基礎研究から環境政策、知的研究基盤整備までの取り組みが着実に進んでいる。特に研究所でしかできない長期継続的な基盤整備への貢献は大きい。 ・有用かつ学術的意義のある成果や、長期にわたる取り組みならではの成果が多数出されていることが評価されている。一方で長期にわたる研究がマンネリ化しないように次期目標を見極めつつ進める必要がある。 ・「環境研究の各分野における科学的知見の創出」という設定が、可能性を制限しているのではないかと感じた。たとえば災害については、近年の地球温暖化による豪雨災害の予測と緩和策は政策課題となり得、地球環境保全分野・地球システム分野、災害環境分野などが連携して取り組むことで有効な知見が創出される可能性がある。 （イ）政策対応研究 【資源循環分野】 ・循環資源（発泡ガラス）と植物、微生物の相互作用を活用した植栽ユニットを開発。 ・落じん灰の回収による焼却残渣の資源価値向上と金属回収の促進への貢献。 ・化学物質排出移動量届出制度（PRTR（Pollutant Release and Transfer Register））届出排出移動量データの正確性（信頼性）を算出方法の観点から評価し、正確性向上のための方策（適切な算出方法の推奨など）を提案。本研究の論文が環境科学会論文賞を受賞。 【生物多様性分野】 ・統計モデリングを用いて、環境DNA
--	--	--	---

			ターの発行）による効果的に実施できた。また、令和 6 年度に頒布開始を目指している大気粉塵の CRM についても、順調に開発を進めている。以上から、当初の目標を達成したと評価できる。	メタバーコーディングにおける種検出の誤差に対処できる新たな解析手法を提案。これにより、偽陰性を踏まえた種分布・種多様性評価や、モデルに基づく調査設計の最適化が可能となり、環境省生物多様性センターの環境 DNA 技術標準化業務にて本手法が活用された。 ・長期モニタリングデータに基づく事業評価手法開発と政策対応として、環境省による奄美大島のマングース防除事業において根絶確率の算出。個体数推定に基づく方法（個体数トレンド再構築）とわな位置・探索犬ルートの緯度経度を用いたシミュレーション手法（空間明示的根絶確率評価）により令和 5 年における根絶確率は約 99%であることが示された。この成果は令和 6 年 9 月の根絶宣言の根拠として採用された。 【災害環境分野】 ・福島県の浜通り地域等 15 市町村の復興政策・拠点整備事業と脱炭素政策を網羅的にデータベース化。産業政策に着目し、37 産業団地 168 事業所の特徴を分析した結果、製造業 52.6%、建設業 13.9%を占めているが、中・小分類まで見ると、業種は多様なことが判明した。研究成果は、自治体担当者との協議の一助とするとともに、近隣自治体の動向把握と広域連携の双方を見据えた検討の基礎材料として活用を進めている。等 （ウ）知的研究基盤の整備 【地球システム分野】 ・民間海運会社（トヨフジ海運）の協力により、日本-北米間と日本-オセアニア間を航行する貨物船舶 2 隻で洋上大気と海洋表層観測を、日本-東南アジア間を航行する貨物船舶 1 隻で洋上大気観測を実施した。日本-北米	
--	--	--	--	--	--

				間航路では、令和 6 度船内に設置した植物プランクトン群集組成の自動測定センサーを用いて、これまで難しかった CO2 分圧 (pCO2) と植物プランクトン群集を同じ時空間解像度でモニタリングする体制を確立。 ・大気中 CH4 濃度の時間・空間変動を詳細に把握するため、日本ー北米間と日本ーオセアニア間を航行する船舶によって観測された緯度毎の大気中 CH4 濃度の年平均値を求め、同じ時期で比較すると、CH4 の消滅が卓越する低緯度で CH4 濃度は低く、発生源を含む陸地面積の広い中高緯度で高くなる傾向を示した。 【生物多様性分野】 ・「NBRP 基盤技術整備 (令和 5・6 年度)」で採択された「藻類リソースにおける無菌化関連技術の開発と運用」において、効率的 な藻類株の無菌化手法の開発と改良を促進。特殊ゲルを重層したメッシュフィルターに細胞を通過させる無菌化手法を新たに開発。従来法と比較して、数十倍の効率化、ハイスループット化を実現化した。この手法により無菌化が困難・不可能とされてきた種の無菌化に成功。令和 5 年度は 8 株、令和 6 年度は 17 株を無菌化するなど、その有効性を確認。 ・国環研環境試料タイムカプセル棟で凍結保存されていた猛禽類の肝臓試料を中心に、74 個体分の肝臓試料を収集し、鉛濃度を測定。その結果、ハヤブサ 3 個体、トビ 2 個体、オオタカ 1 個体において 0.6mg/kg 乾燥重量を超える鉛が検出。本州以南に分布する猛禽類において鉛汚染が発生していることが判明。この結果に基づき、環境省は、本州以南においても、令和 7 年度から段階的に鉛製銃弾の使用	
--	--	--	--	---	--

				を規制する方針を発表した。 【基盤計測業務】 ・第 5 期に新規開発する環境認証標準物質（CRM）と環境標準物質（RM）を示した。「頭髮」CRM、「松葉」RM は、令和 7 年度、分譲を開始。等										
第 3	1.（3）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進 ○計画に沿って主導的に実施されているか 【評価指標】 ・実施の状況 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価における評点 等 【モニタリング指標】 ・プロダクト配布システム登録ユーザー数 ・プロダクト等の配布件数 ・追跡率（現参加者／出生数） 等	第 3	1.（3）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進 【衛星観測事業】（外部評価 4.30） ・GOSAT および GOSAT-2 プロジェクトにおいては標準プロダクトなどの作成、配布、検証を進め、特にカラム平均濃度については、GOSAT・GOSAT-2 とともに最新バージョンのプロダクト作成を進めるとともに、14 年にわたる全大気平均濃度データの公開や都市からの排出量推定などにも取り組んだ。 ・GOSAT-GW プロジェクトにおいては地上システムの製造と試験を実施。 ・これらのシステムを稼働させる計算機設備の導入（商用クラウドも含む）を進め、JAXA における搭載観測機器の試験データを用いた温室効果ガス濃度の推定を行った。 ・気候変動政策担当者向け、地球観測関係者向け、アカデミア／若手研究者向けなど、多様な対象に応じたアウトリーチ活動として、特に UNFCCC COP29 では現地セミナーや展示などを実施。 ・GOSAT と GOSAT-2 の同期観測データを用いて両衛星のカラム平均気体濃度の整合性評価を行い、両者は概ね 1%以内で一致していることを示した。 ・大気中のメタン濃度は 2009 年の GOSAT の観測開始以来上昇を続けているが、GOSAT 全大気平均濃度の年平均値の増分については 2009～2020 年は 8±3ppb／年であったのに対し、2020～2021 年はその倍以上の 17ppb／年となった。 本件については主要報道各社の取材や報道などが複数行われた。 ・GOSAT プロジェクトではレベル 4A プロダクトとして全球を 43 領域に分割したインバージョン解析によるメタンの月毎フラックスデータを公開しているが、南米	○GOSAT および GOSAT-2 のプロダクト配布、GOSAT-GW のデータ処理システムの開発は概ね計画通りに進んでおり、計画に沿って主導的に事業を実施できていると考える。また国連会議におけるサイドイベント実施など国際的なプレゼンスを高める活動を令和 6 年度に引き続き実施したことも特筆すべき成果である。 ○複数の衛星からなる GOSAT シリーズの活用を進める上で、衛星間の整合性に関する今回の成果は非常に重要である。 ○本報道発表はその後主要報道各社の後追い報道も含め、社会にインパクトを与えたと考える。 ○計画に沿って主導的に事業を実施できたと考えている。	<table><tr><th>評価</th><th>A</th></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞ 【衛星観測事業】（外部評価 4.40） ・GOSAT および GOSAT-2 プロジェクトにおいては標準プロダクトなどの作成、配布、検証を進め、特にカラム平均濃度については、GOSAT・GOSAT-2 とともに最新バージョンのプロダクト作成を進めるとともに、14 年にわたる全大気平均濃度データの公開や都市からの排出量推定などにも取り組んだ。 ・GOSAT-GW プロジェクトにおいては地上システムの製造と試験を実施。 ・これらのシステムを稼働させる計算機設備の導入（商用クラウドも含む）を進め、JAXA における搭載観測機器の試験データを用いた温室効果ガス濃度の推定を行った。 ・気候変動政策担当者向け、地球観測関係者向け、アカデミア／若手研究者向けなど、多様な対象に応じたアウトリーチ活動として、特に UNFCCC COP29 では現地セミナーや展示などを実施。 ・GOSAT と GOSAT-2 の同期観測データを用いて両衛星のカラム平均気体濃度の整合性評価を行い、両者は概ね 1%以内で一致していることを示した。 ・大気中のメタン濃度は 2009 年の GOSAT の観測開始以来上昇を続け</td></tr></table>	評価	A	＜評価に至った理由＞ 【衛星観測事業】（外部評価 4.40） ・GOSAT および GOSAT-2 プロジェクトにおいては標準プロダクトなどの作成、配布、検証を進め、特にカラム平均濃度については、GOSAT・GOSAT-2 とともに最新バージョンのプロダクト作成を進めるとともに、14 年にわたる全大気平均濃度データの公開や都市からの排出量推定などにも取り組んだ。 ・GOSAT-GW プロジェクトにおいては地上システムの製造と試験を実施。 ・これらのシステムを稼働させる計算機設備の導入（商用クラウドも含む）を進め、JAXA における搭載観測機器の試験データを用いた温室効果ガス濃度の推定を行った。 ・気候変動政策担当者向け、地球観測関係者向け、アカデミア／若手研究者向けなど、多様な対象に応じたアウトリーチ活動として、特に UNFCCC COP29 では現地セミナーや展示などを実施。 ・GOSAT と GOSAT-2 の同期観測データを用いて両衛星のカラム平均気体濃度の整合性評価を行い、両者は概ね 1%以内で一致していることを示した。 ・大気中のメタン濃度は 2009 年の GOSAT の観測開始以来上昇を続け		<table><tr><th>評価</th><th>A</th></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞ 外部評価による評点が 4 を超えており、GOSAT データを活用した研究が進展し、衛星間の整合性評価も実施。第五期中長期目標期間の最終年度である令和 7 年度には、予定より遅れはしたが同年度内に GOSAT-GW の打ち上げに成功するとともに、メタン濃度の増分が加速化していることなど、メディア等で注目を集めた。エコチル調査については、妊娠中の血中金属濃度の子どもへの影響分析に加え、PFAS と染色体異常に関する研究の成果が、内閣府食品安全委員会の評価書に国内のエビデンスとして提供されるなど着実に進展しており、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため、A 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・エコチル調査の参加率が減っていく中で、参加者数維持のために有効な手段について回答者とのコミュニケーションを通じて見極める必要がある。 ・エコチル調査に関する事業での追跡率が落ちている点について、原因を解明し、今後に活かす必要性を感じる。 ・複数の GOSAT 衛星システムの能力を最大限に生かし、信頼性が高く注目度</td></tr></table>	評価	A	＜評価に至った理由＞ 外部評価による評点が 4 を超えており、GOSAT データを活用した研究が進展し、衛星間の整合性評価も実施。第五期中長期目標期間の最終年度である令和 7 年度には、予定より遅れはしたが同年度内に GOSAT-GW の打ち上げに成功するとともに、メタン濃度の増分が加速化していることなど、メディア等で注目を集めた。エコチル調査については、妊娠中の血中金属濃度の子どもへの影響分析に加え、PFAS と染色体異常に関する研究の成果が、内閣府食品安全委員会の評価書に国内のエビデンスとして提供されるなど着実に進展しており、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため、A 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・エコチル調査の参加率が減っていく中で、参加者数維持のために有効な手段について回答者とのコミュニケーションを通じて見極める必要がある。 ・エコチル調査に関する事業での追跡率が落ちている点について、原因を解明し、今後に活かす必要性を感じる。 ・複数の GOSAT 衛星システムの能力を最大限に生かし、信頼性が高く注目度	
評価	A													
＜評価に至った理由＞ 【衛星観測事業】（外部評価 4.40） ・GOSAT および GOSAT-2 プロジェクトにおいては標準プロダクトなどの作成、配布、検証を進め、特にカラム平均濃度については、GOSAT・GOSAT-2 とともに最新バージョンのプロダクト作成を進めるとともに、14 年にわたる全大気平均濃度データの公開や都市からの排出量推定などにも取り組んだ。 ・GOSAT-GW プロジェクトにおいては地上システムの製造と試験を実施。 ・これらのシステムを稼働させる計算機設備の導入（商用クラウドも含む）を進め、JAXA における搭載観測機器の試験データを用いた温室効果ガス濃度の推定を行った。 ・気候変動政策担当者向け、地球観測関係者向け、アカデミア／若手研究者向けなど、多様な対象に応じたアウトリーチ活動として、特に UNFCCC COP29 では現地セミナーや展示などを実施。 ・GOSAT と GOSAT-2 の同期観測データを用いて両衛星のカラム平均気体濃度の整合性評価を行い、両者は概ね 1%以内で一致していることを示した。 ・大気中のメタン濃度は 2009 年の GOSAT の観測開始以来上昇を続け														
評価	A													
＜評価に至った理由＞ 外部評価による評点が 4 を超えており、GOSAT データを活用した研究が進展し、衛星間の整合性評価も実施。第五期中長期目標期間の最終年度である令和 7 年度には、予定より遅れはしたが同年度内に GOSAT-GW の打ち上げに成功するとともに、メタン濃度の増分が加速化していることなど、メディア等で注目を集めた。エコチル調査については、妊娠中の血中金属濃度の子どもへの影響分析に加え、PFAS と染色体異常に関する研究の成果が、内閣府食品安全委員会の評価書に国内のエビデンスとして提供されるなど着実に進展しており、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため、A 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・エコチル調査の参加率が減っていく中で、参加者数維持のために有効な手段について回答者とのコミュニケーションを通じて見極める必要がある。 ・エコチル調査に関する事業での追跡率が落ちている点について、原因を解明し、今後に活かす必要性を感じる。 ・複数の GOSAT 衛星システムの能力を最大限に生かし、信頼性が高く注目度														

		の亜熱帯領域（領域 15）においてメタンフラックスと各種気象データなど（陸水貯留量、湿地面積、降水量など）との相関が高く、同領域のメタンフラックスはこれらのパラメータにコントロールされている可能性が高いことが明らかになった。 【エコチル調査事業】（外部評価 4.25） ・約 10 万人の妊婦のうち、血中 PFAS 濃度を調べることができた約 25,000 人のデータを分析した（染色体異常が確認された子どもは 44 人）。その結果、PFAS 濃度が 2 倍になるごとに、子どもの染色体異常の年齢調整オッズ比は 2.25（95%信頼区間：1.34 から 3.80）となる結果が示され、母親の PFAS ばく露と子どもの染色体異常との関連の可能性が示唆された。ただし、研究の限界により今回得られた結果をもってすぐに PFAS と染色体異常の関連性を結論づけることはできず、染色体異常が確認された症例数を増やした追加的な疫学研究や生物学的なメカニズムに関する実験研究等、今後の検討が必要である。 ・約 95,000 組の母子を対象に、妊婦の血中金属類と 3 歳までの成長パターンとの関連について解析した結果、妊娠中の血中鉛濃度やセレン濃度が高いと、子どもが出生時に小さく、その後 3 歳までは低水準の成長を示した。妊娠中の鉛とセレンのばく露が、3 歳までの成長に影響する可能性を示した。 ・約 85,000 組の母子を対象に、妊婦の血液中鉛濃度と生まれた子どもの出生性比との関連を明らかにするため妊婦の血液中鉛濃度別に 5 つのグループに分け解析した。その結果、妊婦の血液中鉛濃度が高くなることと、男児の出生割合が大きくなることとの関連を示した。	○計画の通り、調査の中心機関として全国のユニットセンターの統括管理を適切に行うことができた。また、これにより、着実にデータや試料の収集を行い、事業を進めることができた。 ○近年、特に社会的課題となっている PFAS による環境汚染について、日本国内における疫学調査のエビデンスが少ない中で、その健康影響に関するエビデンスを創出し、プレスリリース等による成果の社会への発信を行い、社会貢献に寄与したものと考える。 ○エビデンスを創出するとともにプレスリリース等による成果の社会への発信を行い、社会貢献に寄与したものと考える。 ○エビデンスを創出するとともにプレスリリース等による成果の社会への発信を行い、社会貢献に寄与したものと考える。	ているが、GOSAT 全大気平均濃度の年平均値の増分については 2009～2020 年は 8±3ppb／年であったのに対し、2020～2021 年はその倍以上の 17ppb／年となった。本件については主要報道各社の取材や報道などが複数行われた。 ・GOSAT プロジェクトではレベル 4A プロダクトとして全球を 43 領域に分割したインバージョン解析によるメタンの月毎フラックスデータを公開しているが、南米の亜熱帯領域（領域 15）においてメタンフラックスと各種気象データなど（陸水貯留量、湿地面積、降水量など）との相関が高く、同領域のメタンフラックスはこれらのパラメータにコントロールされている可能性が高いことが明らかになった。 【エコチル調査事業】（外部評価 4.27） ・約 10 万人の妊婦のうち、血中 PFAS 濃度を調べることができた約 25,000 人のデータを分析した（染色体異常が確認された子どもは 44 人）。その結果、PFAS 濃度が 2 倍になるごとに、子どもの染色体異常の年齢調整オッズ比は 2.25（95%信頼区間：1.34 から 3.80）となる結果が示され、母親の PFAS ばく露と子どもの染色体異常との関連の可能性が示唆された。ただし、研究の限界により今回得られた結果をもってすぐに PFAS と染色体異常の関連性を結論づけることはできず、染色体異常が確認された症例数を増やした追加的な疫学研究や生物学的なメカニズムに関する実験研究等、今後の検討が必要である。 ・約 95,000 組の母子を対象に、妊婦の血中金属類と 3 歳までの成長パ	も大きな研究を進めていることを高く評価する。また、参加率の低下などいくつかの課題を抱えつつもそれを克服する努力を重ねながら世界に類を見ないエコチル調査を継続的に進めている点も高く評価する。期間評価として A 評価を支持する。 ・いずれのプロジェクトも優れた研究成果をあげている。特に衛星観測に関する事業においては、国際的にも関心が高く、今後の地球規模の環境課題の観測においてさらなる貢献が期待される。エコチル事業も貴重な大規模データを有しているので、国際共同研究等にもさらに積極的に活かして欲しい。 ・エコチル調査の長期継続とその分析結果が PFAS の影響評価を含め、人の安全に資する多様な成果を生み出しており、日本のユニークな研究成果として高く評価できる。
--	--	--	---	---	---

			ターンとの関連について解析した結果、妊娠中の血中鉛濃度やセレン濃度が高いと、子どもが出生時に小さく、その後3歳までは低水準の成長を示した。妊娠中の鉛とセレンのばく露が、3歳までの成長に影響する可能性を示した。 ・約85,000組の母子を対象に、妊婦の血液中鉛濃度と生まれた子どもの出生性比との関連を明らかにするため妊婦の血液中鉛濃度別に5つのグループに分け解析した。その結果、妊婦の血液中鉛濃度が高くなることと、男児の出生割合が大きくなることとの関連を示した。 ＜審議会委員の意見等＞ ・衛星観測，エコチル調査ともに継続的かつ着実に実施されており，国際的にもインパクトのある知見が得られている。また，エコチル調査における40歳までの調査期間延長等，今後の展望についても適切に検討がなされている。 ・エコチル調査の高い参加継続率は大変評価できるが、今後は、思春期を迎える子どもたちの追跡が主となり、アンケート回収率が下がることは大いに予想される。研究の質を維持するための対策を検討する必要がある。 ・GOSAT/GOSAT-2/GOSAT-GWについては、貴重なデータを広く活用してもらうために、今後も国際的プレゼンスを高める努力を続ける必要がある。エコチル調査に関する事業については、委員会から出されているように継続的研究体制、データ活用、国際連携の観点も加味しつつ進めることが期待される。 ・衛星観測事業およびエコチル調査事業ともに、期待される業務を着実に
--	--	--	--

				実施している。また、それらの事業を通じて得られるデータの提供ならびにそれらを用いた有用な研究が多数行われており、高く評価できる。評価Aを支持します。																																			
	第3 1.（4）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 ○中核的研究機関としての役割を発揮しているか ○様々な主体との連携・協働は適切に実施されているか ○環境政策への貢献、成果の外部機関への提供、知的財産の精選・活用など、研究成果の活用促進等に適切に取り組んでいるか 【評価指標】 ・大学、企業、他研究機関との共同研究の実施状況 ・外部機関との共著率(国内・国際) ・国際機関等の活動への参加・協力 ・学術的な会議の主催・共催の状況(国内・国際) ・学会等における活動状況(国内・国際) ・国内外機関と人材・施設・情報・データ・知見等の連携状況 ・キャパシティビルディングの場の提供状況 ・成果の集積、情報基盤の構築状況 ・環境政策への主な貢献事例の状況 ・データベース・保存試料等の提供状況 ・特許取得を含む知的財産の活用等の取組状況 等 【モニタリング指標】	第3 1.（4）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 ○評価のポイント ・紙上発表を行った英語論文の他機関との共著率91.6%、国際共著率50.7%。 ・令和3年度から令和7年度までの（一人あたり）誌上発表（査読あり）平均件数：1.32（第4期中長期目標期間の平均値 1.42） なお、「(一人あたり) 誌上発表（査読あり）」件数には国際誌のほか、和文誌に掲載されたものも含む。実態としては、その多くが国際誌に掲載されている。 ・令和3年度から令和7年度までの（一人あたり）誌上発表（査読なし）平均件数：0.48（第4期中長期目標期間の平均値 0.55） なお、一般の方々に向けたわかりやすい知見の普及において、「査読なし」の和文解説記事等が果たす役割は重要である。社会に向けた重要なアウトリーチ活動として、こうした国内・一般向けの情報発信についても次期中長期において十分に評価していく。 ・令和3年度から令和7年度までの（一人あたり）口頭発表（国内）平均件数：2.54（第4期中長期目標期間の平均値 2.70） ・令和3年度から令和7年度までの（一人あたり）口頭発表（国外）平均件数：0.74（第4期中長期目標期間の平均値 0.88） ・令和3年度から令和7年度までの学術的な会議を249件開催（主催・共催） ・令和3年度から令和7年度まで、334課題の共同研究契約を締結：独法（59件）、大学（148件）、民間企業（211件）、その他（42件）	○国際共著率の上昇は、国際共同研究が盛んに行われていることを示している。 ○多岐の分野にわたる学会の委員として活動していることに加え、理事等の重要な役職を委嘱されている。 ○研究成果の発表により、科学・学術分野へ適切に貢献していると考えられる。	<table><tr><th>評価</th><th>A</th></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">○評価のポイント</td></tr><tr><td colspan="2">・紙上発表を行った英語論文（413報）のうち、他機関との共著率88.9%（367報）、国際共著率49.2%（203報）。</td></tr><tr><td colspan="2">・令和3年度から令和6年度までの（一人あたり）誌上発表（査読あり）平均件数：1.31（第4期中長期目標期間の平均値 1.42）</td></tr><tr><td colspan="2">・令和3年度から令和6年度までの（一人あたり）誌上発表（査読なし）平均件数：0.49（第4期中長期目標期間の平均値 0.55）</td></tr><tr><td colspan="2">・令和3年度から令和6年度までの（一人あたり）口頭発表（国内）平均件数：2.48（第4期中長期目標期間の平均値 2.70）</td></tr><tr><td colspan="2">・令和3年度から令和6年度までの（一人あたり）口頭発表（国外）平均件数：0.73（第4期中長期目標期間の平均値 0.88）</td></tr><tr><td colspan="2">・令和3年度から令和6年度までの学術的な会議を191件開催（主催・共催）</td></tr><tr><td colspan="2">・令和3年度から令和6年度まで、251課題の共同研究契約を締結：独法（45件）、大学（107件）、民間企業（144件）、その他（35件）</td></tr><tr><td colspan="2">・令和3年度から令和6年度まで、112課題の協力協定等を締結：独法（27件）、大学（55件）、民間企業</td></tr></table>	評価	A	＜評価に至った理由＞		○評価のポイント		・紙上発表を行った英語論文（413報）のうち、他機関との共著率88.9%（367報）、国際共著率49.2%（203報）。		・令和3年度から令和6年度までの（一人あたり）誌上発表（査読あり）平均件数：1.31（第4期中長期目標期間の平均値 1.42）		・令和3年度から令和6年度までの（一人あたり）誌上発表（査読なし）平均件数：0.49（第4期中長期目標期間の平均値 0.55）		・令和3年度から令和6年度までの（一人あたり）口頭発表（国内）平均件数：2.48（第4期中長期目標期間の平均値 2.70）		・令和3年度から令和6年度までの（一人あたり）口頭発表（国外）平均件数：0.73（第4期中長期目標期間の平均値 0.88）		・令和3年度から令和6年度までの学術的な会議を191件開催（主催・共催）		・令和3年度から令和6年度まで、251課題の共同研究契約を締結：独法（45件）、大学（107件）、民間企業（144件）、その他（35件）		・令和3年度から令和6年度まで、112課題の協力協定等を締結：独法（27件）、大学（55件）、民間企業		<table><tr><th>評価</th><th>A</th></tr><tr><td colspan="2">＜評価に至った理由＞</td></tr><tr><td colspan="2">第5期中長期目標期間内に設置された産学連携コーディネーターによる支援もあり、五年間を通じて継続して高い外部機関との共著率及び学術的な会議の主催・共催数を維持し、地方環境研究所との連携も一層推進された。また、大学や企業等との共同研究が推進され、国環研第一号のベンチャーが認定された。さらに、ワークショップなどを通じて災害・復興の現場での対話や支援を実施し、国際的にも気候変動分野などで大きな貢献を果たした。それらに加えて、国内施策への貢献などでも着実な情報発信を実施しており、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため、A評価とした。</td></tr><tr><td colspan="2">＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞</td></tr><tr><td colspan="2">・指標となっている項目のうち前中長期と比べて数が減少している項目があるが、単純に減っているという事実以外に合理的な説明を付すことで評価としてマイナスに捉えないような説明の仕方があるのであれば、そのように記載すべきである。</td></tr><tr><td colspan="2">・関連する研究機関等との連携を引き続き精力的に継続するとともに、環境研究の中核的機関として国際的なプレ</td></tr></table>	評価	A	＜評価に至った理由＞		第5期中長期目標期間内に設置された産学連携コーディネーターによる支援もあり、五年間を通じて継続して高い外部機関との共著率及び学術的な会議の主催・共催数を維持し、地方環境研究所との連携も一層推進された。また、大学や企業等との共同研究が推進され、国環研第一号のベンチャーが認定された。さらに、ワークショップなどを通じて災害・復興の現場での対話や支援を実施し、国際的にも気候変動分野などで大きな貢献を果たした。それらに加えて、国内施策への貢献などでも着実な情報発信を実施しており、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため、A評価とした。		＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞		・指標となっている項目のうち前中長期と比べて数が減少している項目があるが、単純に減っているという事実以外に合理的な説明を付すことで評価としてマイナスに捉えないような説明の仕方があるのであれば、そのように記載すべきである。		・関連する研究機関等との連携を引き続き精力的に継続するとともに、環境研究の中核的機関として国際的なプレ	
評価	A																																						
＜評価に至った理由＞																																							
○評価のポイント																																							
・紙上発表を行った英語論文（413報）のうち、他機関との共著率88.9%（367報）、国際共著率49.2%（203報）。																																							
・令和3年度から令和6年度までの（一人あたり）誌上発表（査読あり）平均件数：1.31（第4期中長期目標期間の平均値 1.42）																																							
・令和3年度から令和6年度までの（一人あたり）誌上発表（査読なし）平均件数：0.49（第4期中長期目標期間の平均値 0.55）																																							
・令和3年度から令和6年度までの（一人あたり）口頭発表（国内）平均件数：2.48（第4期中長期目標期間の平均値 2.70）																																							
・令和3年度から令和6年度までの（一人あたり）口頭発表（国外）平均件数：0.73（第4期中長期目標期間の平均値 0.88）																																							
・令和3年度から令和6年度までの学術的な会議を191件開催（主催・共催）																																							
・令和3年度から令和6年度まで、251課題の共同研究契約を締結：独法（45件）、大学（107件）、民間企業（144件）、その他（35件）																																							
・令和3年度から令和6年度まで、112課題の協力協定等を締結：独法（27件）、大学（55件）、民間企業																																							
評価	A																																						
＜評価に至った理由＞																																							
第5期中長期目標期間内に設置された産学連携コーディネーターによる支援もあり、五年間を通じて継続して高い外部機関との共著率及び学術的な会議の主催・共催数を維持し、地方環境研究所との連携も一層推進された。また、大学や企業等との共同研究が推進され、国環研第一号のベンチャーが認定された。さらに、ワークショップなどを通じて災害・復興の現場での対話や支援を実施し、国際的にも気候変動分野などで大きな貢献を果たした。それらに加えて、国内施策への貢献などでも着実な情報発信を実施しており、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため、A評価とした。																																							
＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞																																							
・指標となっている項目のうち前中長期と比べて数が減少している項目があるが、単純に減っているという事実以外に合理的な説明を付すことで評価としてマイナスに捉えないような説明の仕方があるのであれば、そのように記載すべきである。																																							
・関連する研究機関等との連携を引き続き精力的に継続するとともに、環境研究の中核的機関として国際的なプレ																																							

	・（一人あたり）誌上・口頭発表件数 ・共同研究契約数 ・共同研究の機関数 ・協力協定数（国内・国際） ・地方環境研究所等との共同研究数 ・大学との交流協定数 ・大学の非常勤講師等委嘱数 ・客員研究員等の受入数 ・二国間協定等の枠組みの下での共同研究数 ・海外からの研究者・研修生の受入数 ・招待講演数 ・一般向け講演・ワークショップ等の数 ・誌上・口頭発表に対する受賞数 ・研究業績に対する受賞数 ・環境政策や総合的な地域政策についての国内外のガイドライン ・指針・要領策定等や地方自治体による条例・計画・指針・手法策定等への研究成果の貢献状況 ・各種審議会等の委員数 ・環境標準物質等の外部研究機関等への提供件数 ・職務発明の認定件数 ・知的財産の保有状況 ・成果の活用状況 等	・令和３年度から令和７年度まで、147 課題の協力協定等を締結：独法（35 件）、大学（69 件）、民間企業（2 件）、その他（68 件） ・令和３年度から令和７年度までの地方公共団体の環境研究所等との共同研究平均数及び参加機関平均数:19 件・64.4 機関（第４期中長期目標期間の同平均値 15 件・72.0 機関）（全国環境研協議会の都道府県市の試験研究機関 67） - 地方環境研究所との共同研究については、第 31 回国立研究開発法人審議会資料 5「業務実績等報告書・資料編」の資料 16 に対象機関を掲載している。共同研究契約数及び共同研究機関数については、第 4 期と比較して増加しており、この背景には、業務実績等報告書・資料編資料 15 に記載のとおり、企業及び大学等との共同研究が活発化したことに加え、産学連携コーディネーターを配置し、所内外の調整、研究者と外部機関との連携支援等を行ったことも、その一因としてあったものと考えられる。 ・令和３年度から令和７年度までの大学との交流協定平均数：31 件（第４期中長期目標期間の平均値 26 件） ・令和３年度から令和７年度までの大学の非常勤講師等委嘱平均数：185 件（第４期中長期目標期間の平均値 166 件） ・令和３年度から令和７年度までの客員研究員等の受入平均数：340 人（第４期中長期目標期間の平均値 331 人） ・令和３年度から令和７年度までの二国間協定等の枠組みの下での共同研究平均数：9 件（第４期中長期目標期間の平均値 12 件） なお、二国間協定等の枠組みに基づく共同研究や、招待講演、一般向け講演、ワークショップ等について、業務実績等報告書・資料編資料 21 等にその内訳等を記載しているが、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響（渡航制限や対面イベントの制限等）を受けた期間を含むことに加え、社会・国際情勢にも大きく左右される側面があるため、件数の推移のみをもって取組の成果や推進効果を直接評価することは難しい面がある。一方で、これらの取組は国際的な研究交流や社会との幅広い連携活動として大	での役割を果たし、着実に連携を推進した。民間企業との連携・ネットワーク構築については、様々な機会を利用したの連携に努めた。 ○環境研究の中核機関として多数の地方環境研究所等との共同研究を着実に推進し、地方の環境研究発展及び環境保全に貢献した。 ○地方環境研究所との共同研究を通じ、化学物質の網羅分析測定技術の開発と実装に中心的役割を果たすとともに、災害時における化学物質漏洩事故への対応力強化に貢献した。 ○地方環境研究機関と共同して、河川マイクロプラスチックの調査方法の共通化とそれに基づく排出実態調査を開始することにより、環境研究の水準の向上、および地方公共団体、環境研究機関との共同研究・研究交流に取り組むことができた。 ○大学院生及び大学生を受入れることによって、将来環境研究を担う若手人材の育成に貢献した。	（2 件）、その他（58 件） ・令和３年度から令和６年度までの地方公共団体の環境研究所等との共同研究平均数：15 件（第４期中長期目標期間の平均値 17 件） ・令和３年度から令和６年度までの大学との交流協定平均数：30 件（第４期中長期目標期間の平均値 26 件） ・令和３年度から令和６年度までの大学の非常勤講師等委嘱平均数：184 件（第４期中長期目標期間の平均値 166 件） ・令和３年度から令和６年度までの客員研究員等の受入平均数：345 人（第４期中長期目標期間の平均値 331 人） ・令和３年度から令和６年度までの二国間協定等の枠組みの下での共同研究平均数：9 件（第４期中長期目標期間の平均値 12 件） ・令和３年度から令和６年度までの国際共同研究協力協定平均数:48 件（第４期中長期目標期間の平均値 53 件） ・令和３年度から令和６年度までの海外からの研究者・研修生の受入平均数：106 人（第４期中長期目標期間の平均値 92 人） ・令和３年度から令和６年度までの誌上・口頭発表に対する受賞平均数:22 件（第４期中長期目標期間の平均値 19 件） ・令和３年度から令和６年度までの各種審議会の委員平均数：637 人（第４期中長期目標期間の平均値 681 人） ・令和３年度から令和６年度までの環境標準物質等の外部研究機関等への提供平均件数：529 件（第４期中長期目標期間の平均値 647 件） ・令和３年度から令和６年度までの	ゼンスも高めており、評価できる。期間評価として A 評価を支持する。 ・国内外の政策に大きく貢献する成果をあげている。 ・共同研究機関や国際共著論文の数が顕著に増えていることは高く評価できる一方で、二国間協定および国際協定の件数がともに減少している点は、気がかりである。
--	--	---	---	--	---

	変重要であると認識しており、今後は、国内外との研究交流や広報・対話活動の一層の充実に努めるとともに、各指標の位置付けや具体的な取組内容を分かりやすく示し、成果がより適切に伝わるよう資料の記載内容の改善に努めていく。 ・令和３年度から令和７年度までの国際共同研究協力協定平均数：47 件（第４期中長期目標期間の平均値 53 件） ・令和３年度から令和７年度までの海外からの研究者・研修生の受入平均数：110 人（第４期中長期目標期間の平均値 92 人） ・令和３年度から令和７年度までの誌上・口頭発表に対する受賞平均数：22 件（第４期中長期目標期間の平均値 19 件） ・令和３年度から令和７年度までの各種審議会の委員平均数：625 人（第４期中長期目標期間の平均値 681 人） ・令和３年度から令和７年度までの環境標準物質等の外部研究機関等への提供平均件数：532 件（第４期中長期目標期間の平均値 647 件） ・令和３年度から令和７年度までの職務発明の認定平均件数：7 件（第４期中長期目標期間の平均値 10 件） ・令和３年度から令和７年度までの知的財産の保有状況（平均数）：80 件（第４期中長期目標期間の平均値 54 件） 上記の成果にかかわる取り組み ・令和４年度の各研究ユニットへの産学連携コーディネーターの配置により、共同研究契約や MOU の締結に向けた所内外の調整、研究者と外部機関との連携支援等が的確、スムーズになり、質の高い連携につながった。 以下は主要な事例 ・国立研究開発法人、大学、地方環境研究所を含む地方公共団体、民間企業等と共同研究・協力協定を締結し共同研究を進める等、今中長期計画から新設された連携推進部が中心となって、産学連携コーディネーターを配置し共同研究等のコーディネートを行うなど様々な主体との連携・協働を適切に進めた。また、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の規定に基づき、国環研ベンチャーの第１号の認定を行うなどで社会実装を着実に推進した。	○外部との連携強化を連携推進部研究連携・支援室が中心となって組織的に推進した。産学連携を推進するため、産学連携コーディネーターが共同研究等のコーディネートを実施するとともに、適切に研究成果を紹介する機会を創出した。科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の規定に基づき、国環研ベンチャーの第1号の認定を行うことで社会実装を着実に推進した。 ○国や地方公共団体等の審議会、検討会、委員会等の政策検討の場に参画し、また、環境省からの受託・請負業務を遂行するなど、国環研の研究成果や知見等を提示し、研究成果の活用を適切かつ有効に行った。 ○UNEP、IPCC、OECD、IPBES、ISO 等の国際機関・国際枠組みに継続的に参画し、国際的な知見形成とルール形成の双方に貢献した点は特筆できる。また、OECD の新たなテストガイドライン採択にも貢献している他、UNFCCC-COP へ継続参加し、展示やサイドイベント等を通じて研究成果を発信している点は特筆できる。	職務発明の認定平均件数：7 件（第４期中長期目標期間の平均値 10 件） ・令和３年度から令和６年度までの知的財産の保有状況（平均数）：81 件（第４期中長期目標期間の平均値 54 件） ・以下は主要な事例 ・国立研究開発法人、大学、地方環境研究所を含む地方公共団体、民間企業等と共同研究・協力協定を締結し共同研究を進める等、今中長期計画から新設された連携推進部が中心となって、産学連携コーディネーターを配置し共同研究等のコーディネートを行うなど様々な主体との連携・協働を適切に進めた。また、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の規定に基づき、国環研ベンチャーの第１号の認定を行うなどで社会実装を着実に推進した。 ・中央環境審議会に関する委員会等への参加を通して、生物多様性国家戦略策定や化審法に基づく化学物質審査と生態リスク評価に貢献したほか、地方環境研究所のモニタリング体制の向上等を行った。 ・IPCC 第６次報告書第３作業部会報告書（気候変動の緩和）への執筆者として参画する等、気候変動に関する政府間パネルへ貢献したほか、IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム）の生物多様性と生態系サービス地球規模評価報告書への知見の提供、UNEP 国際資源パネルのレポート作成に Review Editor として参加・貢献、日本国温室効果ガスの算定方法の検討や日本およびアジア諸国の温室効果ガス排出削減目標（NDC）の見直し、
--	--	---	---

		・中央環境審議会に関する委員会等への参加を通して、生物多様性国家戦略策定や化審法に基づく化学物質審査と生態リスク評価に貢献したほか、地方環境研究所のモニタリング体制の向上等を行った。 ・IPCC 第6次報告書第3 作業部会報告書（気候変動の緩和）への執筆者として参画する等、気候変動に関する政府間パネルへ貢献したほか、IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム）の生物多様性と生態系サービス地球規模評価報告書への知見の提供、UNEP 国際資源パネルのレポート作成に Review Editor として参加・貢献、日本国温室効果ガスの算定方法の検討や日本およびアジア諸国の温室効果ガス排出削減目標（NDC）の見直し、OECD におけるテストガイドライン制定に向けたワーキンググループへの参加など様々な分野で国際協力を果たした。		OECD におけるテストガイドライン制定に向けたワーキンググループへの参加など様々な分野で国際協力を果たした。 ＜審議会委員の意見等＞ ・非常に質の高い国内外の連携・共同研究活動および政策貢献が実施されている点が高く評価します。 ・国環研ベンチャー第1号が出たことは高く評価される。国内外の政策貢献にも適切に寄与しており、今後も継続して貢献していくことが期待される。 ・中核機関としての役割を意識した活動を不断の努力で継続しており、高く評価する。評価 A を支持します。	
4. その他参考情報					
—					

1．当事務及び事業に関する基本情報			
No. 2	第3 2．環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人国立環境研究所法第11条第1項
当該項目の重要度、困難度	（重要度及び困難度は未設定のため記載しない）	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシートID：003537

2. 主要な経年データ													
	① 主な参考指標情報						② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
		達成目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	新たに収集、整理及び提供を行った情報源情報（メタデータ）件数	2,600 件	3,229 件	3,421 件	3,343 件	2,952 件	2,987 件	予算額（千円）	1,111,518	1,030,326	1,136,316	1,132,268	1,071,212
								決算額（千円）	939,427	1,027,391	1,187,951	1,139,037	1,354,008
								経常費用（千円）	282,911	267,195	214,283	267,492	370,178
								経常利益（千円）	310,200	267,059	212,688	271,858	361,653
								行政コスト（千円）	304,133	284,259	227,404	281,990	394,325
								従事人員数	11	8	12	13	16

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中長期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標、中長期計画は別紙参照							
	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
		主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
				評価	A	評価	A
	（１）環境情報の収集、整理及び提供 ○環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する情報は、適切に収集、整理され、わかりやすく提供されているか 【評価指標】 ・地理情報システム（GIS）等を活用するなどした、わかりやすい方法での提供状況 ・新たに収集した、整理及び提供を行った情報源情報 等 （２）研究成果の普及 ○研究成果を適切に発信しているか ○公開シンポジウム、見学受入れ、講師派遣等に適切に取り組んでいるか 【評価指標】 ・情報発信の取組状況 ・イベント等への取組状況（オンラインを含む） 等 【モニタリング指標】 ・プレスリリース件数 ・HP のアクセス数 ・HP から新たに提供したコンテンツの件数 ・マスメディア等への当研究所関連の掲載・放映数 ・研究所の施設公開など主催イベントの開催状況・参加者数 ・公式 SNS アカウントの登録者数 ・その他イベントへの参画状況・参画件数 ・講師派遣等の状況	<u>（１）環境情報の収集、整理及び提供</u> ・環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、それらを発信する総合的ウェブサイト「環境展望台」において分かりやすく提供。 ・年間を通して継続的な国内・海外最新ニュースの紹介や既存コンテンツのリフレッシュを行い、国内外の環境情報を俯瞰した情報発信に努めた。 ・環境情報にたどり着きやすくするための情報源情報（メタデータ）を今期合計で約 15,932 件整備し、本計画期間目標（13,000 件）を上回った。 ・地理情報システム（GIS）を活用した「環境 GIS」「環境 GIS+」ページについて、地理空間情報活用推進計画に沿った情報提供を担う点や、「環境展望台」利用者へのわかりやすい情報提供を行う点において重点的に拡充すべきものと位置付け、コンテンツの追加更新を積極的に実施。 ・地理情報システム（GIS）を活用した環境情報の提供により、利用者が様々なデータを視覚的にわかりやすく捉えるよう努めつつ、データの複合的な利用を進めるために「環境 GIS+」を新たに開発・公開し、ArcGIS アプリの活用や、ストーリーマップを用いた新たな情報の見せ方についても一定の成果を得ることができた。また、既存コンテンツについても ArcGIS 版への移行を実施。 <u>（２）研究成果の普及</u> ・令和 4 年度にホームページや刊行物を担当していた「情報企画室」が「広報室」に統合したことで対外発信業務が一元化され、プレスリリースの HP 掲載手続きの迅速化や、取材や見学を題材にした SNS 発信強化につながった。 ・令和 3 年度から令和 7 年度にホームページから新たに提供した主なコンテンツ（リニューアル等を含む）は 86 件であり、最新情報や研究成果等をユーザーに分かりやすく提供。	○「環境展望台」において、継続的にほぼ毎営業日の頻度で最新のニュースコンテンツを更新し、併せてメールによる配信を行った。これにより、年間のページ閲覧数は 580～1070 万、訪問数は 147～170 万程度と前期の参考値より高い水準を維持した。また、サイト訪問者全体の 3 割程度がスマートフォン経由であることが分かっており、スマートフォン専用ページの設置はユーザーの獲得に効果的であった。 ○年間を通した業務として複数の記事の改訂や新規記事の企画が進行中であり、次期中長期目標期間以降の成果に繋がるものと期待できる。 ○「環境展望台」から提供するメタデータについて、今期合計で約 16,000 件を整備し、本計画期間目標（13,000 件）を上回った。 ○地理情報システムを活用した環境情報の提供を重点的に拡充することにより、利用者が様々なデータを視覚的にわかりやすく捉えられるよう努めた。また、データの複合的な利用を進めるために「環境 GIS+」を新たに開発・公開し、ArcGIS アプリの活用や、ストーリーマップを用いた新たな情報の見せ方についても、一定の成果を得た。 ○令和 3 年度から令和 7 年度にホームページから新たに提供した主なコンテンツ（リニューアル等を含む）は 86 件であり、国環研の最新情報や研究成果等をユーザーに分かりやすく提供することに努めた。また、YouTube などの SNS による情報発信においては、YouTube のチャンネル登録者数や X のフォロワー数が継続的に増加しており、多くの人に興味を持ってもらえるような情報を発信することができた。	＜評価に至った理由＞ （１）環境情報の収集、整理及び提供 ・環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、それらを発信する総合的ウェブサイト「環境展望台」において分かりやすく提供。 ・年間を通して継続的な国内・海外最新ニュースの紹介や既存コンテンツのリフレッシュを行い、国内外の環境情報を俯瞰した情報発信に努めた。 ・環境情報にたどり着きやすくするための情報源情報（メタデータ）を今期合計で約 16,000 件整備し、本計画期間目標（13,000 件）を上回った。 ・地理情報システム（GIS）を活用した「環境 GIS」「環境 GIS+」ページについて、地理空間情報活用推進計画に沿った情報提供を担う点や、「環境展望台」利用者へのわかりやすい情報提供を行う点において重点的に拡充すべきものと位置付け、コンテンツの追加更新を積極的に実施。 ・地理情報システム（GIS）を活用した環境情報の提供により、利用者が様々なデータを視覚的にわかりやすく捉えるよう努めつつ、データの複合的な利用を進めるために「環境 GIS+」を新たに開発・公開し、ArcGIS アプリの活用や、ストーリーマップを用いた新たな情報の見	＜評価に至った理由＞ 達成目標を上回る水準であり、メタデータの積極提供に加え、ニュースコンテンツやH P、動画等を通じて一般の国民にもわかりやすい情報発信を行うとともに、積極的なプレスリリースを推進し、前中長期目標期間と同等以上の発信を継続した。一般公開などの対面型のイベントでも好評を得るなど着実な情報発信を実施しており、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため、A評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・国民全体からビッグデータを得て、それを整理して共有するという観点が抜けているように感じるので、改善が必要。 ・環境省の関連だけではなく、他省庁にも活用してもらえるようオープンデータ化を図り、情報活用での政策提言や指針への反映などの方策を確保すべきである。 ・環境研究の中核機関として、環境情報の収集・整理・発信を継続的かつ精力的に行っており高く評価する。期間評価として A 評価を支持する。 ・研究成果や環境情報の発信にも様々な工夫が行われており、制作した皆様の熱い思いが伝わります。小学生も含め若い世代・幅広い分野に広めていただきたい。		

	・研究所視察・見学受け入れ数 等 ・英語版公式サイトでは、 COP の特設ページを設けるなど国際活動の情報発信のほか、国環研を連携先、就職先として考えるきっかけとなることを意識しつつ、魅力的な既存のコンテンツをテーマ別にピックアップしたポータルサイトを用意。また、英語による情報発信として、ビジネス特化型 SNS である LinkedIn に公式アカウントを開設し、退職した職員であるアルムナイ向けの情報発信に取り組んでいる。 ・動画共有サイト YouTube を利用して、公開シンポジウムの講演動画や研究紹介動画などの掲載を行った。なお、フォロワーと YouTube チャンネル登録者数の合算値については、令和 3 年度の 19,201 人から令和 7 年度の 28,870 人へ 9,669 人増加 ・令和 3 年度から令和 7 年度におけるホームページのアクセス件数（ページビュー）は、約 35,163 万件。 ・令和 7 年度は、ユーザビリティ及びアクセシビリティの更なる向上を目的として、改めて外部の客観的視点からの各種調査や他機関ホームページとの比較等を行いながらフルリニューアルプロジェクトを進め、令和 8 年 4 月から公開した。 ・国環研の非認知層の開拓および長期的なファン化を促すことを目的として、「環境が 1 分間でわかるメディア(国環研 View LITE)」、「環境をじっくり理解するメディア(国環研 View DEEP)」の 2 段構成による Web マガジン「国環研 View」を運用。 ・令和 3 年度から令和 7 年度のプレスリリースの平均実績は 79 件（第 4 期中長期目標期間の年間平均 69 件に対し、114%）、うち研究成果に関する平均実績は 59 件（同 34 件に対し、173%）と上回った。 ・令和 3 年度から令和 7 年度の国環研が紹介・言及されたテレビ等の報道・出演（平均 103 件）と新聞報道・雑誌掲載（787 件）の合計は 890 件（同 595 件）となり前中長期を大きく上回った。 ・令和 3 年度から令和 5 年度の公開シンポジウムは新型コロナウイルス感染症の拡大により対面開催を中止し、オンラインにより実施し、後日アーカイブとして公開した動画の視聴も含めると、令和 3 年度は延べ約 16,000 回	○プレスリリースについては、第 4 期中長期目標期間の年間平均件数である 69 件に対し、令和 3 年度から令和 7 年度の平均実績は 79 件で 114%、うち研究成果に関する発表件数は第 4 期中長期目標期間の年間平均件数 34 件に対し、令和 3 年度から令和 7 年度の平均実績は 59 件で 173% と、いずれも中長期目標を上回っており評価できる。 ○国環研が紹介・言及されたテレビ等の報道・出演と新聞報道・雑誌掲載を合計した年間平均件数は 890 件となり、第 4 期中長期目標期間の年間平均件数 595 件を大きく上回っており、引き続き研究成果について、マスメディアを通じて積極的に発信した。 ○公開シンポジウムは、令和 3 年度～令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により対面開催は中止としたものの、継続してオンライン開催により、分かりやすく効果的な講演およびポスターセッションを行い、令和 6 年度	せ方についても一定の成果を得ることができた。また、既存コンテンツについても ArcGIS 版への移行を実施。 （２）研究成果の普及 ・令和 3 年度から令和 6 年度にホームページから新たに提供した主なコンテンツ（リニューアル等を含む）は 76 件であり、最新情報や研究成果等をユーザーに分かりやすく提供。 ・英語版公式サイトでは、 COP の特設ページを設けるなど国際活動の情報発信のほか、国環研を連携先、就職先として考えるきっかけとなることを意識しつつ、魅力的な既存のコンテンツをテーマ別にピックアップしたポータルサイトを用意。また、英語による情報発信として、ビジネス特化型 SNS である LinkedIn に公式アカウントを開設し、退職した職員であるアルムナイ向けの情報発信に取り組んでいる。 ・国環研の非認知層の開拓および長期的なファン化を促すことを目的として、「環境が 1 分間でわかるメディア(国環研 ViewLITE)」、「環境をじっくり理解するメディア(国環研 ViewDEEP)」の 2 段構成による Web マガジン「国環研 View」を運用。 ・令和 3 年度から令和 6 年度のプレスリリースの平均実績は 80 件（第 4 期中長期目標期間の年間平均 69 件に対し、115%）、うち研究成果に関する平均実績は 52 件（同 34 件に対し、152%）と上回った。 ・令和 3 年度から令和 6 年度の国環研が紹介・言及されたテレビ等の報道・出演（平均 104 件）と新聞報道・雑誌掲載（779 件）の合計は 883 件	・メタデータの数が増加し、動画への注目度も高まっており、改善の成果が如実に現れていることは評価できる。
--	--	---	--	--

	超え、令和４年度は延べ約 2,000 回超え、令和５年度は延べ 1,000 回の視聴があった。また、令和７年度は、「研究者ってどういう仕事？～環境研究の最前線～」をテーマに、つくば国際会議場にて 6 年ぶりに対面開催とした。中学生～大学生の次世代層を主なターゲットとして、夏休み期間の土曜日に開催したのに加え、研究者が進路を選んだ背景や環境研究に携わる意義、日々感じているやりがいについて参加者の質問に答えるパネルディスカッションも実施するなど、非常に好評であった（283 名の参加）。また、講演の様子は開催後も視聴できるよう「国立環境研究所動画チャンネル」にアーカイブを掲載。（延べ約 1,800 回視聴） ・一般公開について、令和３年度から令和４年度までは新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、オンライン開催に移行し、令和５年度以降は対面開催を再開し、総数 34,823 名（オンライン視聴 32,764 名）の方々に来訪・視聴があった。また、環境配慮に伴う公共交通機関による来所促進強化（つくばセンター及びＪＲひたち野うしく駅と研究所の間で無料バスの運行）や、特に令和６年度においては秋開催への移行や、50 周年を記念した特別企画の実施など、国環研としての成果・普及に積極的に努めており、アンケート結果からも大部分の来場者から研究内容に興味を持つことができた等の好評をいただくなど、分かりやすく効果的な一般公開が実施できた。令和７年度には集客数が対前年度比 225%増(945 名→2,135 名)となり、約 9 割の来場者が「楽しかった」と回答した。 ・主催、共催による各種シンポジウム、ワークショップ等を 255 件以上開催。	においては、設立 50 周年を記念し、ハイブリッド形式による特別講演を行った。視聴者からは研究成果について高い関心が示され、アンケート結果においても講演内容について好評を得た。 ○国環研の一般公開については、全所一丸となって対応し、多くの来場・視聴者に国環研の活動成果の普及を図っており評価できる。公開に際しては、令和３年度～４年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いオンライン開催としたものの、従来の開催方式では参加できなかった地域の方々への普及活動を実施できたほか、令和５年度以降は対面開催を再開し、環境配慮に伴う公共交通機関による来所促進強化や、特に令和６年度においては秋開催への移行や、50 周年を記念した特別企画の実施など、国環研としての成果・普及に積極的に努めており、アンケート結果からも大部分の来場者より研究内容に興味を持つことができた等の、好評をいただくなど、分かりやすく効果的な一般公開が実施できた。 ○令和３年度～４年度までは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、原則として市民団体等の受入を中止していたが、官公庁関係者及び一部団体については、感染防止対策を講じた上で、視察・見学を受け入れるとともに、令和５年 8 月より受入形態の見直しを図った上で再開し、国環研の研究及び成果について積極的にアピールし、好評を得た。また、「つくば科学出前レクチャー」や各種団体等の主催する講演会・勉強会等に研究者を講師として派遣した。その他イベントへの参画等、各種関係主体と協力して実施し、研究成果の国民への普及・還元活動について分かりやすく、効果的な社会貢献活動が実施できた。	（同 595 件）を大きく上回った。 ・令和３年度から令和５年度の公開シンポジウムは新型コロナウイルス感染症の拡大により対面開催を中止し、オンラインにより実施し、後日アーカイブとして公開した動画の視聴も含めると、令和３年度は延べ約 16,000 回超え、令和４年度は延べ約 2,000 回超え、令和５年度は延べ 1,000 回の視聴があった。また、令和６年度は創設 50 周年記念事業の一環として、公開シンポジウム特別講演「国立環境研究所の軌跡と展望～公害、環境、そして～」と題し、招聘者を迎えた現地開催に加え、一般参加者向けのオンライン配信のハイブリット形式により開催及び HP に特設ページを開設し、講演資料並びに動画の掲載を実施。 688 名が視聴され、チャット等を通じた活発で有意義な意見効果が行われた。また、講演の様子は開催後も視聴できるよう「国立環境研究所動画チャンネル」にアーカイブを掲載。（延べ約 1,800 回視聴） ・一般公開について、令和３年度から令和４年度までは新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、オンライン開催に移行し、令和５年度以降は対面開催を再開し、総数 34,823 名（オンライン視聴 32,764 名）の方々に来訪・視聴いただいた。また、環境配慮に伴う公共交通機関による来所促進強化（つくばセンター及びＪＲひたち野うしく駅と研究所の間で無料バスの運行）や、特に令和６年度においては秋開催への移行や、50 周年を記念した特別企画の実施など、国環研としての成果・普及に積極的に努めており、アンケート結果からも大部分の来場者より研
--	---	---	---

			究内容に興味を持つことができた等の好評をいただくなど、分かりやすく効果的な一般公開が実施できた。 ・主催、共催による各種シンポジウム、ワークショップ等を 191 件以上開催。 ・動画共有サイト YouTube を利用して、公開シンポジウムの講演動画や研究紹介動画などの掲載を行った。なお、X フォロワーと YouTube チャンネル登録者数の合算値については、令和 3 年度の 19,201 人から令和 6 年度の 26,548 人へ 7,347 人増加 ・令和 3 年度から令和 6 年度におけるホームページのアクセス件数（ページビュー）は、約 27,711 万件。 ・令和 6 年度は YouTube チャンネルへの動線を明確にするためのリンクバナーを設置するなど、情報へのアクセス向上を計った。また、更なる利便性の向上を図るため、改めて外部の客観的視点からの各種調査や他機関ホームページとの比較等を行いながら、次期中長期計画での公開を目途にフルリニューアルプロジェクトを進めている。 <審議会委員の意見等> ・どのレベルの水準が望まれるのか判断が難しいところではあるが、着実に情報発信を行っている点は高く評価できる。 ・「国立環境研究所50年のあゆみ」は手に取りやすくわかりやすくまとめられていてよい。情報源情報も着実に整備されている。 ・環境展望台を通じた様々な情報提供を活発に行っており高く評価できる。一方で、モニタリング指標は必ずしも右肩上がりということにはなっ
--	--	--	---

				ていない。思うに、限られた人員、各種リソースでこれら全ての指標を常に右肩上がりで維持することは不可能であると考えられるので、容易なことではないとは思いますが、量ではなく質を評価するような指標に変えていく必要もあるように考える。評価Aを支持します。 ・SNS を通じた広報、X の投稿は増え、努力されていると思うが、専属スタッフがいるのか。	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 3	第3 3. 気候変動適応に関する業務		
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	国立研究開発法人国立環境研究所法第11条第1項
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】【困難度：高】 喫緊の課題として法制化された気候変動適応に関する取り組みであり重要度は高い。また、気候変動適応は、気候変動の不確実性や、その地域差、適応策実装可能性等を考慮しながら段階的に展開していく必要があるため難易度が高い。	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシートID：003537

2. 主要な経年データ													
	①主な参考指標情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
		達成目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	外部研究評価の評点	－	4.25	4.27	4.19	4.33	4.27	予算額（千円）	2,023,665	2,036,626	2,244,278	2,272,007	2,264,080
								決算額（千円）	1,758,514	2,059,443	2,357,528	2,333,405	2,901,983
								経常費用（千円）	848,789	1,066,629	1,002,148	1,061,702	1,243,381
								経常利益（千円）	851,763	1,066,495	1,001,236	1,063,064	1,254,384
								行政コスト（千円）	915,435	1,129,614	1,065,786	1,123,688	1,322,889
								従事人員数	83	85	85	87	87

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中長期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標、中長期計画は別紙参照							
	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
		主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	○気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献しているか ○地方自治体等への適応に関する技術的援助が適切になされているか ○適応に関する情報基盤として科学的情報についてニーズを踏まえた収集・整理・分析・提供がされているか 【評価指標】 ・地方公共団体による気候変動適応計画の策定及び推進や地域気候変動適応センター等に対する技術的援助の状況 ・収集、整理及び分析した気候変動適応情報の分かりやすい方法での提供状況 ・国民の気候適応変動に関する理解の増進の状況 ・アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）等の構築状況 ・具体的な研究開発成果 ・外部研究評価委員会からの主要意見 ・外部研究評価の評点 ・地域気候変動適応センターや地域におけるその他の研究機関との共同研究や、研修等の人材育成に関する取組の状況 等 【モニタリング指標】 ・地方公共団体や地域気候変動適応センターへの技術的援助（研修	・国の審議会等へ委員を派遣し、気候変動適応策に関する議論や国の適応関連事業の推進に貢献。中環審においては、気候変動適応法施行 5 年目の施行状況に係る審議に貢献。 ・地方公共団体等による地域気候変動適応計画策定等の取り組みを支援するため、協議会への参画や研修等を通じ、地方公共団体等との広域的な連携強化等に貢献。延べ約 45,121 人に知見を提供。 ・21 の国の研究機関と地域適応センターの参加を得てシンポジウム等を開催し、地域のニーズを踏まえた国の研究機関同士の具体的連携（社会実装）の実現可能性について議論。防災科学研究所との包括連携協定に基づき、暑熱等の分野での連携を図るとともに、気候変動に関する連携強化を図るため、気象研究所と包括連携協定を締結。 ・地域の行政担当者研修等による地域の人材育成に貢献し、地域気候変動適応センターとの共同研究を立ち上げ、地域センターの地域密着した適応研究の活性化や継続に寄与。 ・シンポジウム、研修等の実施、委員・講師派遣など、地方公共団体への技術的援助については令和 7 年度末時点で延べ 1,694 件（年間目標は 100 件）実施。研修や意見交換会の満足度は令和 3 年度を除いて 80%以上（令和 3 年度は 78%以上）となった。 ・地域適応計画は 47 都道府県 491 市町村で策定済み、地域気候変動適応センターの設置は 46 都道府県 24 市区町の設置に貢献。 ・気候変動の影響への適応に関する情報を一元的に発信するためのポータルサイト「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」を運営し、アクセス数（ページビュー数）は令和 7 年度末で約 587 万回（年間目標 50 万回以上）。SNS の活用など様々な媒体での情報発信を推進。 ・パリ協定を受けて途上国の適応策を支援するため、「ア	○気候変動適応に関する研究や情報の収集・整理・分析が進められ、得られた科学的知見や情報の提供等を通じて、地方公共団体等への技術的援助を着実に実施するとともに、国の気候変動適応政策も貢献した。 ○地域の適応策推進に向けた知見の提供や地域間での共有を通じて、地域の人材育成に努めた。 ○国の研究機関と地域センター等との交流・連携の進展により、地域のニーズと国の研究シーズのマッチングが図っている。今後、研究成果のさらなる社会実装への貢献が期待できる。 ○事業者のニーズを適切に取り込みつつ、適応の取組支援を行っている。また、TCD 対応等により比較的取組が進む大企業だけでなく、地域金融機関等を通じ、取組が遅れている中小企業へのアプローチが進めている。 ○地方公共団体等による地域気候変動適応計画策定等の気候変動適応に向けた取り組みを支援するため、多種多様な技術的援助を実施している。また、気候変動適応広域協議会への参画や研修、意見交換会の実施を通じ、地方公共団体等との連携強化に努めるとともに、ニーズに基づいた支援メニューの拡充を着実に進めている。 ○政府や地方公共団体、研究機関、企業、地域住民といった気候変動適応策を進める上でのステークホルダーにとって有用な情報を提供するために、A-PLAT の掲載情報の拡充やわかりやすさ、利便性の向上を進めている。 ○地域気候変動適応センター等とも連携しつつ、適応に関する国民の理解の増進を図っている。	評価	A	評価	A
				＜評価に至った理由＞ ・令和 6 年度末で国の審議会等へ延べ 306 名の委員派遣し、気候変動適応策に関する議論や国の適応関連事業の推進に貢献。中環審においては、気候変動適応法施行 5 年目の施行状況に係る審議に貢献。 ・地方公共団体等による地域気候変動適応計画策定等の取り組みを支援するため、協議会への参画や研修等を通じ、地方公共団体等との広域的な連携強化等に貢献。延べ約 33,945 人に知見を提供。 ・21 の国の研究機関と地域適応センターの参加を得てシンポジウム等を開催し、地域のニーズを踏まえた国の研究機関同士の具体的連携（社会実装）の実現可能性について議論。防災科学研究所との包括連携協定に基づき、暑熱等の分野での連携を図るとともに、気候変動に関する連携強化を図るため、気象研究所と包括連携協定を締結。 ・地域の行政担当者研修等による地域の人材育成に貢献し、地域気候変動適応センターとの共同研究を立ち上げ、地域センターの地域密着した適応研究の活性化や継続に寄与。 ・シンポジウム、研修等の実施、委員・講師派遣など、地方公共団体への技術的援助については令和 6 年度末時点で延べ 1,265 件（年間目標は 100 件）実施。研修や意見交換会の満足度は令和 3 年度を除いて 80%以上（令和 3 年度は 78%以上）とな		＜評価に至った理由＞ 重要度・困難度ともに「高」に設定される中、外部研究評価の評点が 4 を超え、地域への知見の提供や各種機関との連携の実施やネットワーク構築、地域への人材育成支援への貢献、A-PLAT、AP-PLAT での適時適切な情報発信、気象庁から引き継いだ生物多様性モニタリングと生態系を活用した適応策の効果の評価や窒素肥料のオゾン影響評価などを着実に実施しており、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等が認められるため、A 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・気候変動適応に関する業務について、今後は、センターから提供された情報が、どのように地域の気候変動適応策に活かされているかを調べる必要性がある。 ・2018 年に設立した気候変動適応センターを中心に、情報の収集・整理・分析、都道府県又は市町村、地域気候変動適応センター（LCCAC）に対する技術的援助、他の国研との連携等を精力的に推進しており高く評価する。期間評価として A 評価を支持する。 ・国際、国と自治体、省庁を超えたネットワークが構築されたことは高く評価できる。公共事業への知見の活用例が出てきたことも特筆すべきであるが、地域レベルで活用できるデータベース	

	等の開催、講師派遣、各種審議会等への委員としての参画、質問に対する情報・教材等の提供、計画等への助言、共同研究の実施等)の件数 ・提供される科学的情報に対するニーズを踏まえた満足度 ・主催したイベント、講師派遣した講演会等の参加人数 ・新たに収集・整理し、気候変動適応情報 プラットフォーム等に掲載した情報の発信件数(Web 更新回数、SNS 発信数等) ・気候変動適応情報プラットフォーム等へのアクセス数 ・誌上・口頭発表件数、研究データの報告 件数 等	ジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム (AP-PLAT)」を運営。影響評価データや適応関連情報コンテンツを拡充し、アジア太平洋諸国における適応策の推進への貢献を目的としたプラットフォーム構築支援等の実施。 ・AP-PLAT の国際的な連携を強化するため、国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP) と共同研究に関する覚書 (MOA) を締結。 ・令和 3 年には CMIP6 データや影響評価の結果の WebGIS による可視化・公開を行い、適応に関連する優良事例やケーススタディ、関連機関などの情報を収集・整理した「Adaptation Database」を令和 5 年に開発・新設するなど、順次コンテンツの拡充・改善を進めており、令和 7 年度末における AP-PLAT の更新回数は延べ 1,109 回と年間更新回数 50 回以上を上回った。 外部研究評価委員の評点は 4.26。第 5 期を通じ、「メカニズム解明→影響評価→適応策提案・実装」という統合的研究枠組みが構築され、気候変動適応研究の基盤が確立された点は高く評価される。影響観測やシナリオ分析の拡充、適応緊急性指標の提案、適応効果の一部定量化など、科学的・政策的に重要な成果が創出された、と評価されている。 ・将来の日本における暑熱条件の予測、および適応策検討の基盤となるデータの構築のため、気候予測データ (NIES2020)、人口予測データを統合して、全国 1km メッシュ・時間別の解像度で、将来の湿球黒球温度 (WBGT) の予測データセットを整備した。これによって、全国で、活動時間帯まで考慮した熱中症対策の検討が可能となった。 ・気象庁から発展的に引き継いだ生物多様性モニタリングについては、令和 3 年度から「試行調査」として、体制構築とモニタリングを並行して進めてきた。この間、調査手法や調査結果報告方法の確立、マニュアルの整備、ニュースレターの継続的発行、一部の調査 (セミの初鳴き調査など) に対する企業からの資金援助、募集特定寄付金の活用などが実現した。モニタリングに参加する市民も約 500 名となり、観測報告件数も順調に増加した。これらの状況を踏まえ、令和 7 年度に試行調査期間を終了し、本格調査に移行した。これに伴い、「生物多様性モニタリング」市民調査員登録規約や、国立環境研究所生物季節モニタリングデータの公開及び利用に関する規約を整え公表	○AP-PLAT について、影響評価データや適応関連情報コンテンツを拡充し、アジア太平洋諸国における適応策の推進への貢献を目的としたプラットフォーム構築支援等の実施を進めている。 ○AP-PLATについて、影響評価データや適応関連情報コンテンツの拡充し、アジア太平洋諸国における適応策の推進への貢献を目的としたプラットフォーム構築支援等の実施を進めている。 ○高解像度な時空間データにより、地域特性や生活リズムに即した精緻な熱中症リスク評価が可能になった点に大きな意義がある。今後は、WebGIS 等を通じたデータの普及により、自治体の適応計画策定や市民の具体的な行動変容を促す実効性の高い基盤となることが期待される。 ○市民参加型の調査体制を確立し、公的モニタリングを安定的かつ持続可能な「市民科学」の枠組みへと昇華させた点に意義がある。今後は、蓄積される長期広域データを活用することで、気候変動が日本の生態系に及ぼす影響の早期検知や、生物多様性への関心を高める教育・啓発のプラットフォームとして発展することが期待される。	った。 ・地域適応計画は 47 都道府県 337 市町村で策定済み、地域気候変動適応センターの設置は 46 都道府県 22 市区町の設置に貢献。 ・気候変動の影響への適応に関する情報を一元的に発信するためのポータルサイト「気候変動適応情報プラットフォーム (A-PLAT)」を運営し、アクセス数 (ページビュー数) は令和 6 年度末で約 454 万回 (年間目標 50 万回以上)。SNS の活用など様々な媒体での情報発信を推進。 ・パリ協定を受けて途上国の適応策を支援するため、「アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム (AP-PLAT)」を運営。 ・AP-PLAT の国際的な連携を強化するため、国連アジア太平洋経済社会委員会 (UNESCAP) と共同研究に関する覚書 (MOA) を締結。 ・令和 3 年には CMIP6 データや影響評価の結果の WebGIS による可視化・公開を行い、適応に関連する優良事例やケーススタディ、関連機関などの情報を収集・整理した「Adaptation Database」を令和 5 年に開発・新設するなど、順次コンテンツの拡充・改善を進めており、令和 6 年度末における AP-PLAT の更新回数は延べ 477 回と年間更新回数 50 回以上を上回った。 ・外部研究評価委員の評点は 4.40。気候変動適応に関する幅広い研究を進められているとともに、体系的にプロジェクトが構築され、プログラム全体として大変多くの研究が進んでおり、実用的な示唆を含む、重要な成果を挙げていると評価された。 ・暑熱影響に着目した研究 (PJ1-	の構築、公共事業に NbS を適切に活用できる仕組みの構築等への今後の更なる貢献が期待される。
--	---	---	--	---	--

	するとともに、ウェブページを整備した。 ・流域スケールでの EbA（生態系を活用した適応策）の研究として、印旛沼流域をモデル地域とし、湿地を活用した治水や水質浄化、雨水浸透施設を活用した地下水涵養などについての効果検証、対策適地のマップ化を進めた。例えば、湧水環境に生息する絶滅危惧種であるホトケドジョウに着目し、生息環境の分析を行い、夏季気温による負の影響と、湧水の集水域における雨水浸透面の割合による正の影響を明らかにし、この知見を用いて分布ポテンシャルマップを作製した。結果、豪雨対策として雨水浸透施設を導入する際、適切に場所を選択すれば生物多様性保全にも同時に貢献できることが示唆された。モデル地域では、これらの知見を公共事業の計画や市民活動の支援に活用する体制の構築も進んだ。 ・窒素肥料が水稻のオゾン感受性に及ぼす影響の効果を全球モデルで解析する研究に取り組んだ。令和6度までに得た、実験室内の水稻の栽培実験において、窒素肥料の投入が大きい場合にオゾン濃度の感受性が小さく、小さい場合に大きくなる効果を全球モデルに導入したシミュレーションを行った。この結果、肥料投入量が多い中国等ではオゾン影響が過大評価されていること、肥料投入量が少ないその他多くの途上国ではオゾン影響が過小評価されている可能性が示唆され、これまでのグローバルなオゾン影響評価研究に一石を投じるものとなる可能性が指摘された。 ※気候変動適応業務は法制化に伴い第4期の途中で追加された業務であるため、第5期では「気候変動適応は、幅広い事象を対象とし、気候変動の不確実性や、その地域差、適応策実装可能性等の様々な条件を考慮しながら段階的に展開していく必要があるため困難度が高い。」とされている。一方で、地域における取組（地域適応計画の策定や地域気候変動適応センターの設置）等がある程度進捗したことにより困難度を削除されている。第6期からは、法制化により業務として追加されたことを踏まえ、「重要度：高」であるが、「研究成果の社会実装及び適応策の実践強化」を図ることとしている。	○治水や水質浄化といった防災・環境機能と生物多様性保全の両立を、具体的なマップを通じて実証した点に意義あると考えている。 ○大気汚染影響を含めた統合的な気候変動適応に関する研究として着実に成果があがっている。	3e) では、同じ暑さ指数（WBGT）でも熱中症発生率が地域的に異なることに着目し、季節性や長期的トレンド等の交絡因子をコントロールした上で、47 都道府県の熱中症救急搬送数と日最高 WBGT の関連を時系列的に解析し、地域性の分析を行った。その結果、年齢層別・重症度別のいずれにおいても地域の気候との関連があることが示された。また、これまで注目されてこなかった、夜間の気温及び最低気温による健康影響について、熱帯夜の発生が死亡に及ぼす影響の分析を行った。その結果、熱帯夜の発生と死亡者数に関連が見られ、熱帯夜に対する健康対策の必要性が示唆された。 ・令和3年から市民・学校・民間企業等の有志（市民調査員）による「生物季節モニタリング」を展開しており、観測された過去のデータとモニタリング参加者が取得した新しいデータの両方を活用し、「アブラゼミの初鳴き日」に影響する要因を解析。その結果、令和6年の盛夏から初冬の気温が高いと初鳴き日が早まる可能性が示唆され、不明点が多いセミの活動の季節性の理解に向けた一歩となった。 ・令和3年4月から令和5年3月の2年間にわたり「適応策推進のための気候変動予測・影響評価に係る連携ワーキンググループ」が行われ、令和4年度までにとりまとめた最終報告書を論文「気候変動の予測研究と適応の意思決定をつなぐ」として投稿し、水文・水資源学会に受理された。 ・サンゴや海藻を対象とした分布変化の将来予測（PJ2-3c）を行い、二
--	---	--	---

				酸化炭素の高排出シナリオでは 西日本全域ではほぼ毎年、白化や枯死が発生するものの、低排出シナリオでは現在と同等の白化や枯死が 10 年に 1～2 回程度に抑えられるという結果が得られた。現在、気候変動に伴い沿岸生態系の基盤が大型海藻からサンゴへ置き換わる現象が進行しつつあるが、今後、二酸化炭素の高排出が継続されると沿岸生態系基盤である大型海藻とサンゴの双方の消失があり得ることが示された。 ＜審議会委員の意見等＞ ・A-PLAT(気候変動適応情報プラットフォーム) の適切な運営が行われている。都道府県・政令市の計画策定率が100%となるなか、今後、地域の実情を踏まえた、それ以外の自治体サポート強化が期待される。 ・国内研究機関はもとより、民間事業者も巻き込んだシンポジウムの開催などは高く評価します。 ・気候変動適応推進のための技術的援助については、A-PLATのページビューが目標を大きく上回っているなど評価できる。また、過去データおよび将来気候予測データに基づくWBGTの予測など、リスク分析の研究も着実に行われている。 ・中核機関としての役割をきちんと果たされていると評価できる。評価Aを支持します。 ・PJ3 の「実践」については、具体的にどのような状態を実践と考えるかで評価軸が違ってくると思われる。	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
No. 4	第 4 1. 業務改善の取り組みに関する事項 及び 2. 業務の電子化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	（重要度及び困難度は未設定のため記載しない）	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート ID：003537

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	参考値等	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
	運営費交付金に係る業務費のうち、業務経費の削減率（対前年度比）	1 %以上	－	1 %	1 %	1 %	1 %	1 %	
	運営費交付金に係る業務費のうち、一般管理費の削減率（対前年度比）	3 %以上	－	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中長期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標、中長期計画は別紙参照							
	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
		主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	1. 業務改善の取り組みに関する事項 ＜主な定量的指標＞ ・業務経費及び一般管理費の削減状況等 ＜その他の指標と評価の視点＞ ○給与水準の適正化等は適切に実施されているか ・給与水準の適正化のための取組状況 ・国家公務員と比べた給与水準の状況（ラスパイレス指数） 等 ○調達等の合理化は適切に実施されているか ・内部監査・契約監視委員会等の点検・見直しの状況 ・関連公益法人等との契約状況(件	1. 業務改善の取り組みに関する事項 （1）経費の合理化・効率化 ・運営費交付金の算定ルールに従い、効率化係数（業務費の対前年度 1%削減、一般管理費の対前年度 3%削減）の範囲内での効率的な予算執行、経費節減に努めている。 ・エネルギー使用状況の分析と対策を進め、ピーク電力の低減を図ることにより契約電力を抑制するとともに、電気使用量の削減に努めた結果、電気使用量は第 5 期中長期期間内において減少傾向。一方、燃料費高騰の影響を受けたことから、電気料金の第 5 期中長期期間平均額は 5.9 億円となり、前中長期期間の平均額である 3.7 億円を上回った。 （2）人件費管理の適正化 ・国家公務員に準拠し、適切に給与規定を改正。 ・令和 3 年度から令和 7 年度におけるラスパイレス指数の平均（研究系職員 102.16、事務系職員 109.14）が基準値（100）を上回ったものの、研究系職員の大半が博士号取得者であることや、事務系職員は管理職の大半が国か	○運営費交付金算定ルールに従い、中長期目標で定められた効率化係数（業務経費の対前年度 1%削減、一般管理費の対前年度 3%削減）により予算措置されており、これに基づいて、経費の節減に努めるとともに、予算の適正な配分及び効率的な執行を図ることで安定的な業務運営を行うことができた。また、自己収入の積極的な獲得により得られた間接経費を通じて業務運営の安定性を向上させた。 ○国家公務員に準拠した給与規定の改正に適切に対応している。 ○ラスパイレス指数が 100 を越えているものの国家公務員準拠の給与体系をベースとしており、研究系職員の大半が博士号取得者であること、事務系職員においては国との人事交流により管理職が多く出向してきている影響を考	評定	B	評定	B
				＜評定に至った理由＞ （1）経費の合理化・効率化 ・運営費交付金の算定ルールに従い、効率化係数（業務費の対前年度 1%削減、一般管理費の対前年度 3%削減）の範囲内での効率的な予算執行、経費節減に努めている。 ・エネルギー使用状況の分析と対策を進め、ピーク電力の低減を図ることにより契約電力を抑制するとともに、電気使用量の削減に努めた結果、電気料金は令和 6 年度より 1.9%減少。 （2）人件費管理の適正化 ・国家公務員に準拠し、適切に給与規定を改正。 ・令和 3 年度から令和 6 年度におけるラスパイレス指数の平均（研究系		＜評定に至った理由＞ 中長期計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評定とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ 経費、人件費、調達の各分野での業務改善を着実に進めており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。	

	数・金額）等	ら出向している職員が占めていること等を考慮すれば妥当な水準と考えられる。 なお、国立研究開発法人審議会の審議において、研究所が若手研究者の積極的な採用に努めており、若手職員の割合が増加傾向にあるため、研究系職員のラスパイレス指数が中長期期間中に低下していることを確認した。 また、事務系職員は、研究所採用職員の増加により、国からの出向職員の割合は減少傾向にある。しかし、研究所の独自採用開始からの期間が短く、管理職級を担える研究所採用職員が足りていないため、国の協力を得て管理職級を中心に職員の出向を受けていることで国からの出向職員は給与水準の高い者が多くなり、また地域手当の上位級地の支給率が適用される者も含まれることから、事務系職員のラスパイレス指数が研究系職員や基準値(100)を上回る要因となっていることを確認した。 <u>（３）調達等の合理化</u> ・契約審査委員会、内部監査、及び外部有識者による契約監視委員会において点検・見直しを行い、調達に関するガバナンスを徹底。 ・一者応札・応募の低減に向けた取組として入札等参加者の拡大に向け、十分な周知・準備期間を確保、電子入札の適用拡大等に取り組み、一者応札改善に寄与し競争率を高めることで、より適正な価格での契約を行った。 ・公募（入札可能性調査）の実施により、通常の競争入札を実施した場合と比較し、入札説明書等資料の作成、研究部門との入札日程調整、開札執行事務等を省略でき、所内全体の事務効率化に寄与。 ・消耗品や役務の一括調達、研究活動における不祥事発生の未然防止等のための取組として、会計業務に従事する全ての職員等に対してコンプライアンス研修や事務説明会等を実施し、不祥事の発生の未然防止、調達等の更なる適正化に寄与。	慮すれば、適正な給与水準となっている。 ○「随意契約の基準」により、引き続き公平性・透明性を確保した適正な審査を実施することができた。 また、令和３年度から実施している特例随意契約により、競争性及び透明性を確保しながらも、早期契約・早期執行による研究開発の促進や所内全体の事務効率化にも寄与した。 ○競争性確保の観点から、研究開発等の役務及び研究機器等の物品に係る調達についての取組を実施した。 ○公募（入札可能性調査）の実施により、競争性及び透明性を確保するとともに、通常の競争入札を実施した場合と比較し、入札説明書等資料の作成、研究部門との入札日程調整、開札執行事務等を省略でき、早期の契約締結や所内全体の事務効率化に寄与した。 ○コンプライアンス研修や事務説明会 等を適切に実施し、不祥事の発生の未然防止、調達等の更なる適正化に寄与した。 ○アンケート調査により、一者応札・応募の主な要因等の参考情報を収集した。当該アンケート結果を取組検討の参考にするとともに、所内の業務担当者にフィードバックし、更なる改善を図ることができた。 また、調達情報の入手手段に係るアンケートにより当所職員による公告情報の案内が応札・応募につながるなどが明らかになったため、引き続き、更なる複数者の応札・	職員 102.5、事務系職員 108.45）が基準値（100）を上回ったものの、研究系職員の大半が博士号取得者であることや、事務系職員は管理職として国から出向している職員が大半を占めていること、人事交流の影響等を考慮すれば妥当な水準と考えられる。 （３）調達等の合理化 ・契約審査委員会、内部監査、及び外部有識者による契約監視委員会において点検・見直しを行い、調達に関するガバナンスを徹底。 ・一者応札・応募の低減に向けた取組として入札等参加者の拡大に向け、全ての対象案件について、十分な周知・準備期間を確保、電子入札の適用拡大等に取り組み、一者応札改善に寄与し競争率を高めることで、より適正な価格での契約を行った。 ・公募（入札可能性調査）の実施により、通常の競争入札を実施した場合と比較し、入札説明書等資料の作成、研究部門との入札日程調整、開札執行事務等を省略でき、所内全体の事務効率化に寄与。 ・消耗品や役務の一括調達、研究活動における不祥事発生の未然防止等のための取組として、会計業務に従事する全ての職員等に対してコンプライアンス研修や事務説明会等を実施し、不祥事の発生の未然防止、調達等の更なる適正化に寄与。 ・関連公益法人との契約は１件の特命随意契約（契約審査委員会にて適正に審査された上で随意契約を行った）のほかは全て一般競争入札及び公募（入札可能性調査）によるものであった。	
--	---------------	--	--	---	--

	・ 関連公益法人との契約は 1 件の特命随意契約（契約審査委員会にて適正に審査された上で随意契約を行った）のほかは全て一般競争入札及び公募（入札可能性調査）によるものであった（少額随意契約を除く）。	応募に向けて改善に努める。 ○「関連公益法人等」に該当している法人との契約（少額随意契約を除く）は一般競争入札及び公募（入札可能性調査）のほか1件が特命随意契約によるものであるが、契約審査委員会にて適正に審査がされた上で随意契約を行った。これらについては全て適切に契約が実施されており、競争性又は適正性及び透明性を確保した。	＜その他事項＞ ・ 適切な取り組みが推進されている。 ・ 業務改善を年々確実に実施しており、評価できる。評価 B を支持します。									
2. 業務の電子化に関する事項 ＜その他の指標と評価の視点＞ ○PMO の設置及び支援は適切に実施されているか ・ PMO の設置状況 ・ PMO による支援実績 ○デジタル技術等を活用した各種業務（研究業務除く）の効率化は適切に実施されているか ・イントラネット等、所内ネットワークシステムの管理・運用状況 ・人事・給与システム、会計システム等の業務システムの管理・運用状況 等 ○デジタル技術等を活用した研究業務の効率化は適切に実施されているか ・ 研究関連データベースの運用状況 ・ 電子ジャーナルシステムの利用促進状況 等 ○WEB 会議システム等の導入により業務の効率化は図れたか ・電子決裁の導入・管理・運用状況 ・ WEB 会議システムの導入 ・運用状況 等	2. 業務の電子化に関する事項 ・ 研究所の情報システムに係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整を担当する PMO を中心に、情報技術等を活用した各種業務の効率化を推進した。具体的には、令和 8 年 3 月までに AI 利活用の拡充を見据えた、省電力かつ大容量ストレージを確保した新たな研究用計算基盤を構築し運用を開始、ネットワークサービス機器や基幹ネットワーク機器の更新によって利便性とセキュリティレベルを向上させたほか、安全で暗号化された仮想プライベート接続（SSL-VPN）による自宅就業の推進、クラウドストレージサービスによる大規模災害発生時等に備えての業務継続性の確保、人事関連システムのアウトソーシングやクラウドサービスも含めた業務効率化、会議のペーパーレス化への対応、国立環境研究所ジャーナルポータル及びより高度なディスカバリーサービスの運用や論文単位でのジャーナル講読の手配を通した電子ジャーナル等の利便性の向上、Web 会議システムによる所内・所外とのコミュニケーションの円滑化や業務効率化など、研究成果の創出等において貢献している。 ・また、電子決裁機能を有する文書管理システムの導入・運用により、電子決裁への移行による業務の効率化を図った。	○各部署個別の情報システムに係る業務改革の方針や効果的なデジタル関連投資を継続的に行うための PMO を設置し環境情報部体制の整備を行った。 ○令和 2 年 3 月に更新したコンピューターシステムについては、重大な障害はなく、安定運用により研究用計算基盤として利用環境を提供している。 ○ネットワークシステムは、所内利用時の安定・安全な運用のみならず、安全で暗号化された仮想プライベート接続（SSL-VPN）の適切な管理運用により、自宅就業時においても所内と同様に業務が遂行できる環境を提供している。 ○外部ネットワーク回線は、遠隔拠点においてもインターネット出口を一本化すると共に、全所無線 LAN 導入、認証ネットワークなどセキュリティ対策強化を実施した上で安定運用を行っている。 ○業務用 PC 一括管理システム（シンクライアント環境）の提供や PC キットティング自動化の環境構築により、一括管理による運用を行い、業務効率化及び情報セキュリティ水準向上に資している。 ○会議のペーパーレス化推進に資する、ファイルサーバー環境を提供し、タブレット端末貸出体制により、ペーパーレスを促進した。 ○研究関連情報データベースを適切に運用し、効率的な研究情報の収集・活用を図った。 ○従来の文献データベースに加えて、国外のデータリポジトリとの連携を実装し、多様なオープンアクセスコンテンツを含めて学術情報検索が行えるようサービスの向上を図った。 ○文書管理システム導入による電子決裁への移行により、文書決裁の時間短縮が図られたほか自宅就業時の対応も可能となるなど、業務の効率化を図った。更にテレワーク規程(実施要領)を改正し、育児・介護をする者のワークラ	<table><tr><th>評価</th><th>B</th></tr><tr><td colspan="2"> ＜評価に至った理由＞ ○ PMO の設置及び支援は適切に実施されているか ・情報システムに係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整を担当する PMO を設置し、情報システムの適切な整備及び管理を行う体制整備を図った。 ○デジタル技術等を活用した各種業務（研究業務除く）の効率化は適切に実施されているか ・ネットワークシステムを安定運用の実施し、端末認証及びユーザ認証といった政府統一基準に準拠した認証機能の導入により、登録外端末による不正接続を防止するなど、セキュリティ強化も図った。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、自宅就業に対応するため、SSL-VPN 適切に管理運用した。 ・外部ネットワーク回線は、学術情報ネットワーク（SINET6）の更新を行い、遠隔拠点に対してもネットワーク出口を 1 本に集約し、セキュリティ対策を考慮した運用を行った。 ・人事・給与システム及び財務会計システム等を安定的な運用ができるよう見直し、業務の効率化・最適化を実施。勤怠管理と給与支給が連動した人事関連システムの本格運 </td></tr></table>	評価	B	＜評価に至った理由＞ ○ PMO の設置及び支援は適切に実施されているか ・情報システムに係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整を担当する PMO を設置し、情報システムの適切な整備及び管理を行う体制整備を図った。 ○デジタル技術等を活用した各種業務（研究業務除く）の効率化は適切に実施されているか ・ネットワークシステムを安定運用の実施し、端末認証及びユーザ認証といった政府統一基準に準拠した認証機能の導入により、登録外端末による不正接続を防止するなど、セキュリティ強化も図った。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、自宅就業に対応するため、SSL-VPN 適切に管理運用した。 ・外部ネットワーク回線は、学術情報ネットワーク（SINET6）の更新を行い、遠隔拠点に対してもネットワーク出口を 1 本に集約し、セキュリティ対策を考慮した運用を行った。 ・人事・給与システム及び財務会計システム等を安定的な運用ができるよう見直し、業務の効率化・最適化を実施。勤怠管理と給与支給が連動した人事関連システムの本格運		<table><tr><th>評価</th><th>B</th></tr><tr><td colspan="2"> ＜評価に至った理由＞ 中長期計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・ 2022 年度に設置した PMO を中心に業務改善を着実に進めており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。 </td></tr></table>	評価	B	＜評価に至った理由＞ 中長期計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・ 2022 年度に設置した PMO を中心に業務改善を着実に進めており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。	
評価	B											
＜評価に至った理由＞ ○ PMO の設置及び支援は適切に実施されているか ・情報システムに係る基本方針の企画及び立案並びに総合調整を担当する PMO を設置し、情報システムの適切な整備及び管理を行う体制整備を図った。 ○デジタル技術等を活用した各種業務（研究業務除く）の効率化は適切に実施されているか ・ネットワークシステムを安定運用の実施し、端末認証及びユーザ認証といった政府統一基準に準拠した認証機能の導入により、登録外端末による不正接続を防止するなど、セキュリティ強化も図った。 ・新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、自宅就業に対応するため、SSL-VPN 適切に管理運用した。 ・外部ネットワーク回線は、学術情報ネットワーク（SINET6）の更新を行い、遠隔拠点に対してもネットワーク出口を 1 本に集約し、セキュリティ対策を考慮した運用を行った。 ・人事・給与システム及び財務会計システム等を安定的な運用ができるよう見直し、業務の効率化・最適化を実施。勤怠管理と給与支給が連動した人事関連システムの本格運												
評価	B											
＜評価に至った理由＞ 中長期計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・ 2022 年度に設置した PMO を中心に業務改善を着実に進めており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。												

			イフバランスや業務効率性の向上に寄与する制度の充実を図った。	用による給与支給のアウトソーシングを引き続き運用するとともに、文書管理システムの利用を促進するなど業務効率化に貢献。 ・大規模災害発生時における研究データや法人文書データの消失リスクを軽減し、業務継続性を確保するため、遠隔地バックアップ機能を備えたクラウドストレージサービス（BOX）の利用説明会を開催し、更なる利用促進を図った。 ○デジタル技術等を活用した研究業務の効率化は適切に実施されているか ・国環研における研究活動の国民に対する透明性の確保、関連する研究者への情報発信を目的とした研究関連情報データベースを構築し、格納された研究者情報や研究成果をホームページで公表、運用し、効率的な研究情報の収集・活用を図った。また、研究関連情報の効率的管理や成果発信強化に向けて、新規の研究者情報管理システム導入も並行して検討を進めた。 ・自機関で契約している電子ジャーナル等を研究者が円滑に検索・利用出来るだけでなく、オープンアクセスも含めた膨大な学術情報の発見性向上のため、「国立環境研究所ジャーナルポータル」「ディスカバリーサービス」を適切に運用し、サービス向上と事務の効率化、外部データベースサービスとの連携などにより、利便性の高い利用環境の構築を行った。 ○Web 会議システム導入により業務の効率化は図れたか ・文書管理システム導入による電子決裁により、文書決裁の時間短縮が図られたほか、自宅就業時の対応も
--	--	--	---------------------------------------	--

				可能となるなど、業務の効率化を図った。 ・所内・所外との打ち合わせ等にも引き続き Web 会議サービスを活用。会議参加の移動に係る時間や経費の節減及び業務効率化を図った。 ＜その他事項＞ ・PMO中心に適切に取り組みがなされている。 ・業務改善を年々確実に実施しており、評価できる。評価 B を支持します。	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

	的な見直しを行っているか ・研究所における大型研究施設や高額な研究機器に係る現状把握及び見直し等の状況 等	・競争的外部資金を除く令和 3 年度から令和 7 年度の受託収入の獲得額は年平均 2,682 百万円で、第 4 期平均 1,918 百万円を上回った（140%の水準）。 ・令和 3 年度から令和 7 年度における研究者の年平均人数 221 人に対する、競争的外部資金の年平均獲得額（1,508 百万円）の割合は 6.8 百万円/人であり、競争的外部資金を除く受託収入の年平均獲得額（2,682 百万円）の割合は 12.1 百万円/人となっている。 ・令和 3 年度から令和 7 年度における研究者の年平均人数 221 人に対する、競争的外部資金の年平均獲得件数 95 件の割合は 0.43 件/人であり、競争的外部資金を除く受託収入の年平均獲得件数 76 件の割合は 0.34 件/人となっている。 ・令和 4 年度の外部資金室の設置により、外部資金を応募から精算まで一元的に管理することが可能となり、また、獲得支援対策として応募書類の添削やヒアリングを新たに実施することで組織運営の効率化がなされた。 （2）保有財産の処分等 ・「運営戦略会議」等にて、研究施設や高額な研究機器についての計画的・効率的な利活用や、今後の長期的な大型研究施設の在り方などについて議論を実施。 ・令和 7 年 1 月に新たな特高受電需要設備棟が完成したことにより、今後、旧・特高受電需要設備棟は、当初の目的に従った使用が想定されないことが明らかとなった。その後、令和 8 年 3 月に特高受電需要設備棟内に太陽光発電設備設置が完了したため、独立行政法人会計基準に従い、当該資産の減損処理を令和 6 年度及び令和 7 年度に実施。	○令和 3 年度から令和 7 年度の競争的外部資金を除く受託収入の獲得額の年平均額は 2,682 百万円で、第 4 期中長期目標期間の年平均額の 140%であり高水準を確保した。特に国からの受託は第 4 期中長期目標期間の年平均額を大きく上回っており、財政基盤の安定化及び社会的課題解決に向けた研究に貢献したと評価する。 ○令和 3 年度から令和 7 年度の競争的外部資金、受託収入の獲得額及び獲得件数は、所属研究者数に対して第 4 期中長期目標期間と同等以上の水準を維持しており、安定的な外部資金の確保を通じて業務の質の向上に貢献した。 ○運営戦略会議等で研究所の運営方針を考慮しつつ大型研究施設や高額な研究機器の計画的・効率的な利活用に向けた議論を進め、今後の資産活用の最適化に寄与した。 ○所内への減損の兆候確認を通じて、漏れなく減損の認識及び会計処理を行うことができ、より正確な資産価値の状態を財務諸表に反映することができたと評価する。	に実施した 2 回のクラウドファンディングで獲得した資金である。 ・自己収入のうち、令和 3 年度から令和 6 年度までの競争的資金等の獲得額の年平均額は 1,520 百万円であり、第 4 期平均 1,374 百万円を上回った。 ・競争的資金を除く令和 3 年度から令和 6 年度の受託収入の獲得額は年平均 2,584 百万円で、第 4 期平均 1,918 百万円を上回った。 ・令和 3 年度から令和 6 年度における研究者の年平均人数 222 人に対する、競争的外部資金の年平均獲得額 1,444 百万円の割合は 6.5 百万円であり、競争的外部資金を除く受託収入の年平均獲得額 2,584 百万円の割合は 11.6 百万円となっている。 ・令和 3 年度から令和 6 年度における研究者の年平均人数 222 人に対する、競争的外部資金の年平均獲得件数 94 件の割合は 0.42 件であり、競争的外部資金を除く受託収入の年平均獲得件数 78 件の割合は 0.35 件となっている。 （2）保有財産の処分等 ・「運営戦略会議」にて、研究施設や高額な研究機器についての計画的・効率的な利活用や、今後の長期的な大型研究施設の在り方などについて議論を実施。 ・令和 7 年 1 月に新たな特高受電需要設備棟が完成したことにより、今後、旧・特高受電需要設備棟は、当初の目的に従った使用が想定されないことが明らかとなったため、独立行政法人会計基準に従い、当該資産の減損処理を令和 6 年度に実施。 ＜審議会委員の意見等（実績に対す

				る課題及び改善方法を含む) > ・バランスのとれた収入の確保のため、外部資金についても、継続的な確保が図られている。 ・自己収入は前期中長期目標期間の年平均額を大きく上回っており評価できる。 ・競争的外部資金が毎年増加するなど業務改善を年々確実に実施しており、評価できる。評価 B を支持します。	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

様式 2－2－4－2 国立研究開発法人 中長期目標期間評価（期間実績評価） 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）									
1. 当事務及び事業に関する基本情報									
No. 6	第 6 その他の業務運営に関する重要事項（1. 内部統制の推進、2. 人事の最適化 3. 情報セキュリティ対策等の推進 4. 施設・設備の整備及び管理運用 5. 安全衛生管理の充実 6. 業務における環境配慮等）								
当該項目の重要度、困難度	（重要度及び困難度は未設定のため記載しない）			関連する政策評価・行政事業レビュー		行政事業レビューシート ID：003537			

2. 主要な経年データ									
	評価対象となる指標	達成目標	基準値等 （前中長期目標期間最終年度値等）	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中長期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標、中長期計画は別紙参照							
	主な評価軸（評価の視点）、 指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
		主な業務実績等	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	1. （１）内部統制に係る体制の整備 ○内部統制システムは適切に整備・運用されているか （２）コンプライアンスの推進 ○コンプライアンスは確実に実施されているか （３）PDCA サイクルの徹底 ○PDCA サイクルを徹底し、業務の進行管理を適切に実施しているか （４）リスク対応のための体制整備 ○業務実施の障害となる要因の把握と対応体制等の整備は適切に実施されているか	・理事長のリーダーシップの下、国環研のミッション、運営上の課題等を共有しそれらの対応を検討する体制として、幹部会、運営戦略会議等を定期的で開催するとともに、運営戦略会議の下では業務改善プロジェクト等の活動を進めた。運営戦略会議等では、令和 7 年度には中長期的な計画について定期的に議論を重ね、次期にあたる第 6 期中長期計画期間の計画を策定した。 ・研究業務の PDCA サイクルとして外部研究評価委員会、内部研究評価委員会を開催し、結果を研究計画にフィードバックした。 ・コンプライアンスの推進、リスクの管理等についてはそれぞれの委員会等において、PDCA サイクルを徹底しつつ取り組みを進めた。 ・これらの会議資料や議事録を運営協議会の場やイントラネットを用いて職員等に周知するとともに、全職員等を対象に関連する研修を実施し、職員等の理解を深め、意識向上を図った。	○理事会、幹部会、運営戦略会議等を定期的に開催し、研究所のミッション、課題等の所内各層での共有を図るとともに、対応の検討を進めた。運営戦略会議の下では業務改善プロジェクト等の活動を引き続き進めた。上記の会議体を通じて、業務の有効性及び効率性を向上させるとともに、高い倫理観と社会的良識を持った業務運営が行えた。 ○評価にかかるエフォートの軽減を図りつつ、所内横断的に意見を取り込めるような内部研究評価となるよう工夫した。結果として研究プログラム間の連携に関する具体的な議論が促進されるなどの成果が得られた。 ○外部研究評価における双方向性を高める工夫は、外部研究評価委員からは概ね好意的に受け止められ、研究成果の深い理解にもとづいた有意義な議論を通じて、より適切な評価結果が得られたと考えている。 ○関連するマニュアルを改正するとともに、内部統制委員会をはじめとした委員会を開催するほか、監査等の対応など、国環研における内部統制システムを適切に整備・運用した。上記のことで国立環境研究所コンプライアンス	評価	B	評価	B
				＜評価に至った理由＞ ＜評価に至った理由＞ （１）内部統制に係る体制の整備 ・理事長をトップとした幹部会、運営戦略会議等を定例的（原則毎月）に開催。運営戦略会議に業務改善プロジェクトチームを設置し、業務改善体制を継続。理事長、理事による三役会議を毎週開催するほか、ユニット長等との意見交換を随時実施し、その時々課題やリスク等について検討した。 ・内部統制委員会、内部統制に資するリスク管理委員会等の開催、監事による監査、内部監査等への対応などを通じ、内部統制システムを適切に整備・運用。 ・全職員を対象に内部統制に関する研修を開催し、職員の教育及び意識		＜評価に至った理由＞ 中長期計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・規律ある組織運営に向けた努力を継続的に実施しており高く評価できる。期間評価として B 評価を支持する。 ・研修の受講率 100%等により、コンプライアンスの確保が適切に諮られている。	

		基本方針に定める使命・責務を果たすことができた。 ○全職員を対象に内部統制に関する研修を実施し、職員に対して内部統制についての理解を深め、意識の向上を図った。 ○手続きの確認や所内への周知により、コンプライアンスの適正な履行の徹底に努めた。 ○平成 30 年度よりコンプライアンス研修に e-ラーニングを導入し、令和 7 年度まで対象者の受講率 100%を達成した。その結果、研究不正・研究費不正使用防止が図られた。	向上を着実に実施。 ・業務の有効性、効率性、適正性やガバナンス確保のため監事監査及び内部監査を実施。 （２）コンプライアンスの推進 ・外部有識者を含むコンプライアンス委員会で、各種法手続が適正に行われているかの確認を実施。 ・研究費の不正利用防止等をテーマとしたコンプライアンス研修を e-ラーニングを導入して実施し、効果的な研修になるよう努めた。（今中長期期間中の受講率 100%を達成） （３）PDCA サイクルの徹底 ・「幹部会」においてユニットごとの業務進捗状況等を定期報告し、ユニット内では業務の進捗状況のモニタリング及び管理を行う等など、階層的に業務の進捗管理やフォローアップを実施。 ・各ユニットにおける職務業績評価の実施等を通じて、室長、ユニット長等研究責任者やプログラム総括、代表による、研究内容の調整・進化管理を適切に実施。 ・役員及び各ユニット長等の参画する研究評価委員会を原則毎月開催。 ・内部研究評価及び外部研究評価ともに、評価結果を公表するとともに、各人の研究活動や研究計画、年度計画に反映。 （４）リスク対応のための体制整備 ・「国立環境研究所における重大なリスク一覧」の見直しを行うなど、国環研におけるリスクに対する整備・運用を適切に推進。 ・「利益相反マネジメント実施規程」に基づき、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保のための具体的な対応取組を講じたこ	
	・また、「利益相反マネジメント実施規程」に基づき、研究インテグリティの確保に係る具体的な取り組みを講じたことにより研究成果の信頼性や質の向上を図ることができた。	○「国立研究開発法人国立環境研究所リスク管理規程」に基づき、「国立環境研究所における重大なリスク一覧」の見直しを行うなど、国環研におけるリスクに対する整備・運用を適切に進めた。また、「利益相反マネジメント実施規程」に基づき、研究インテグリティの確保に係る具体的な取組を講じたことにより研究成果の信頼性や質の向上を図ることができた。		

			とにより、研究成果の信頼性や質の向上を計ることができた。 ＜審議会委員の意見等＞ ・外部研究評価委員会に加え内部研究評価委員会を開催するなど、多層的にガバナンスの確保が図られている。 ・理事長をトップとする運営戦略会議や研究業務のPDCAサイクルとして外部・内部研究評価委員会も開催されており、適切であると考ええる。コンプライアンス研修の受講率100%は高く評価される。 ・業務改善を年々確実に実施しており、評価できる。評価Bを支持します。					
	2. （１）優れた人材の確保 ○クロスアポイントメント制度や年俸制の導入への取組が適切に実施されているか ○研究実施部門における人材の採用・活用は適切に実施されているか （２）若手研究者等の能力の活用 ○所内人材の職場環境整備は適切に実施されているか ○所内人材の研究能力開発は適切に実施されているか （３）管理部門の能力の向上 ○管理部門における事務処理能力の向上等は適切に実施されているか （４）適切な職務実績評価の実施 ○職務業績評価能力向上のための取組は適切に実施されているか	（１）優れた人材の確保 ・今中長期期間中に研究系常勤職員 16 名にクロスアポイントメント制度を活用。優れた人材確保のため、令和 4 年 4 月に年俸制や裁量労働制の適用範囲を特別研究員（ポスドク）に拡大。 ・クロスアポイントメント制度は、研究を通じた人材交流や人材育成を促進するとともに研究キャリアの幅を広げることができた。また、年俸制を採用することで、学際的な研究者ネットワークの構築や地球システム領域等において、持続可能な地球社会実現のための総合的国際研究プラットフォームと一層緊密に連携した業務遂行が可能な研究者を採用することができた。 ・中長期期間中、女性の採用に努めつつ、研究系常勤職員 81 名（パーマネント 47 名、任期付 34 名）を採用。 ・中長期期間中、研究系契約職員として、フェロー制度により、11 名を雇用。シニア研究員制度により、研究系の国環研定年退職者 25 名を雇用。 ・令和 7 年度に職員の定年引き上げに伴って特命研究員制度を創設し、中長期期間中において 9 名を雇用。 ・外部の研究者を連携研究グループ長として 6 名を委嘱。客員研究員延 975 名、共同研究員延 439 名、研究生延 211 名、インターンシップ生延 57 名の受入を実施。 （２）若手研究者等の能力の活用 ・外国人研究者向けの生活支援として、企画部国際室に担当スタッフを置くとともに、公益社団法人科学技術国	○クロスアポイントメント制度や年俸制、裁量労働制を活用し、研究者の円滑な人事交流による研究の活性化を促進するとともに、優れた人材の確保のための取組を着実に進めた。 引き続き、各種制度の適切な運用を図るなど、優秀な人材の確保のための取り組みを進めていく。 ○研究実施部門における人材活用を適切に実施した。 ○人的資源を最適配置し、優秀な研究者の登用を行ったほか、研究系定年退職者を積極的に活用した。 ○連携研究グループ長制度、客員研究員制度等を活用し、外部研究者との円滑な交流を推進した。 ○定年延長に伴う特命研究員制度等の新たな制度設計を行うことにより、知識・経験の豊富な研究系職員が引き続き研究業務を担当しつつ企画・支援部門の業務も担う等の人材活用を進め、研究所の体制強化を図った。 ○外国人研究者が研究生活上の課題を相談・対応できる体制を維持し、「外国人研究者等生活立ち上げ等支援」を継続	<table><tr><th>評価</th><th>B</th></tr><tr><td>＜評価に至った理由＞ （１）優れた人材の確保 ・今中長期期間中に研究系常勤職員 9 名にクロスアポイントメント制度を、優れた人材確保のため、令和 4 年 4 月に年俸制や裁量労働制の適用範囲を特別研究員（ポスドク）に拡大。 ・クロスアポイントメント制度は、研究を通じた人材交流や人材育成を促進するとともに研究キャリアの幅を広げることができた。また、年俸制を採用することで、学際的な研究者ネットワークの構築や地球システム領域等において、持続可能な地球社会実現のための総合的国際研究プラットフォームと一層緊密に連携した業務遂行が可能な研究者を採用することができた。 ・中長期期間中、女性の採用に努めつつ、研究系常勤職員 75 名程度（パーマネント 45 名程度、任期付 30 名程度）を採用。 ・中長期期間中、研究系契約職員として、フェロー制度により、11 名を</td><td>＜評価に至った理由＞ 中長期計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・複数の人事施策を用いて、優れた人材の確保に引き続き努力しており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。</td></tr></table>	評価	B	＜評価に至った理由＞ （１）優れた人材の確保 ・今中長期期間中に研究系常勤職員 9 名にクロスアポイントメント制度を、優れた人材確保のため、令和 4 年 4 月に年俸制や裁量労働制の適用範囲を特別研究員（ポスドク）に拡大。 ・クロスアポイントメント制度は、研究を通じた人材交流や人材育成を促進するとともに研究キャリアの幅を広げることができた。また、年俸制を採用することで、学際的な研究者ネットワークの構築や地球システム領域等において、持続可能な地球社会実現のための総合的国際研究プラットフォームと一層緊密に連携した業務遂行が可能な研究者を採用することができた。 ・中長期期間中、女性の採用に努めつつ、研究系常勤職員 75 名程度（パーマネント 45 名程度、任期付 30 名程度）を採用。 ・中長期期間中、研究系契約職員として、フェロー制度により、11 名を	＜評価に至った理由＞ 中長期計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・複数の人事施策を用いて、優れた人材の確保に引き続き努力しており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。
				評価	B			
＜評価に至った理由＞ （１）優れた人材の確保 ・今中長期期間中に研究系常勤職員 9 名にクロスアポイントメント制度を、優れた人材確保のため、令和 4 年 4 月に年俸制や裁量労働制の適用範囲を特別研究員（ポスドク）に拡大。 ・クロスアポイントメント制度は、研究を通じた人材交流や人材育成を促進するとともに研究キャリアの幅を広げることができた。また、年俸制を採用することで、学際的な研究者ネットワークの構築や地球システム領域等において、持続可能な地球社会実現のための総合的国際研究プラットフォームと一層緊密に連携した業務遂行が可能な研究者を採用することができた。 ・中長期期間中、女性の採用に努めつつ、研究系常勤職員 75 名程度（パーマネント 45 名程度、任期付 30 名程度）を採用。 ・中長期期間中、研究系契約職員として、フェロー制度により、11 名を	＜評価に至った理由＞ 中長期計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・複数の人事施策を用いて、優れた人材の確保に引き続き努力しており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。							

	際交流センターと契約して生活支援を実施。 ・男女共同参画等を図るための職場環境整備の一環として、妊産婦が搾乳や休憩ができる休憩スペースを運用しており、順調に利用されている。 ・ダイバーシティ推進プロジェクトチームにおいて、所内で働く全ての人がある能力を最大限発揮できるようダイバーシティに関する諸課題や今後の活動方針について、意見交換を実施。同チームによる議論を踏まえ女性活躍推進法に基づく行動計画（第3期）を新たに策定した。 ・テニュアトラックを活用しつつ37歳以下の若手研究者を28名（パーマネント研究員5名、任期付研究員23名）を採用し、研究開発力の強化等を図るとともに、人材活用方針に基づき若年者、外国人の能力活用等を図った。 ・海外の研究機関と連携して共同研究を行うため、研究者1名の在籍出向を実施。 （3）管理部門の能力向上 ・企画・支援部門における事務処理等に関する知識及び事務管理能力の向上を図るため、事務系職員研究（係長級）（受講率100%）、キャリアアップ研究（若手事務職員向け）（受講率100%）を実施するとともに、各種研修を企画、実施し対象職員を参加させることで、事務処理等に関する知識及び事務管理能力の向上に寄与した。 ・ITの専門家や翻訳能力に優れた者などを含む、高度な技術又は専門的な能力を有する人材として、企画支援部門に高度技能専門員（契約職員）を配置することで、管理部門における能力向上に寄与した。 （4）適切な職務業績評価の実施 ・面接を交えた目標設定と業績評価を行い、職務上の課題に対する指導や助言を行う職務業績評価を実施。研究系職員は、環境政策対応を含めた社会貢献状況も評価の対象とし、賞与・昇給へ反映。	運用することで、来日後の生活・研究環境面の不安軽減に資する支援を行った。 ○また、英語イントラや英語メーリングリスト等を通じた情報提供を継続するとともに、国際業務担当者ネットワーク（Teams）を活用した情報共有により、受入対応を含む国際関係業務の円滑化に努めた。 ○男女共同参画等を図るため、休憩スペースや一時預かり保育室を適切に運営することにより、研究等に集中できる職場環境づくりに貢献した。 ○ダイバーシティの推進のため、プロジェクトチームの会合を開催し、女性活躍推進法に基づく行動計画（第3期）を新たに策定する等、積極的に取組を進め、より働きやすい職場環境の整備に努めた。 ○人材活用方針に基づき、研究系常勤職員において、テニュアトラック制を活用し、研究活動等の基盤強化を図った。また、所内公募型研究制度等の活用により、若手研究者や外国人研究者に活躍機会を与え、一層の能力活用・能力開発につなげることができた。 ○対象職員を各種研修に参加させることで、事務処理等に関する知識及び事務管理能力の向上に寄与することができた。 ○高度な技術又は専門的な能力を有する高度技能専門員（契約職員）を適材適所に配置し、有効に活用した。 ○研究系職員の評価においては、学術面のみならず、環境政策対応を含めた社会貢献状況についても、評価の対象としたことで、より適正に業績評価を実施することができた。また、評価規程の改正により業務効率化を適切に進めた。 引き続き、職務業績評価等能力向上のための取組の適切な	雇用。シニア研究員制度により、研究系の国環研定年退職者25名を雇用。 ・令和6年度に職員の定年引き上げに伴って特命研究員制度を創設し、中長期期間中において9名を雇用。 ・外部の研究者を連携研究グループ長として6名を委嘱。客員研究員延798名、共同研究員延349名、研究生延166名、インターンシップ生延45名の受入を実施。 （2）若手研究者等の能力の活用 ・外国人研究者向けの生活支援として、企画部国際室に担当スタッフを置くとともに、公益社団法人科学技術国際交流センターと契約して生活支援を実施。 ・男女共同参画等を図るための職場環境整備の一環として、妊産婦が搾乳や休憩ができる休憩スペースを運用しており、順調に利用されている。 ・ダイバーシティ推進プロジェクトチームにおいて、所内で働く全ての人がある能力を最大限発揮できるようダイバーシティに関する諸課題や今後の活動方針について、意見交換を実施。 ・テニュアトラックを活用しつつ37歳以下の若手研究者を22名（パーマネント研究員3名、任期付研究員19名）を採用し、研究開発力の強化等を図るとともに、人材活用方針に基づき若年者、外国人の能力活用等を図った。 ・海外の研究機関と連携して共同研究を行うため、研究者1名の在籍出向を実施。 （3）管理部門の能力向上 ・企画・支援部門における事務処理等に関する知識及び事務管理能力
--	--	--	---

		実施に努める。	の向上を図るため、事務系職員研究（係長級）（受講率 100%）、キャリアアップ研究（若手事務職員向け）（受講率 100%）を実施するとともに、各種研修を企画、実施し対象職員を参加させることで、事務処理等に関する知識及び事務管理能力の向上に寄与した。 ・ I T の専門家や翻訳能力に優れた者などを含む、高度な技術又は専門的な能力を有する人材として、企画支援部門に高度技能専門員（契約職員）を配置することで、管理部門における能力向上に寄与した。 （４）適切な職務業績評価の実施 ・面接を交えた目標設定と業績評価を行い、職務上の課題に対する指導や助言を行う職務業績評価を実施。 研究系職員は、環境政策対応を含めた社会貢献状況も評価の対象とし、賞与・昇給へ反映。 ＜審議会委員の意見等＞ ・クロスアポイントメント制度について、導入後の実績が出始めている。 ・おおむね適切である。より高いキャリアを目指す転職は日本社会においても広まってきた。若手や定年後の採用だけでなく、中堅研究者もターゲットに入れた幅広い年齢層の人事推進が、研究活性化に向けて有効かと考える。 ・業務改善を年々確実に実施しており、評価できる。評価 B を支持します。			
3.	（１）情報セキュリティ対策の推進		評価	B	評価	B

	（１）情報セキュリティ対策の推進 ○情報セキュリティ対策は適切に実施されているのか （２）個人情報等の管理体制の整備 ○個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等を安全で適切に管理しているか	・全職員を対象に「情報セキュリティ研修」、「情報セキュリティ対策の自己点検」を実施。いずれも受講率は100%。 外国人研究者、スタッフ向けに英語版でも実施。 ・「標的型攻撃メール訓練」、最高情報セキュリティアドバイザー(CISO 補佐)による「情報セキュリティ講話」を引き続き実施。 ・CSIRT 要員を対象として、実践的サイバー防御演習に参加し、サイバー攻撃を受けた際の一連のインシデント対応について、実演演習を含めて実施。所外研修等にも参加。実践的な対処方法の知見を集積。 ・未知のマルウェアに対する検知強化のため、端末でのセキュリティ強化策として、次世代セキュリティ対策ソフトを運用し、利用場所を問わず脅威を検知するとともに、セキュリティ対策ソフトのアラート等をSOCの監視対象に追加するなど、一層のセキュリティ強化を図った。 ・各種外部公開サーバに対し、脆弱性診断ツールによる脆弱性診断を実施。情報セキュリティ監査を実施、指摘項目について適切に対応。 ・セキュリティログ監視について、新たにエンドポイント監視用サーバをSIEMの監視対象に組み入れ、不審な動作を監視。 ・U S B 接続デバイスの棚卸しを行い適正に管理。 ・デバイス管理機能を「Microsoft Intune」へ移行し、Azure AD の条件付きアクセスやIntuneなどの機能を活用することで、アプリを利用できるようにするなど利便性及び研究所全体のセキュリティレベルを向上。 ・データガバナンス強化のため、アンケートやクラウドサービスセキュリティ診断を行い、対処が必要な課題の	○情報セキュリティ教育として、全所員を対象に情報セキュリティ研修を実施し、受講率 100%を達成した。 通年利用が可能な e-ラーニングにより、新規採用者に対して配属直後に研修を受講するよう促し、網羅的な研修とした。 情報セキュリティ対策の自己点検についても、実施率100%を達成した。また、情報セキュリティ研修、自己点検ともに、英語版でも実施しており、情報セキュリティ対策の重要性が全所員により一層浸透するよう努めた。 ○不審メールによる被害を最小化する行動を身に付けるため、標的型攻撃メール訓練により訓練対応の浸透を図った。 ○「情報セキュリティ講話」を開催し、最新の話題をもとに情報セキュリティに関する理解の浸透に努めた。 ○NICT（情報通信研究機構）が運営する CYDER（実践的サイバー防御演習）に CISO 補佐とともに参加した他、NCO が主催する CSIRT 研修に参加し、理論面、実践面から CSIRT として体制を強化した。 ○次世代セキュリティ対策ソフトを運用し、端末の利用場所を問わず脅威を検知することが可能となり、インシデントに繋がる挙動を検知し未然に防ぐことが可能となった。 ○脆弱性診断回数を増加することにより、新たに公表された脆弱性対策を早期に実施できている。情報セキュリティ監査及びNCO マネジメント監査及びフォローアップ監査において指摘された事項についても適正に対応しセキュリティ対策を行っていることにより安定運用体制が確立できている。 ○セキュリティログ監視について、新たにエンドポイント監視用サーバを監視対象に組み入れ、不審な動作を監視しセキュリティ対策水準を向上させた。 ○USB接続デバイスの棚卸のほか、オフライン端末の利用状況調査やサポート終了端末の確認を実施し、適正管理に努めた。 ○条件付きアクセスやIntuneなどMicrosoft365の機能を活用し、研究所全体のセキュリティレベルを向上させることができた。 ○情報セキュリティ対策を含む内部統制全般の観点から、データガバナンスに関する課題を踏まえ、情報の取扱制限策等	＜評定に至った理由＞ （１）情報セキュリティ対策の推進 ・全職員を対象に「情報セキュリティ研修」、「情報セキュリティ対策の自己点検」を実施。いずれも受講率は100%。外国人研究者、スタッフ向けに英語版でも実施。 ・「標的型攻撃メール訓練」、最高情報セキュリティアドバイザー(CISO 補佐)による「情報セキュリティ講話」を引き続き実施。 ・CSIRT 要員を対象として、実践的サイバー防御演習に参加し、サイバー攻撃を受けた際の一連のインシデント対応について、実演演習を含めて実施。所外研修等にも参加。実践的な対処方法の知見を集積。 ・未知のマルウェアに対する検知強化のため、端末でのセキュリティ強化策として、次世代セキュリティ対策ソフトを運用し、利用場所を問わず脅威を検知するとともに、セキュリティ対策ソフトのアラート等をSOCの監視対象に追加するなど、一層のセキュリティ強化を図った。 ・各種外部公開サーバに対し、脆弱性診断ツールによる脆弱性診断を実施。情報セキュリティ監査を実施、指摘項目について適切に対応。 ・セキュリティログ監視について、新たにエンドポイント監視用サーバをSIEMの監視対象に組み入れ、不審な動作を監視。 ・U S B 接続デバイスの棚卸しを行い適正に管理。 ・デバイス管理機能を「Microsoft Intune」へ移行し、Azure AD の条件付きアクセスやIntuneなどの機能を活用することで、アプリを利用できるようにするなど利便性及び研究所全体のセキュリティレベル	＜評定に至った理由＞ 中長期計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評定とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・情報セキュリティに関する所員教育、システムの改善などを継続的かつ精力的に実施しており評価できる。期間評価として B 評価を支持する。 ・新たな認証基盤の導入等、適切にセキュリティ強化が図られている。
--	--	---	---	--	--

		洗い出しを実施。 （２）個人情報等の管理体制の整備 ・保有個人情報等を取り扱う職員の指定や体制整備を進めた。 ・保有個人情報等の取扱いに従事する職員等に対し、保有個人情報等保護研修を実施。また、保護管理者（ユニット長）による管理状況の点検を行った結果、適正に取り扱っていることを確認。	の運用を見据えた基盤整備を行うことができた。 ○個人番号及び特定個人情報を含む保有個人情報等の管理、利用について、体制の整備を進めるとともに、平成 30 年度から e-ラーニング研修を実施し、保有個人情報の取扱いに関する周知を行った。その結果、個人情報等保護規程の目的である個人の権利利益の保護を的確に果たすことができた。	を向上。 ・データガバナンス強化のため、アンケートやクラウドサービスセキュリティ診断を行い、対処が必要な課題の洗い出しを実施。 （２）個人情報等の管理体制の整備 ・保有個人情報等を取り扱う職員の指定や体制整備を進めた。 ・保有個人情報等の取扱いに従事する職員等に対し、保有個人情報等保護研修を実施。また、保護管理者（ユニット長）による管理状況の点検を行った結果、適正に取り扱っていることを確認。 ＜審議会委員の意見等＞ ・情報セキュリティ研修の受講率 100% というのも素晴らしい。EDRやIntuneなどセキュリティ対策そのものの強化も着実に行われている。 ・業務改善を年々確実に実施しており、評価できる。また、研修受講率 100% を維持している点も評価できる。評価 B を支持します。	
4. ○施設・設備の整備及び維持管理は適切に実施されているのか ○研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施されているか	・第 5 期中長期においては、以下の工事を着工。 令和 3 年度 研究本館空調設備更新、動物実験棟屋上防水・外壁改修工事 令和 4 年度 特別高圧受変電施設老朽化緊急対策整備工事、動物実験 2 棟老朽化施設他更新工事 令和 5 年度 中央監視制御システム刷新省エネ化整備工事 令和 6 年度 防災用蓄電池設備整備工事 令和 7 年度 研究本館Ⅰ研究 1 棟他スクラバー更新工事、研究本館Ⅲ化学物質管理区域空調（AC・5）更新工事、フロン R-22 空調設備省エネ化等更新整備工事、タイムカプセル棟冷凍設備更新工事 ・入札不調回避のため、他の国立研究開発法人の状況を確認し見積活用方式等を引き続き実施。 ・平成 30 年度に作成した「つくば本構キャンパスマスタ	○関連予算を活用し、施設・設備の維持管理を適切に行った。 ○研究施設の保守管理については、消防設備の更新等を計画的に進めることができた。 ○発足当初の建物は既に 50 年が経過し、法定耐用年数と同程度の状況でもあることから、中長期計画に基づく、老朽化対策としての改修・更新工事を適切に実施した。 ○施設整備が着実に進められるよう、速やかに実勢価格を積算へ取り入れるなど、入札不調を回避するための対応をとることができた。 ○つくば本構マスタープランの理念を基に、ZEB 化を踏ま	評価 B ＜評価に至った理由＞ ○施設・設備の整備及び維持管理は適切に実施されているのか ・第 5 期中長期においては、以下の工事を着工。 令和 3 年度研究本館空調設備更新、動物実験棟屋上防水・外壁改修工事 令和 4 年度特別高圧受変電施設老朽化緊急対策整備工事、動物実験 2 棟老朽化施設他更新工事 令和 5 年度中央監視制御システム刷新省エネ化整備工事 令和 6 年度防災用蓄電池設備整備工事 ・令和 6 年度補正予算による有害排	評価 B ＜評価に至った理由＞ 中長期計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・適正かつ合理的な施設・設備運営の努力を継続しており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。 ・適切な施設・設備更新は研究成果をあげるための基盤であり、計画通りに進	

	ープラン」の理念の下、段階的な施設整備の第一段階として、老朽化の著しい研究本館Ⅰ・Ⅱを中心に執務室等の機能を集約した新研究本館の建設計画を進め、令和6年度は、令和4年度に取りまとめた基本計画に基づき、新研究本館の収容人数や面積等の与条件を確定させ、基本設計が完成した。令和7年度から実施設計及び準備工事に着手。 ・老朽化対策をはじめとした各種施設の整備工事等の増加やマスタープランの理念に資するべく、必要な技術者の確保に取り組み、令和4年度に1名、令和5年度に1名、令和7年度に1名を採用した。 ○研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施されているか ・スペース課金制度により真に必要なスペースの規模、利用頻度の少ない機器・物件の整理・効率化の可能性を検討し、スペースの有効利用を促進。（スペース課金制度により、令和3年度から5年間でスペースの再配分（合計326㎡）を実施し、効率的な利用を促進。）	えた検討を進めており、具体的には光熱費の大幅な削減や快適性と生産性向上等を基本設計に反映させ、2050年カーボンニュートラルに資する新研究本館建設を目指している。 ○スペースの効率的な利用を推進し、その遂行について着実に実施することができた。	気浄化装置（スクラバー）安全確保更新整備等を発注する計画。 ・入札不調回避のため、他の国立研究開発法人の状況を確認し見積活用方式等を引き続き実施。 ・平成30年度に作成した「つくば本構キャンパスマスタープラン」の理念の下、段階的な施設整備の第一段階として、老朽化の著しい研究本館Ⅰ・Ⅱを中心に執務室等の機能を集約した新研究本館の建設計画を進め、令和6年度は、令和4年度に取りまとめた基本計画に基づき、新研究本館の収容人数や面積等の与条件を確定させ、基本設計が完成した。引き続き建設に向けて準備を進めている。 ○研究施設の効率的な利用の推進等は適切に実施されているか ・スペース課金制度により真に必要なスペースの規模、利用頻度の少ない機器・物件の整理・効率化の可能性を検討し、スペースの有効利用を促進。（スペース課金制度により、令和3年度から4年間でスペースの再配分（合計145㎡）を実施し、効率的な利用を促進。） <審議会委員の意見等> ・防災用蓄電池設備更新整備等が計画的に実施され、またキャンパス計画にも着実な進捗が見られる。 ・スペース課金制度によりスペースの有効利用が図られている。 ・業務改善を年々確実に実施しており、評価できる。評価Bを支持します。 ・文章を読む限り、長期計画に基づき個別対応を丁寧に行っているように見える。	んでいることが認められる。		
5.	・メンタルヘルス対策は、専門医療機関等によるカウ	○ストレスチェックについては、受検率が低下しないよう	評価	B	評価	B

	○健康管理は適切に実施されているのか ○作業環境は適切に確保されているのか ○所内教育は適切に実施されているか	セリング及び臨床心理士による相談等の体制を整備。 ・労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを全所員に実施し、受検後の結果通知や高ストレスと評価された者から申し出があった際の面接指導等を実施。（全国平均より低い健康リスクを維持） ・労働安全衛生法で定められた定期健康診断等の実施。 ・診断結果について産業医の意見を聴き、健康リスクが高い者に対する個別の保健指導等を実施。 ○作業環境は適切に確保されているか ・労働安全衛生法に基づき、作業環境測定を実施したほか、リスクアセスメントの実施と、実験室の巡視による作業環境に関する指導を徹底。 ・電離放射線防止法規則に基づき、放射線管理区域の作業環境測定を実施したほか、震災放射線研究エリアについても作業環境測定及び空間放射線量測定を実施。 ○所内教育は適切に実施されているか ・メンタルヘルスセミナーを実施。セミナーは対面とeラーニング併用で実施。 ・職場における事故発生や健康障害の防止等のため各種セミナー、教育訓練を適切に実施。 ・消防計画及び地震初動対策マニュアルに基づき、地震・火災総合訓練を実施し、一部シークレットシナリオによる、より実践的な訓練も実施。 ・主要な大型施設と老朽化している本館の電気設備の安全点検を実施し、事故のリスクがある箇所については是正措置を行い、実験室等の管理者指導等を実施。 ・新型コロナウイルス感染症について、理事長を本部長とする感染症対策本部を中心に、5類移行後の対応や、感染者の報告体制や自宅就業、特別休暇制度を一部継続し	適切な受検案内を心掛け、良好な受検率を維持できた。受検後の結果通知及び高ストレスと評価された者からの申し出があった際の面接指導等も滞りなく実施できた。さらに、努力義務とされている集団集計・分析まで実施し、その結果のフィードバックも適切に実施した。 また、公認心理師によるグループセッションは参加者から高い評価を得ており、職場におけるコミュニケーションの円滑化に繋がった。 ○化学物質の取扱者を対象に、所内イントラネットやメール等を活用し、有害業務に従事する場合に必要な特殊健康診断について、周知徹底を図った。 ○労働安全衛生法に基づく作業環境測定を実施し、適切な作業環境の確保に努めた。 ○放射線管理区域の作業環境測定の実施のほか、震災放射線研究エリアについても作業環境測定および空間放射線量を測定し、所員の安全な環境の確保に努めた。 ○集合形式とオンライン形式に加え、開催日に参加できない職員のためにe-ラーニングを用意し、柔軟に受講できる環境を整えた。さらに、未受講者に対して継続的なフォローアップ（受講勧奨）を実施した結果、管理職向けセミナーの受講率を着実に向上させ、令和6年度以降は受講率100%にすることができた。 ○開催年度によっては、一部を非公開（シークレット）としたシナリオを取り入れるなどの工夫を行い、より実践的な地震・火災の総合訓練を実施することで、危機管理体制のさらなる強化を図った。また、人工衛星を利用した高速インターネット通信サービスを活用し、火災発生場所や避難場所からの映像中継により訓練状況を共有するなど、訓練効果を高める取り組みも行った。 ○左記に加えて、衛生管理者による職場巡視の際にも、不適切な電源の接続、コードの損傷等、リスクのある箇所の発見、是正に努めた。 ○社会状況に応じた感染拡大防止対策を講じ、業務に支障を来す感染拡大を防いだ。	＜評定に至った理由＞ ○健康管理は適切に実施されているのか ・メンタルヘルス対策は、専門医療機関等によるカウンセリング及び臨床心理士による相談等の体制を整備。 ・労働安全衛生法に基づき、ストレスチェックを全所員に実施し、受検後の結果通知や高ストレスと評価された者から申し出があった際の面接指導等を実施。（全国平均より低い健康リスクを維持） ・労働安全衛生法で定められた定期健康診断等の実施。 ・診断結果について産業医の意見を聴き、健康ハイリスク者に対する個別の保健指導等を実施。 ○作業環境は適切に確保されているか ・労働安全衛生法に基づき、作業環境測定を実施したほか、リスクアセスメントの実施と、実験室の巡視による作業環境に関する指導を徹底。 ・電離放射線防止法規則に基づき、放射線管理区域の作業環境測定を実施したほか、震災放射線研究エリアについても作業環境測定及び空間放射線量測定を実施。 ○所内教育は適切に実施されているか ・メンタルヘルスセミナーを実施。管理職向けラインケアセミナーは対面とeラーニング併用で実施。 ・職場における事故発生や健康障害の防止等のため各種セミナー、教育訓練を適切に実施。 ・消防計画及び地震初動対策マニュアルに基づき、地震・火災総合訓練を実施し、一部シークレットシナリオによる、より実践的な訓練も実	＜評定に至った理由＞ 中長期計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B評定とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・所員の健康・安全に関する業務を適切に遂行しており評価できる。年度および期間評価としてB評価を支持する。 ・高ストレス者に対する面接指導等が適切に行われていると認められる。
--	--	---	--	---	--

		感染拡大防止のための取組を行うなど、適切な対策の注意喚起を実施。			施。 ・主要な大型施設と老朽化している本館の電気設備の安全点検を実施し、事故のリスクがある箇所については是正措置を行い、実験室等の管理者指導等を実施。 ・新型コロナウイルス感染症について、理事長を本部長とする感染症対策本部を中心に、5 類移行後の対応や、感染者の報告体制や自宅就業、特別休暇制度を一部継続し感染拡大防止のための取組を行うなど、適切な対策の注意喚起を実施。 ＜審議会委員の意見等＞ ・高ストレス者への対応もおおむね適切に行われている。 ・業務改善を年々確実に実施しており、評価できる。評価Bを支持します。	
6 . ○業務における環境配慮の徹底・環境負荷の低減は適切に実施されているか	・グリーン調達を実施する他、節電アクションプランに基づき、研究計画との調整を図りつつ、夏期のピークカットとともに通年での節電に取り組んだ結果、第 4 期中長期計画期間比で夏期の電力消費量は 91.9%、ピーク電力は同期間比 14.6%に抑制し、通年での電力量も同期間比 89.7%に抑制。電力・ガスのエネルギー消費量は、第 4 期中長期計画期間比で 52.7%にまで削減。再生可能エネルギー由来のグリーン電力を調達したことに加え省エネ対策の推進により CO2 排出量（調整後排出係数による算出）は第 4 期中長期目標期間比 72.9%と大幅に削減。 ・環境配慮に関する基本方針における各種基本方針に基づき、電気・ガス・上水の節約、廃棄物等の排出抑制・減量化のための会議のペーパーレス化、化学物質管理システムを活用した適切な管理や、労働安全衛生セミナーを行うことにより職員教育を着実に実施。 ・対策が必要とされた 16 棟すべてにおいて、アスベスト	○「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき適切に環境負荷の低減に取り組んだ。 ○節電アクションプランに基づく夏季の節電をはじめとした通年での取り組みにより、光熱水量の削減など省エネルギー対策をおこなうことができた。 また、再生可能エネルギー由来のグリーン電力を調達し、CO2 排出量を大幅に削減することができた。 ○ホームページ等の広報活動等を通じて一般市民に対しても廃棄物の減量化及びリサイクルを働きかけた。 処理・処分の対象となる廃棄物の発生量については引き続き削減に努めたほか、分別により、循環利用の用途に供される廃棄物等についても削減を図った。 また、産業廃棄物について、廃プラスチック、金属くず及びガラスは再生利用を図り、リサイクル率を高めることにより環境負荷への軽減に努めた。 ○対策が必要とされた 16 棟すべてにおいて、アスベスト	評価	B	評価	B
			＜評価に至った理由＞ ○業務における環境配慮の徹底・環境負荷の低減は適切に実施されているか ・グリーン調達を実施する他、節電アクションプランに基づき、研究計画との調整を図りつつ、夏期のピークカットとともに通年での節電に取り組んだ結果、平成 22 年度比で夏期の電力消費量は 71.9%、ピーク電力は 71.7%に抑制し、通年での電力量も 74.1%に抑制。電力・ガスのエネルギー消費量は、平成 25 年度比で 81.5%にまで削減。再生可能エネルギー由来のグリーン電力を調達したことに加え省エネ対策の推進により CO2 排出量は平成 25 年度比 24.5%と大幅に削減。 ・環境配慮に関する基本方針における各種基本方針に基づき、電気・ガ		＜評価に至った理由＞ 中長期計画に基づき、着実な業務運営がなされていると認められるため、所期の目標を達成しており、B 評価とした。 ＜審議会委員の意見等（実績に対する課題及び改善方法を含む）＞ ・環境に配慮した業務運営に向けた努力を継続的に行っており評価できる。年度および期間評価として B 評価を支持する。 ・新棟 ZEB 化の議論が実施されたことは評価できるが、今後、これを着実に実現するための手当が期待される。	

	対策が完了。 ・「生物多様性の保全に関する基本方針」に基づき策定した、緑地等の保全区域や緑地等の改変を伴う事業を実施するに際してのルールに基づき、所内関係部署で協議・連携して、生物多様性に配慮した管理を行った。30by30（2030 年までに陸域・海域の 30%以上を健全な生態系として保全）目標達成に向けて令和 5 年度に環境省が設定した自然共生サイトへの認定を受け、「つくば生きもの緑地ネットワーク」等を通じた地域への働きかけや情報発信などの取組を実施。 ・「環境報告書」を作成・公表し、業務における環境配慮の取組・成果について積極的に発信。 ・政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画に準じた実行計画を策定し、2030 年までに達成すべき 5 つの個別対策の目標（太陽光発電・電動車・LED 証明導入、新築建築物の ZEB 化、再生可能エネルギー電力調達）と具体的措置を定め、取組を実施。	対策を完了した。 ○職場環境としての機能・快適性・美観とのバランスを取りつつ、生物多様性に配慮した管理を行った。また、自然共生サイトへの認定を受けて、「つくば生きもの緑地ネットワーク」等を通じた地域への働きかけや情報発信などの取り組みを進めた。 ○業務における環境配慮の取り組み・成果についても積極的な発信を行った。各年度の環境報告書については、毎年、翌年度 9 月に公表した。	ス・上水の節約、廃棄物等の排出抑制・減量化のための会議のペーパーレス化、化学物質管理システムを活用した適切な管理や、労働安全衛生セミナーを行うことにより職員教育を着実に実施。 ・対策が必要とされた 16 棟すべてにおいて、アスベスト対策が完了。 ・「生物多様性の保全に関する基本方針」に基づき策定した、緑地等の保全区域や緑地等の改変を伴う事業を実施するに際してのルールに基づき、所内関係部署で協議・連携して、生物多様性に配慮した管理を行った。30by30（2030 年までに陸域・海域の 30%以上を健全な生態系として保全）目標達成に向けて令和 5 年度に環境省が設定した自然共生サイトへの認定を受け、「つくば生きもの緑地ネットワーク」等を通じた地域への働きかけや情報発信などの取組を実施。 ・「環境報告書」を作成・公表し、業務における環境配慮の取組・成果について積極的に発信。 ・政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画に準じた実行計画を策定し、2030 年までに達成すべき 5 つの個別対策の目標（太陽光発電・電動車・LED 証明導入、新築建築物の ZEB 化、再生可能エネルギー電力調達）と具体的措置を定め、取組を推進。 <審議会委員の意見等> ・ R 5 に所内のアスベスト対策が完了したというのは遅すぎる印象（遅すぎても完了したのは評価できる）。 ・業務改善を年々確実に実施してお
--	--	--	---

				り、評価できる。また環境研究の中核拠点として、環境に配慮した業務実施を常に心がけており高く評価する。評価Bを支持します。	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
—

項目別調書 No.	中長期目標	中長期計画
1	1. 環境研究に関する業務 環境研究に関する業務については、第 5 期中長期目標期間においては、以下の事項に取り組むものとする。 （１）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 （２）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 （３）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進 （４）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 また、環境研究に関する業務を実施するために、環境省の政策体系との対応を踏まえつつ、環境研究の柱となる 6 つの分野（①～⑥）と長期的に体系化を目指す 2 つの分野（⑦、⑧）を設定する。環境研究の基盤として不可欠な環境計測は、各分野での研究と一体的・分野横断的に推進する。 なお、分野を超えた連携により取り組むべき課題への対応は、後述する戦略的研究プログラムで行う。 ① 地球システム分野 ② 資源循環分野 ③ 環境リスク・健康分野 ④ 地域環境保全分野 ⑤ 生物多様性分野 ⑥ 社会システム分野 ⑦ 災害環境分野 ⑧ 気候変動適応分野	1. 環境研究に関する業務 環境研究に関する業務(1)～(4)を実施するために、環境省の政策体系との対応を踏まえつつ、環境研究の柱となる 6 つの分野（①～⑥）と長期的に体系化を目指す 2 つの分野（⑦、⑧）を設定する。 ① 地球システム分野 ② 資源循環分野 ③ 環境リスク・健康分野 ④ 地域環境保全分野 ⑤ 生物多様性分野 ⑥ 社会システム分野 ⑦ 災害環境分野 ⑧ 気候変動適応分野 （１）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 （２）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 （３）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進 （４）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進
1	（１）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 推進戦略で提示されている重点的に取り組むべき課題に対応するため、8 つの戦略的研究プログラム（気候変動・大気質、物質フロー革新、包括環境リスク、自然共生、脱炭素・持続社会、持続可能地域共創、災害環境、気候変動適応）を設定し、環境研究の中核機関として、従来の個別分野を超えた連携により、統合的に研究を推進するものとする。 ① 気候変動・大気質研究プログラム ② 物質フロー革新研究プログラム ③ 包括環境リスク研究プログラム ④ 自然共生研究プログラム ⑤ 脱炭素・持続社会研究プログラム ⑥ 持続可能地域共創研究プログラム ⑦ 災害環境研究プログラム ⑧ 気候変動適応研究プログラム	（１）重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進 国立研究開発法人国立環境研究所（以下「国環研」という。）は、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」（令和元年 5 月環境大臣決定）（以下、「推進戦略」という。）の重点課題を考慮しつつ、国際社会で持続可能な開発目標（以下「SDGs」という。）とパリ協定を踏まえた地球規模の持続可能性と、地域における環境・社会・経済の統合的向上の同時実現に向けた課題を解決すべく、統合的・分野横断的なアプローチで取り組む戦略的研究プログラムを設定し、マルチスケールに研究を推進する。特に気候危機問題に関しては、複数の関係プログラム（①⑤⑥⑧）で構成する「気候危機対応研究イニシアティブ」を設定して連携の下で一体的に推進する。研究成果に基づき、気候危機に係る社会の関心に即した知見を創出し、発信する。また、複数のユニットにまたがる業務の管理に当たっては、管理責任者を置き、関係ユニット長と適宜連絡をとりながら進捗管理を行うものとする。 なお、戦略的研究プログラムのうち、気候変動適応研究プログラムについては、3. 気候変動適応に関する業務の中で実施する。 ① 気候変動・大気質研究プログラム ② 物質フロー革新研究プログラム ③ 包括環境リスク研究プログラム

		④ 自然共生研究プログラム ⑤ 脱炭素・持続社会研究プログラム ⑥ 持続可能地域共創研究プログラム ⑦ 災害環境研究プログラム ⑧ 気候変動適応研究プログラム
1	（２）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 環境問題の解決に資する源泉となるべき環境研究の基礎・基盤的取組について、環境省の政策体系との対応を踏まえて８つの研究分野（地球システム分野、資源循環分野、環境リスク・健康分野、地域環境保全分野、生物多様性分野、社会環境システム分野、災害環境分野及び気候変動適応分野）を前述のとおり設定したが、これらの分野の研究は、推進戦略の重点課題を考慮しつつ以下の(ア)～(ウ)の方針に基づき着実に実施することとする。 また、環境計測、観測手法の高度化等の先端的な計測研究は各分野での研究と一体的に推進し、環境計測の精度管理等に関する共通・基盤的な計測業務は分野横断的に推進するものとする。加えて、令和７年度からは生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第３６号）に基づく水道整備・管理行政の移管を踏まえ、水道水その他人の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する調査研究について推進する。 なお、気候変動適応分野については、３．気候変動適応に関する業務の中で実施し、評価する。 【重要度：高】 環境研究の各分野における基礎的調査・研究及び基盤整備等の取組は、推進戦略に提示されている各領域における重点課題に対応し、我が国の環境政策の意思決定の科学的根拠となるものであるため。 （ア）先見的・先端的な基礎研究 今後起こりうる環境問題に対応するための先見的・先端的な学術基礎研究と、研究所の研究能力の維持向上を図るための創発的・独創的な萌芽的研究を推進する。その際、推進戦略の重点課題である「環境問題の解決に資する新たな技術シーズの発掘・活用」がなされるよう配慮する。 （イ）政策対応研究 随時生じる環境政策上の必要性の高い課題に対応する政策対応研究を着実に推進するとともに、研究成果に基づき、組織的に国内外の機関と連携しながら、支援業務・普及啓発等を行い、政策貢献及び社会実装を図る事業的取組を推進する。 （ウ）知的研究基盤整備 国環研の強みを生かした組織的・長期的な取組が必要である地球環境の戦略的モニタリング、環境に関わる各種データの取得及びデータベース構築、環境試料・生物の保存・提供、レファレンスラボ業務等の知的研究基盤の整備を推進する。	（２）環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進 環境問題の解決に資する政策的・学術的な源泉となるべき科学的知見の創出のため、創造的・先端的な科学の探究を基礎とする研究から政策のニーズに対応した実践的研究、学術・政策を支援する知的基盤の整備、社会実装に関わる事業的取組に至るまで幅広い段階を含む基礎・基盤的取組を、各分野の下で連携も図りつつ体系的に実施する。具体的には、以下に類型される調査・研究・業務について取り組む。 （ア）先見的・先端的な基礎研究 今後起こりうる環境問題に対応するための先見的・先端的な学術基礎研究と、研究所の研究能力の維持向上を図るための創発的・独創的な萌芽的研究を推進する。 （イ）政策対応研究 随時生じる環境政策上の必要性の高い課題に対応する政策対応研究を着実に推進するとともに、研究成果に基づき、組織的に国内外の機関と連携しながら、支援業務・普及啓発等を行い、政策貢献及び社会実装を図る事業的取組を推進する。 （ウ）知的研究基盤整備 国環研の強みを生かした組織的・長期的な取組が必要である地球環境の戦略的モニタリング、環境に関わる各種データの取得及びデータベース構築、環境試料の保存・提供、レファレンスラボ業務等の知的研究基盤の整備を推進する。

1	（３）国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進国環研の研究と密接な関係を有し、組織的・継続的に実施することが必要・有効な業務のうち、特に、国の計画に沿って中核的な役割を担うこととされている、衛星観測に関する事業及び子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）に関する事業については着実に推進する。 ① 衛星観測に関する事業 ② エコチル調査に関する事業	（３）国の計画に基づき中長期計画期間を超えて実施する事業の着実な推進 国の計画に沿って、実施組織の中で中核的な役割を担うこととされている、衛星観測に関する事業と子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）に関する事業を着実に推進する。 ① 衛星観測に関する事業 ② エコチル調査に関する事業
1	（４）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 推進戦略において、国環研は、国立研究開発法人として環境省や関係省庁との連携強化と社会への貢献、研究・技術開発の充実に向けた大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、更には地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むことが求められている。 国環研は、国内外の大学、他の研究機関、民間企業等様々な主体との連携を通して研究開発成果の国全体での最大化を図るとともに、第５期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）や統合イノベーション戦略 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえ、研究開発成果の社会実装・社会貢献を推進するため、連携支援機能の強化を行う。 ①中核的研究機関としての連携の組織的推進 研究から成果活用、社会実装までの一体的な実施に向け、RA（リサーチアドミニストレーター）を含む連携推進機能の組織化を行い、対外的な連携・ネットワークの形成・維持・強化に取り組む。 ②国内外機関及び関係主体との連携・協働 SDGs の達成や災害復興等の地域における課題解決に貢献するため、国環研の地方拠点等を活用しながら、多様な関係主体との協働を推進するとともに、関係主体及び市民との対話型コミュニケーションを推進する。また、国際標準的な試験評価手法の確立等に向けた国際機関の活動に積極的に参画し、研究所の能力を活かした貢献を果たす。 ③成果の社会実装 ・個別の研究成果については、誌上発表及び口頭発表を推進するとともに、学会における委員会への参画や研究会・シンポジウム等の開催を積極的に行う。 ・関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要な科学的な事項の検討に参加する。 ・データベースや保存試料等の外部研究機関への提供に努める。 ・知的財産については、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して、研究所が保有する特許権等を精選し活用を図る。 ・科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。）第 34 条の 6 第 1 項の規定による出資等の活用も図りつつ、民間の知見等を生かした研究開発成果の普及・活用を推進する。 これらの取組により、国内外の研究機関や行政機関、関連ステークホルダーとの連携を促進し、研究の成果の最大化とともにリソースの確保を図る。	（４）国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進 推進戦略において、国環研は、国立研究開発法人として環境省や関係省庁との連携強化と社会への貢献、研究・技術開発の充実に向けた大学・他の国立研究開発法人・地域の環境研究拠点との連携強化、さらには地球規模での課題への貢献に向けた国際的な連携の推進に取り組むことが求められている。これを受けて、国環研は、国内外の大学、他の研究機関、民間企業等様々な主体との連携を通して研究開発成果の国全体での最大化を図るとともに、第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や統合イノベーション戦略 2024（令和 6 年 6 月 4 日閣議決定）を踏まえ、研究開発成果の社会実装・社会貢献を推進するため、連携支援機能の強化を行う。 ● 中核的研究機関としての連携の組織的推進 研究から成果活用、社会実装までの一体的な実施に向け、対外的な連携・ネットワークの形成・維持を組織的に推進する。 ● 国内外機関及び関係主体との連携・協働 ア． SDGs の達成や災害復興等の地域における課題解決や環境人材の育成に貢献するため、国環研の地方拠点等を活用しながら、地方公共団体、NPO、NGO 等を含む多様な関係主体との協働を推進するとともにさらに関係主体及び市民との対話型コミュニケーションを推進する。 イ． 国際標準的な試験評価手法の確立等の国際ルール作りに向けた国際機関の活動への貢献等に取り組む。 ウ． 他の国立研究開発法人、国立研究所の研究状況や成果状況を把握し、効率的な共同研究等の実施に努める。また、民間企業との連携・ネットワーク構築に努める。 エ． 環境研究における中核機関として、我が国全体の環境研究の水準の向上を図るとともに SDGs や地域循環共生圏に係る地域の環境研究拠点の役割の強化に貢献するため、地方公共団体、環境研究機関との共同研究・研究交流等に取り組む。 オ． 国内外の大学との連携を図りつつ、連携大学院制度やインターンシップ制度も活用し、次世代の若手研究人材の育成に取り組む。 カ． 国際連携に関しては、環境研究の国際拠点としての機能強化を図り、我が国の環境対策の経験を活用した支援、国際機関や国際学術団体の活動への貢献等に取り組む。 ● 成果の社会実装 ア． 個別の研究成果の発表については、査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数について第 4 期中長期目標期間中と同程度の水準を目安として、誌上発表及び口頭発表を推進するとともに、学会における委員会への参画や研究会・シンポジウム等の開催を積極的に行う。 イ． 関係審議会等への参画をはじめ、環境政策の決定や現場の課題解決に必要な科学的な事項の検討に参加する。なお、毎年度、研究分野ごとに政策貢献の状況を把握する。 ウ． データベースや保存試料等の外部研究機関への提供に努める。

		エ. 知的財産については、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して、研究所が保有する特許権等を精選し活用を図る。 オ. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。）第34条の6第1項の規定による出資等の活用に向けて所内規程類の検討を進めつつ、民間の知見等を生かした研究開発成果の普及・活用を推進する。
2	2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務 環境情報の収集、整理及び提供に加え、研究成果の普及についても一体として取り組むことで情報発信の強化に取り組む。 ①環境情報の収集、整理及び提供 国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全の取組への参画等を促進するため、様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、それらを、環境情報を発信する総合的なウェブサイトである「環境展望台」においてわかりやすく提供する。 ・環境情報の理解を促進できるようにするため、他機関が保有する情報を含め、利用者が幅広い環境情報（1次情報）に容易に辿り着ける形式とした環境情報に関するメタデータについて、さらなる情報の充実を図る。また、スマートフォン対応を進め、利用者が求める環境情報を容易に入手できるよう情報提供の環境を整備する。 ・国内各地の環境の状況に関する情報や大気汚染の予測情報等を地理情報システム（GIS）等の情報技術を活用しながら、利用者のニーズに応じて活用しやすい形で、ストーリーの要素も取り入れつつ、わかりやすく提供する。 また、市民からの環境情報の提供等双方向の環境情報の収集・提供を進めることも検討する。 ・収集・整理した環境情報が活用され、環境に関する研究・技術開発が促進されるよう、各種環境データのオープンデータ化に取り組む。 ・情報の訴求力を向上させるため、解説記事等において、分かりやすい図表、写真等を活用する。 ②研究成果の普及 国環研で実施した環境研究の成果について、幅広い層の国民の理解を増進し、社会との相互信頼関係の向上を図るため、以下の取組を通じて積極的な研究成果の普及を行う。 ・研究活動や研究成果に関する情報を、プレスリリース、ホームページ、刊行物、SNS等様々な媒体を組み合わせたクロスメディアの手法も用いて積極的に発信する。情報を発信する際には、国民の各層へのアプローチと幅広い理解の増進を図るため、最新の情報発信ツールの特性を踏まえ、平易な用語や写真・動画等を用いて、国民にわかりやすい形で発信するよう努める。 ・研究所の最新の動向を正確かつ迅速に発信するとともに、利用者が必要とする情報に効率的にアクセスできるよう、スマートフォンページの改善等ホームページの機能強化に努める。 ・オープンサイエンスを推進するため、機関リポジトリ等を活用し、研究成果を蓄積し、	2. 環境情報の収集、整理及び提供等に関する業務 ① 環境情報の収集、整理及び提供 国民の環境問題や環境保全に対する理解を深め、国、地方公共団体、企業、国民等の環境保全の取組みへの参画等を促進するため、様々な環境の状況等に関する情報や環境研究・技術等に関する基盤的な情報について収集・整理し、それらを、環境情報を発信する総合的なウェブサイトである「環境展望台」においてわかりやすく提供する。 ・環境情報の理解を促進するため、他機関が保有するテキスト情報や画像データに関する情報を含め、サイト利用者が幅広い環境情報（一次情報）に容易に辿り着けるためのメタデータについて、年間2,600件の整備を目指す。また、環境技術の基本についてその背景・仕組みなどをわかりやすく解説する「環境技術解説」の内容を新たな情報や知見、関連コンテンツに合わせて改修し、利便性の向上を図る。 ・国内各地の環境の状況に関する情報や大気汚染の予測情報等を地理情報システム（GIS）等の情報技術を活用し分かりやすく提供する。令和7年度においては、利用者が操作可能な図表とその解説を組み合わせた「ストーリーテリング」の手法や、表示データ切り替えや図表間の連携などArcGISの機能を活用した、各環境データ提供ページの改修を完了させ、さらなるコンテンツの充実化を図る。 ・収集・整理した環境情報が活用され、環境に関する研究・技術開発が促進されるよう、各種環境データのオープンデータ化に取り組む。 ・情報の訴求力を向上させるため、解説記事等において、分かりやすい図表、写真等を活用する。 ② 研究成果の普及 ・研究活動や研究成果に関する情報を、プレスリリース、ホームページ、刊行物（国環研 Viewを含む）、SNS等様々な媒体を組み合わせたクロスメディアの手法も用いて積極的に発信する。情報を発信する際には、国民の各層へのアプローチと幅広い理解の増進を図るため、最新の情報発信ツールの特性を踏まえ、平易な用語や写真・動画等を用いて、国民にわかりやすい形で発信するよう努める。 ・研究所の最新の動向を正確かつ迅速に発信するとともに、利用者が必要とする情報にアクセスできるよう、ホームページの全面改修を実施する。階層毎に異なっているデザインの統一をはじめ、サイトの閲覧目的に応じたメニュー構成を考慮しつつ、利用環境にかかわらず利用しやすいサイト構築を進める。 ・オープンサイエンスを推進するため、令和3年度より運用を開始した機関リポジトリにおいて過去の情報を含む研究成果を電子的な形態で集約、蓄積を進め、研究成果の利活用及び公開を推進する。 ・研究成果を発表する公開シンポジウムや施設の一般公開においてインパクトのある研究成果を

	利用しやすい形で提供するとともに、研究データのオープン化を促進する。 ・研究成果を発表するシンポジウムや施設の一般公開等のイベントにおいて、インパクトのある研究成果を直接国民に発信する。また、視察や見学、感染症等の影響にかかわらず実施可能なオンラインでの発信を通じて国環研及び研究活動への理解を深めることに努める。さらに各種イベントや講演会、研究者の講師派遣等のアウトリーチ活動を積極的に実施し、国民への環境研究等の成果の普及・還元を努める。これらの取組において双方向的な対話の機会を設けることにより、社会の声を研究活動にフィードバックするとともに、社会との相互信頼関係の向上にも努める。	直接国民に発信する。また、視察者や見学者の希望を把握し、研究活動に支障がないよう留意しつつ、わかりやすい説明に努める。さらに、研究所主催の各種イベントや講演会、研究者の講師派遣等のアウトリーチ活動を積極的に実施し、国民への環境研究等の成果の普及・還元を通じた社会貢献に努める。
3	3. 気候変動適応に関する業務 適応法に基づいて、国を始め地方公共団体、事業者、個人の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に総合的に取り組む。国の気候変動適応推進会議による関係行政機関相互の緊密な連携協力体制の下、具体的には①及び②に掲げる活動を行う。 ① 気候変動適応推進に関する技術的援助 適応法第 11 条に基づき気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析、提供及び各種技術的援助を行う。そのため気候変動、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然災害・沿岸域、自然生態系、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活（以下「気候変動と影響七分野」）等に関する調査研究又は技術開発を行う研究機関や地域気候変動適応センター（以下「地域センター」という）等と連携して、気候変動影響及び気候変動適応に関する内外の情報を収集し、②に掲げる調査研究の成果とともに、気候変動の影響・脆弱性・適応策の効果並びに戦略等の整理を行う。行政機関情報や社会情勢さらに国民一人一人が取得する気候変動影響情報の有用性にも着目して、上記の科学的情報と合わせて統合的に気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）を通じて情報提供する。提供に当たり幅広い関係主体のニーズと現状の科学的知見とのギャップを把握しながら、提供情報の質の向上や更新に努める。また一般にもわかりやすい情報の発信を行う。 都道府県及び市町村並びに地域センターに積極的な働きかけを行い、各地方公共団体による地域気候変動適応計画の策定及び適応策推進に係る技術的助言その他の技術的援助、地域センターに対する技術的助言・援助、並びに気候変動適応広域協議会からの求めに応じた資料や解説の提供、また意見の表明等を行う。これらを通じて、気候変動適応に関する情報及び調査研究・技術開発の成果の活用を図りつつ適応策の推進に貢献する。 加えて、主にアジア太平洋地域の途上国に対する気候変動影響及び適応に関する情報を提供するために構築したアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）を活用し、情報を発信及び適応策推進を支援し適応に関する国際的連携・国際協力に努める。 ② 気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務 気候変動適応計画の立案や適応策の実装を科学的に援助するために、1（1）⑧に掲げる気候変動適応研究プログラム及び1（2）⑧に掲げるところにより、気候変動と影響七分野等に関わる気候変動影響・適応に対する調査研究及び技術開発を行う。また、熱中症については喫緊の課題であることから、気候指標等を含む影響予測手法等の開発を行う。	3. 気候変動適応に関する業務 適応法に基づいて、国を始め地方公共団体、事業者、個人の適応推進のための技術的援助及び気候変動適応研究に総合的に取り組む。国の気候変動適応推進会議による関係行政機関相互の緊密な連携協力体制の下、具体的には（1）及び（2）に掲げる活動を行う。 （1）気候変動適応推進に関する技術的援助 適応法第 11 条に基づき気候変動影響及び適応に関する情報の収集、整理、分析、提供及び各種技術的援助を行う。そのため気候変動、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然災害・沿岸域、自然生態系、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活（以下「気候変動と影響七分野」）等に関する調査研究又は技術開発を行う研究機関や地域気候変動適応センター（以下「地域センター」という）等と連携して、気候変動影響及び気候変動適応に関する内外の情報を収集し、②に掲げる調査研究の成果とともに、気候変動の影響・脆弱性・適応策の効果並びに戦略等の整理を行う。行政機関情報や社会情勢さらに国民一人一人が取得する気候変動影響情報の有用性にも着目して、上記の科学的情報と合わせて統合的に気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）を通じて情報提供する。提供に当たり幅広い関係主体のニーズと現状の科学的知見とのギャップを把握しながら、提供情報の質の向上や更新に努める。また一般にもわかりやすい情報の発信を行う。 都道府県及び市町村並びに地域センターに積極的な働きかけを行い、各地方公共団体による地域気候変動適応計画の策定及び適応策推進に係る技術的助言その他の技術的援助、地域センターに対する技術的助言・援助、並びに気候変動適応広域協議会からの求めに応じた資料や解説の提供、また意見の表明等を行う。これらを通じて、気候変動適応に関する情報及び調査研究・技術開発の成果の活用を図りつつ適応策の推進に貢献する。 加えて、主にアジア太平洋地域の途上国に対する気候変動影響及び適応に関する情報を提供するために構築したアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）を活用し、情報を発信及び適応策推進を支援し適応に関する国際的連携・国際協力に努める。 （2）気候変動適応に関する調査研究・技術開発業務 気候変動適応計画の立案や適応策の実装を科学的に援助するために、1（1）⑧に掲げる気候変動適応研究プログラム及び1（2）⑧に掲げるところにより、気候変動と影響七分野等に関わる気候変動影響・適応に対する調査研究及び技術開発を行う。また、熱中症については喫緊の課題であることから、気候指標等を含む影響予測手法等の開発を行う。 以上（1）及び（2）に掲げる取組を通じて、適応法及び同法の規定により策定される気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。【重要度：高】 【困難度：高】

	以上①及び②に掲げる取組を通じて、適応法及び同法の規定により策定される気候変動適応計画に基づく気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進に貢献する。 【重要度：高】【困難度：高】 喫緊の課題として法制化された気候変動適応に関する取組であり重要度は高い。また、気候変動適応は、幅広い事象を対象とし、気候変動の不確実性や、その地域差、適応策実装可能性等の様々な条件を考慮しながら段階的に展開していく必要があるため困難度が高い。	
4	1. 業務改善の取組に関する事項 （1）経費の合理化・効率化 国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る業務費（特殊要因を除く。）のうち、毎年度業務経費については 1%以上、一般管理費については 3%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。 （2）人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、厳しく検証を行った上で、給与の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、必要な措置を講じる。 （3）調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、研究開発業務の特殊性を考慮した随意契約を併せた合理的な方式による契約手続きを行う等、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進するとともに、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。 また、更なる合理化を図るため、調達手続き等の電子化を進める。 2. 業務の電子化に関する事項 「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）や「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（令和 3 年 9 月 10 日、デジタル社会推進会議幹事会決定）等を踏まえ、デジタル技術等を活用した業務の効率化のため以下の取組を行う。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO の設置等の体制整備を行うとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 （1）国環研の「基幹情報システム」について、適切な管理・運用を行うとともに、見直しが必要な場合には横断的な連携による情報の利活用を推進しつつ、クラウド利用を含めた検討を行う。 （2）業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースや情報共有ツールについて、必要な見直しを行いつつ、適切に運用する。 （3）デジタル技術を活用した電子決裁やペーパーレス会議、Web 会議を推進し、業務	1. 業務改善の取組に関する事項 （1）経費の合理化・効率化 国環研の環境研究の取組の強化への要請に応えつつ、業務の効率化を進め、運営費交付金に係る人件費を除く業務費（「衛星による地球環境観測経費」及び「子どもの健康と環境に関する全国調査経費」を除く。）のうち、業務経費については 1%以上、一般管理費については 3%以上の削減を目指す。なお、一般管理費については、昨今の物価高騰や円安等の経済情勢を踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行う。 （2）人件費管理の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定の改正を行い、その適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費について、政府の方針を踏まえ、必要な措置を講じる。 （3）調達等の合理化 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）を踏まえ、国環研が毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。原則として調達は、一般競争入札によるものとしつつ、国立研究開発法人特例随意契約による契約手続きを行う等、公正性・透明性を確保しつつ契約の合理化を推進するとともに、経済的で適正な契約手続きの徹底を図る。また、内部監査や契約監視委員会等により取組内容の点検・見直しを行う。 2. 業務の電子化に関する事項 「国の行政の業務改善に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）や「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（令和 3 年 9 月 10 日デジタル社会推進会議幹事会決定）、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）等を踏まえ、デジタル技術等を活用した業務の効率化や情報システムの適切な整備および管理を図るため、以下の取組を行う。 （1） PMO（Portfolio Management Office）活動の一環として、個別プロジェクトの改善を関係部署と調整しながら進める。令和 7 年度はデジタル統括アドバイザーを中心に PJMO（Project Management Office）の活動を支援する。企画・支援部門（管理部門）が運用し、全所的に利用されている「基幹情報システム」について、適切な管理・運用を行うとともに、見直しが必要な場合には横断的な連携による情報の利活用を推進しつつ、クラウド利用を含めた検討を行う。令和 7 年度は、財務会計システムの更改及び購買システムの導入に向け、両システムの構築を適切に実施する。 （2） 業務の効率化に資するため、研究関連情報データベースや情報共有ツールについて、随時必要な見直しを行いつつ、適切に運用する。

	の効率化をはじめ、経費の節減、テレワークによる働き方改革及び感染症影響下等においての業務継続に資する環境を提供する。	（３） デジタル技術を活用した電子決裁やペーパーレス会議、Web 会議、クラウドストレージの利活用を推進し、業務の効率化をはじめ、経費の節減やテレワークによる働き方改革及び感染症影響下等においての業務継続に資するため、所内外を問わず安全に利用できる業務環境を提供する。
5	第 5 財務内容の改善に関する事項 通則法第 35 条の 4 第 2 項第 4 号の財務内容の改善に関する事項は次のとおりとする。 第 4 の 1 「業務改善の取組に関する事項」で定めた事項に配慮した中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 なお、独立行政法人会計基準の改訂（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化 単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理するとともに、一定の事業等のまとまりごとに設定しているセグメント情報を引き続き開示する。 （１） バランスのとれた収入の確保 健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用に努めるとともに、第 3 の 1.（４）や第 3 の 2. の成果を活用しつつ、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に努める。競争的な外部資金の獲得については、環境研究に関する競争的外部資金の動向を踏まえつつ、国環研のミッションに照らして、申請内容や当該資金の妥当性について審査・確認する。 （２） 保有財産の処分等 研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。	第 3 財務内容の改善に関する事項 第 2 の 1 「業務改善の取組に関する事項」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行う。 なお、独立行政法人会計基準（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会策定、令和 3 年 9 月 21 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理するとともに、一定の事業等のまとまりごとに設定しているセグメント情報を引き続き開示する。 （１） バランスの取れた収入の確保 健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な執行に努めるとともに、競争的な外部研究資金、受託収入、寄附金等運営費交付金以外の収入についても、全体として第 4 期中長期目標期間中と同程度の水準を目安として、引き続き質も考慮したバランスの取れた確保に一層努める。競争的な外部資金の獲得については、環境研究に関する競争的外部資金の動向を踏まえつつ、国環研のミッションに照らし妥当であると確認できることを前提に、外部資金を利用する研究の形成及び実施の支援の体制整備を進める。 （２） 保有財産の処分等 研究施設の現状や利用状況を把握し、施設の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、保有資産の保有の必要性について、継続的に自主的な見直しを行う。 第 4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画 1. 予算計画 2. 収支計画 3. 資金計画
6	1. 内部統制の推進 （１） 内部統制に係る体制の整備 理事長のリーダーシップの下、幹部クラスで構成する会議をはじめ階層的な所内会議を定期的に開催し、中長期的視点を含めた組織運営のあり方や課題への対応方策について検討するとともに、研究所のミッションの浸透、モチベーション・使命感の向上を図る。 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実にを行うとともに、「国立研究開発法人国立環境研究所における業務の適正を確保するための基本規程」（平成 27 年 4 月 1 日、平 27 規程第 1 号）及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制委員会の設置、モニタリング体制等内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修	2. 人事の最適化 （１） 優れた人材の確保 科技イノベ活性化法第 15 条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化や RA を含めた優れた人材の確保に努め、研究の活性化の促進を図る。 （２） 若手研究者等の能力の活用 科技イノベ活性化法第 24 条に基づく「人材活用等に関する方針」（平成 23 年 2 月 3 日国環研決定）等に基づき、若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取り組みを一層推進する。また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。

を実施する等、職員の教育及び意識向上を積極的に進める。 （２）コンプライアンスの推進 「国立研究開発法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」(平成 22 年 9 月 8 日 国環研決定)に基づく取組を推進し、コンプライアンスの徹底を図る。特に、コンプライアンス委員会の体制強化、取組状況のフォローアップを着実に行之、業務全般の一層の適正な執行を確保する。 研究不正・研究費不正使用については、「国立研究開発法人国立環境研究所における研究上の不正行為の防止等に関する規程」(平成 18 年 9 月 11 日 平 18 規程第 22 号)及び「国立研究開発法人国立環境研究所における会計業務に係る不正防止に関する規程」(平成 19 年 9 月 12 日平 19 規程第 17 号)等に基づき、管理責任の明確化、教育研修等事前に防止する取組を推進するとともに、万一不正行為が認定された場合は厳正な対応を図る。 （３）PDCAサイクルの徹底 業務の実施に当たっては、組織横断的な研究プログラムを含め、年度計画に基づき各階層における進行管理や評価、フォローアップ等を適切に実施し、PDCA サイクルを徹底するものとする。研究業務については、妥当性を精査しつつ毎年度研究計画を作成するとともに、外部の専門家・有識者を活用する等して適切な評価体制を構築し、評価結果をその後の研究計画にフィードバックする。 （４）リスク対応のための体制整備 業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして、識別、分析及び評価し、リスク管理委員会での議論等を踏まえ体制等を整備する。 ２．人事の最適化 （１）優れた人材の確保 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 15 条等を踏まえ、クロスアポイントメント制度や年俸制を積極的に活用し、国立研究開発法人及び大学等との連携強化やRAも含めた優れた人材の確保に努め、研究の活性化を促進する。 （２）若手研究者等の能力の活用 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第 24 条に基づく「人材活用等に関する方針」(平成 23 年 2 月 3 日国環研決定)等に基づき、若手研究者、女性研究者、外国人研究者及び障害をもつ研究者の能力活用のための取組を一層推進する。 また、人的資源の最適配置を行うほか、優れた研究者の登用、既存の人材の活性化・有効活用により人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。 さらに各研究部門において、専門的、技術的能力を維持・承継できる体制を保持する。 （３）管理部門の能力向上 「事務系職員採用・育成に関する基本方針」(平成 31 年 4 月 1 日国環研決定)に基づき、主体性、協調性及び専門性を備えた人材を育成するために、長期的な研修体系や支援態勢を整備し、能力及び士気の向上を図る。 また、個人の資質、能力及び適性を考慮した配置を行い、多様な業務経験を通じて研究者の研究活動を支援するとともに、組織の適正な運営に努める。 さらに、深刻化する施設の老朽化等に対応するため、施設整備、施設保守・管理を担当する技術系職員を確保し体制の整備を図る。	（３）企画・支援部門（管理部門）の能力向上 「事務系職員採用・育成に関する基本方針」(平成 31 年 4 月 1 日国環研決定)に基づき、主体性、協調性及び専門性を備えた人材を育成するために、長期的な研修体系や支援態勢を整備し、能力及び士気の向上を図る。また、個人の資質、能力および適性を考慮した配置を行い、多様な業務経験を通じて研究者の研究活動を支援するとともに、組織の適正な運営に努める。さらに、深刻化する施設の老朽化等に対応するため、施設整備、施設保守・管理を担当する技術系職員を確保し体制の整備を図る。加えて、企画・支援部門のうち特に研究支援を担当する部門の体制強化が喫緊の課題であることに鑑み、豊富な知識、技術、経験等を持つシニア職員がその能力を存分に発揮して活躍できる制度を運用する。 （４）適切な職務業績評価の実施 職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。また、必ずしも学術論文の形になりにくい事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。 ３．セキュリティ対策等の推進 「サイバーセキュリティ戦略」(平成 30 年 7 月 27 日閣議決定)等を踏まえ、以下の取組を行う。 （１）情報セキュリティ対策の推進 複雑化・巧妙化しているサイバー攻撃に対して、情報システムにおけるゼロトラストを適用した不正通信の監視強化等に取り組む。また、e-ラーニングや体験型講習等を活用した教育や訓練の徹底による所員の情報リテラシー向上を継続的に図るとともに、IT 資産管理の徹底を図る。さらに、データガバナンス強化策検討から見えた課題、重要な機密性 2 情報の取扱制限策等を検討し、業務の安全性、継続性を確保する （２）個人情報等の管理 個人番号及び特定個人情報含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、当該情報等を取り扱う職員等及びその役割を指定するとともに、個人情報保護研修や管理状況の点検の実施などを行うことにより、安全で適切な管理を確保する。 ４．施設・設備の整備及び管理運用 （１）良好な研究環境を維持するため、施設及び設備の老朽化対策を含め、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備・改修・保守管理に努める。このほか、新たに発生した課題に対応した施設整備を行う。また、業務の実施状況の緊急性、重要性及び老朽度合の進捗度等を勘案して、施設・設備の整備等を行うこととする。 （２）研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分方法を見直すなどの他、老朽化が顕著である研究本館等を集約する「新研究本館」の基本設計が完成したため、今後は実施設計に着手するとともに準備工事等を進める。また、外部施設の利用可能性も考慮しつつ、整備のあり方について検討を進め、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。 ５．安全衛生管理の充実 勤務する者の安全と心身の健康の保持増進を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、以下の取り組みを行う。 （１）定期健康診断の他特殊な業務に応じた各種健康診断を確実に実施するとともに、保健指導、カウンセリングを随時行う。また、メンタルヘルスセミナーやストレスチェックの実施等メンタルヘルス対策等を推進し、職員の健康を確保する。 （２）人為的な事故を未然に防止し、災害等が発生した場合にも継続的に研究業務等に取り組むこと
---	---

	（４）適切な職務業績評価の実施 職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮に資するよう、また、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜評価方法の見直しを行う。 また、必ずしも学術論文の形になりにくい事業、環境政策対応等の研究活動の実績を適切に評価する。 ３．情報セキュリティ対策等の推進 「サイバーセキュリティ戦略」（平成 30 年 7 月 27 日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を行う。 （１）情報セキュリティ対策の推進 複雑化・巧妙化しているサイバー攻撃に対して、情報システムにおけるゼロトラストの適用に取り組む。従来からの通信ログ監視を継続しつつ、出張や自宅就業等の所外からの利用等、多様な利用形態に対応するセキュリティ対策として、クラウドを活用した監視やエンドポイントセキュリティの強化により、所内外を問わず被害の未然防止及び拡大防止に取り組む。また教育や訓練の徹底による所員の情報リテラシー向上を継続的に図るとともに、IT 資産管理の徹底を図る。さらに、震災等の非常時対策を確実に行うことにより、業務の安全性、継続性を確保する。 （２）個人情報等の管理体制の整備 個人番号及び特定個人情報含む保有個人情報等については、関係規程等に基づき、関係職員の指定や組織体制の整備等を行うことにより、安全で適切な管理を確保する。 ４．施設・設備の整備及び管理運用 良好な研究環境を維持・向上するため、施設及び設備の老朽化対策をはじめ、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備・改修・保守管理に努める。 また、研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分を見直す等の他、平成 30 年度に策定したつくば本構キャンパスマスタープランの理念を元に、外部施設の利用可能性も考慮しつつ、より具体的な整備計画を立て、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。 ５．安全衛生管理の充実 勤務する者の安全と心身の健康の保持増進を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、以下の取組を行う。 （１）定期健康診断の他特殊な業務に応じた各種健康診断を確実に実施するとともに、保健指導、カウンセリングを随時行う。また、メンタルヘルスセミナーやストレスチェックの実施等メンタルヘルス対策等を推進し、職員の健康を確保する。 （２）人為的な事故を未然に防止し、災害等が発生した場合にも継続的に研究業務等に取り組むことができるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定等職場における危険防止・健康障害防止措置の徹底、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、地震・火災総合訓練等各種安全・衛生教育訓練の推進等危機管理体制の一層の充実を図る。 ６．業務における環境配慮等 我が国における環境研究の中核的機関として、「環境配慮に関する基本方針」（平成 19 年 4 月 1 日国環研決定）や「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成 31 年 2 月 8 日変更閣議決定）等に基づき、省エネルギー、省資源、廃棄物の削減及び適正処理、化学	ができるよう、放射線や有機溶剤等に係る作業環境測定や化学物質リスクアセスメント制度の適切な実施など、職場における危険防止・健康障害防止措置の徹底、救急救命講習会や労働安全衛生セミナーの開催、地震・火災総合訓練など各種安全・衛生教育訓練の推進等危機管理体制の一層の充実を図る。 我が国における環境研究の中核的機関として、「環境配慮に関する基本方針」（平成 19 年 4 月 1 日国環研決定）や「国立研究開発法人国立環境研究所がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 5 年 9 月 28 日国環研決定）、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」等に基づき、以下の事項など自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。 （１） 物品及びサービスの購入・使用に当たっては、環境配慮を徹底する。その際、政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示されている特定調達物品ごとの判断基準を満足する物品等を 100%調達する。また、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。 （２） エネルギー価格の高騰を受け、更なる省エネルギー対策を推進する。研究活動の進展に伴う増加要因を踏まえつつ、エネルギー消費の大きい恒温恒湿空調などの効率的且つ計画的な運転管理等を行うことにより、エネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスの削減を加速させる。また、再生可能エネルギー比率 100%の電力の調達をはじめ、導入可能な再生可能エネルギーを積極的に検討し、コスト面を考慮しつつ導入を図る。 （３） 上水使用量については、所内の給水装置を調査し、可能な限り節水機器の導入を図ることで一層の使用量削減を目指す。 （４） 廃棄物の適正管理を進めるとともに、廃棄物発生量については、リユースの一層の推進を図るため、徹底した廃棄物の分別に努め一層の廃棄物発生量の削減を目指す。 （５） 施設整備や維持管理に際しての環境負荷の低減の観点からの取組や、化学物質の適正な使用・管理、通勤に伴う環境負荷低減の取組を奨励する等自主的な環境配慮の推進に努める。 （６） 構内の緑地等を地域の自然環境の一部と位置付け、職場環境としての機能・快適性・美観とのバランスを取りつつ、生物多様性に配慮した管理を行う。 （７） 業務における環境配慮については、所内に設置されている環境配慮の推進体制の下、職員の協力を得つつ必要な対策を進め、その成果を取りまとめ環境報告書として公表する。 （８） また、国環研では国民の環境保全に対する関心を高め、環境問題に関する科学的理解と研究活動へ理解を増進するため、研究活動・研究成果の積極的な発信に努めることとしているが、更に国民の環境配慮の取組を増進させるために、国環研の業務における環境配慮の取組・成果についても同様に積極的な発信に努める。
--	---	--

	物質の適正管理に努める等自主的な環境管理に積極的に取り組み、自らの業務における環境配慮についてより一層の徹底を図る。 また、業務における環境配慮の成果を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。	
--	--	--